

(平成22年10月6日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認埼玉地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	72 件
国民年金関係	16 件
厚生年金関係	56 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	95 件
国民年金関係	37 件
厚生年金関係	58 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和54年7月から55年1月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和29年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和54年7月から55年1月まで

昭和54年7月に会社が倒産し、解雇された。母から再就職するまでは国民年金に入るように勧められ加入した。加入手続や保険料納付は母にしてもらった。当時、母が加入手続を54年8月ころにA市役所で行い、保険料も市役所で納付したと言っていたのを聞いたことがある。母から、2回ほど領収書を渡してもらい、合計額は覚えていないが、領収書の1枚の金額は5,000円くらいだったと思う。

申立期間が未納とされていることには納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、A市の国民年金被保険者に関する記録により昭和55年1月17日ころに付番されていることが確認でき、この時点からすると申立期間は現年度納付が可能である。

また、申立人の国民年金の加入手続及び保険料の納付を行ったとするその母は、昭和48年3月から国民年金に任意加入して以降60歳まで国民年金の未納期間は無く、納付意識は高かったと考えられる。

さらに、申立期間は7か月と短期間であり、申立期間の保険料を納付しなかったとする特段の事情もうかがわれない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の平成6年4月から7年3月までの国民年金保険料については、免除されていたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 47 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成6年4月から7年3月まで

学生時代にA市役所で全額免除の申請手続を平成5年度と6年度の2回行った記憶がある。5年度は免除になっているが、6年度は免除の期間となっていない。申請理由を1年目と2年目で変えたことや、4月から5月に申請しないと年度分免除されないと窓口で聞いた覚えがある。申立期間が免除期間となっていないことに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成5年度と6年度にA市役所に行き、国民年金保険料の免除申請をしたとしているところ、オンライン記録では5年度は免除が承認されている上、申立人は、申請の際に1年目と2年目で理由を変えて申請したことや窓口で聞いた内容などを具体的に申述しており、申立内容に不自然な点はみられない。

また、免除が承認されている平成5年度と申立期間について、申立人の両親の所得額に著しく変化があったとはみられないことから、申立人が申立期間に係る保険料の免除申請を行っていれば、免除されていたとするのが自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を免除されていたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 52 年 4 月から 53 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 28 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 52 年 4 月から 53 年 3 月まで
共済年金を脱退した後、母が国民年金への加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料も母が自身の保険料と一緒に納付した。申立期間について、母の保険料が納付済みとなっているのに私の保険料が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、共済年金を脱退した後、その母が申立人の国民年金への加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料もその母が自身の保険料と一緒に納付したとしているところ、申立人の国民年金手帳記号番号は、当該記号番号の前後の被保険者の資格取得時期から、昭和 53 年 5 月ころに払い出されたと推認され、その時点では、申立期間はさかのぼって納付することができる期間である上、12 か月と短期間である申立期間の保険料を納付できなかった特段の事情は見当たらない。

また、申立人の母は自身の申立期間の国民年金保険料をすべて納付している上、国民年金に加入以来、すべての期間の保険料を納付しており、昭和 46 年 4 月からは付加年金保険料も納付するなど、保険料の納付意識が高かったものと認められる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和42年8月から46年12月までの期間及び56年4月から57年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和42年8月から46年12月まで
② 昭和56年4月から57年3月まで

申立期間①について、勤務していた会社の退職とともに厚生年金保険の脱退手当金を受給した。結婚後に国民年金の加入期間として復活できるかと思い保険料を特例納付したところ納付できたので、国民年金の納付済期間となることができたとして理解した。申立期間②について、納付が遅れていた国民年金保険料を銀行に持って行ったところ保険料を受領してくれたので、国民年金の納付済期間となっていると理解した。しかしながら、平成21年3月になって社会保険事務所（当時）から申立期間①及び②の保険料は還付となる旨の説明を受けた。いったん国民年金保険料として受領されたものであり、今になって還付されることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、平成21年3月に厚生年金保険被保険者期間と国民年金被保険者期間を記録統合するまでは、国民年金の強制被保険者期間として記録され、第2回特例納付によって納付済みとされていたが、この記録統合によって、申立期間①は本来国民年金に加入することができない厚生年金保険被保険者期間との重複期間であることが判明したため、申立期間①の保険料は21年4月に社会保険事務所から還付請求書が申立人に送付された。

しかしながら、行政側に本来納付できない厚生年金保険被保険者期間の一部の期間に係る特例納付の納付書を作成したという誤りがあり、こ

のため、申立人が申立期間①の保険料を納付し、これが長期間国庫歳入金として扱われていたことは明らかである上、申立期間①の厚生年金保険被保険者期間については、脱退手当金が支給済みであり、厚生年金保険の被保険者でなかったものとみなされることをも踏まえると、ねんきん特別便により申立人の被保険者期間を確認する過程で、制度上国民年金の被保険者となり得ないことを理由として申立期間①の保険料を還付することは、信義衡平の原則に反するものと考えられる。

- 2 申立期間②について、申立人は、申立期間②の国民年金保険料をさかのぼって納付した昭和 59 年 8 月 10 日付けの「納付書・領収証書」を所持しており、これが還付された事実は認められないから、申立人が時効により納付できない期間である申立期間②の保険料相当額を納付し、これが長期間国庫歳入金として扱われていたことは明らかである。

時効により保険料を納付できないことを理由として、当該保険料の納付を認めないのは信義衡平の原則に反するものと考えられる。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年10月から同年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和25年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和46年10月から同年12月まで

私は、昭和46年9月に会社を辞め次に就職するまでの間、国民年金に加入していたと思う。当時、受給していた失業保険の中から、いくらか家計に入れており、国民年金の加入手続と保険料の納付を父に一任していた。年金保険料は1か月あたり数百円と記憶している。

父はライトバンで市役所まで出掛けて行って、家族の保険料を直接納付していた。

申立期間が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和46年9月に会社を辞め次に就職するまでの間、国民年金の加入手続と保険料の納付を申立人の父に一任していたとしているところ、申立人の国民年金手帳記号番号は、国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによって同年12月ころに払い出されていると推認され、その時点では、申立期間は納付可能な期間である上、3か月と短期間である申立期間の保険料を納付できなかった特段の事情は見当たらない。

また、申立期間当時、申立人と同居していたその両親の申立期間の保険料は納付済みとなっている。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

埼玉国民年金 事案 3712 (事案 2465 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 42 年 5 月から同年 9 月までの期間及び 49 年 1 月から同年 3 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 42 年 5 月から同年 9 月まで
② 昭和 45 年 11 月から 46 年 3 月まで
③ 昭和 47 年 4 月から 48 年 3 月まで
④ 昭和 49 年 1 月から同年 9 月まで
⑤ 平成 6 年 8 月から 10 年 3 月まで

私は、複数回にわたり転職したが、入社した会社はどの会社も短期間で倒産し、私と妻はパートをしながら必死に生計を立ててきた。無職のつらさが身に染みていたので、将来は無職になっても年金だけで生きていけるようにと、国民年金保険料は必死に納付してきたので、当初の判断結果に納得できないため再調査をお願いしたい。

第3 委員会の判断の理由

1 各申立期間に係る申立てについては、一緒に納付していたとする申立人の妻も未納又は未加入となっている期間であり、申立人についても納付していたとは考え難いとして、既に当委員会の決定に基づく平成 21 年 11 月 4 日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

2 申立期間①について、再申立て後に発見された A 市及び B 市（現在は、A 市）の国民年金被保険者名簿により、申立人に別の国民年金手帳記号番号が申立期間①直後の昭和 42 年 10 月から同年 11 月ころまでに払い出されていることが確認できたことから、加入手続をしながら 5 か月と

短期間である申立期間①の保険料を納付しないのは不自然である。

また、申立人の妻が、自宅から徒歩 15 分くらいの A 市役所の出張所で、国民年金の加入手続きを行い、保険料をまとめて納付した記憶があるとしており、申立人の申述には信憑性が認められる。

- 3 申立期間④のうち昭和 49 年 1 月から同年 3 月までの期間については、C 社会保険事務所（当時）が市町村保管の国民年金被保険者名簿により申立人の妻の保険料納付の事実が確認できたとして、平成 20 年 11 月 17 日にその妻の納付記録を追加訂正していることが判明した。

また、申立人の妻は、夫婦二人分の国民年金保険料を A 市役所の出張所で毎月納付していたとしているところ、C 社会保険事務所がその妻の保険料納付の事実を確認した根拠資料である B 市及び D 市（現在は、E 市）の国民年金被保険者名簿により、その妻は、申立期間④のうち昭和 49 年 1 月から同年 3 月までの保険料を納付していることが確認できることから、申立人の納付状況もその妻と同様であったと考えられ、申立人のみ当該期間が未納となっているのは不自然である。

- 4 一方、本再申立てにおいて、申立期間②、③、④のうち昭和 49 年 4 月から同年 9 月までの期間及び申立期間⑤は、オンライン記録によると一緒に納付していたとする申立人の妻も同期間は未納又は未加入となっており、また、国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は見当たらない上、ほかに委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情も見当たらないことから、申立人が申立期間②、③、④のうち 49 年 4 月から同年 9 月までの期間及び申立期間⑤の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

- 5 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 42 年 5 月から同年 9 月までの期間及び 49 年 1 月から同年 3 月までの期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 48 年 1 月から同年 3 月までの期間及び 55 年 6 月から 56 年 7 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 48 年 1 月から同年 3 月まで
② 昭和 55 年 6 月から 56 年 7 月まで

私は、昭和 45 年 3 月ころに A 区役所で国民年金に加入し、保険料は私の夫が継続的に納付した。申立期間の保険料が未納になっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人の国民年金手帳記号番号は、当該記号番号前後の被保険者の資格取得時期から、昭和 47 年 7 月ころに払い出されていると推認でき、その払出時点では、申立期間①は保険料の現年度納付が可能な期間である上、申立人と一緒に納付したとするその夫は納付済みとなっている。

また、申立人の夫が 3 か月と短期間である申立期間①の国民年金保険料を納付できなかったとする特段の事情も見当たらない。

2 申立期間②について、申立人の国民年金被保険者台帳（旧台帳）の昭和 55 年 6 月、同年 8 月及び同年 9 月の欄に、納のゴム印が押されていることが確認できるとともに、同年 10 月から 56 年 3 月までの欄に日付が記入され、それが二重線で取り消されていることが確認でき、行政側の記録管理が適切に行われていなかった可能性も否定できない。

また、同台帳では昭和 55 年 6 月の国民年金保険料 3,770 円が 55 年 10 月に還付された旨の記載があるが、申立人には、当該還付を受けるべき事由は見当たらず、申立人は、還付を受けた記憶も無い。

さらに、申立期間②の前後は納付済みとなっており、申立人の夫が14 か月と比較的短期間である申立期間②の国民年金保険料を納付できなかった特段の事情も見当たらない。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和45年1月から同年3月までの期間、55年8月、同年9月、58年1月及び同年3月までの期間並びに59年4月から同年12月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和45年1月から同年3月まで
② 昭和46年4月から49年12月まで
③ 昭和55年8月及び同年9月
④ 昭和58年1月から同年3月まで
⑤ 昭和59年4月から同年12月まで

申立期間①について、父親に勧められて国民年金に加入し、自宅に年配の男性が国民年金保険料の集金に来ており、その集金人に自分で納付していた。

申立期間①及び②は集金人に納付し、申立期間③、④及び⑤はA銀行（現在は、B銀行）C支店で納めたはずである。申立期間の国民年金保険料が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人は、その父に勧められて国民年金に加入し、自宅に年配の男性が国民年金保険料の集金に来ており、その集金人に自分で納付していたとしているところ、申立人の国民年金手帳記号番号は、当該記号番号前後の被保険者の加入時期から昭和46年1月ころに払い出されたものと推認され、その時点からすると申立期間①は納付可能な期間であり、D市役所では、53年3月まで市の職員による保険料の集金が行われていたことが確認でき、申立人が3か月と短期間である申立期間①の国民年金保険料を納付できなかった特段の事情は見当たらない。

2 申立期間③、④及び⑤について、申立人は、A銀行C支店で納めたはずであるとしているところ、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和46年1月ころ払い出されていると推認され、その時点からすると、申立期間③、④及び⑤は納付可能な期間であり、申立期間③、④及び⑤の前後の国民年金保険料は納付済みである上、申立人が、それぞれ2か月、3か月、9か月と短期間である申立期間③、④及び⑤の国民年金保険料を納付できなかった特段の事情は見当たらない。

3 申立期間②について、申立人は、自宅に年配の男性が国民年金保険料の集金に来ており、その集金人に自分で納付していたとしているが、申立期間②は45か月間と長期間である上、申立人は当時の集金状況や保険料額等の記憶が曖昧であるため具体的な申述が得られず、保険料の納付状況は不明である。

また、申立人が申立期間②の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、申立事案の口頭意見陳述においては、申立人が行ったとする申立期間②の国民年金保険料の納付を裏付ける事情を酌み取ろうとしたところ、申立期間②当時は申立人の兄と一緒に家業を行っていたとする申立人の証言があったが、その兄の納付記録を確認したところ、申立期間②当時に国民年金保険料を納付している事実は確認できなかった上、その他に具体的な新しい証言や証拠を得ることができなかった。

4 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和45年1月から同年3月までの期間、55年8月、同年9月、58年1月から同年3月までの期間及び59年4月から同年12月までの期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和59年8月から同年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和53年5月から同年11月まで
② 昭和56年4月から57年3月まで
③ 昭和59年8月から60年4月まで

申立期間①について、A院に勤務していたが、体調を崩して退職した後、国民年金に加入したいと思いB市役所か同市役所のC出張所（現在は、Dセンター）で加入手続をして、保険料をC出張所で納付していた。申立期間②について、E院を出産及び育児のため休職し、C出張所で保険料の納付を続けていた。申立期間③について、E院を昭和59年8月31日に退職した後、同年9月にB市F町でG院を開業し、国民年金保険料は近くのH出張所（現在は、Iセンター）で納付していた。

申立期間の国民年金保険料が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間③のうち、昭和59年8月から同年12月までの期間について、申立人は、E院を59年8月31日に退職した後、同年9月にB市F町でG院を開業し、国民年金保険料は近くのH出張所で支払っていたとして、申立人が所持している59年分の確定申告書における「社会保険料控除欄」には、同年9月から同年12月までの国民年金保険料とほぼ同額の金額が記載されていることが確認できる。

一方、申立期間③のうち、昭和60年1月から同年4月までの期間については、申立人が所持している60年分の確定申告書における「社会保険料控除欄」には、「国民年金」として5万3,920円が記載されているが、当該金額はオンライン記録で保険料の納付が確認されている60

年5月から同年12月までの保険料に合致し、申立期間③のうちの同年1月から同年4月までの保険料は計上されていないと推認されることから、申立人の主張と相違している。

- 2 申立期間①について、申立人は、A院に勤務していたが、体調を崩して退職した後に、国民年金に加入したいと思いB市役所か同市役所のC出張所で加入手続をして、保険料をC出張所で納付したとしているが、申立人の所持している年金手帳及びオンライン記録により、昭和53年12月20日に国民年金に任意加入により初めて加入したことが確認できることから、申立期間①は任意加入期間における未加入期間であり、制度上納付できない期間である上、任意加入した53年12月20日の時点では、制度上さかのぼって納付することはできない期間である。
- 3 申立期間②について、申立人は、E院を出産及び育児のため休職し、C出張所で保険料の納付を続けていたとしているが、申立人が国民年金保険料を納付したとするB市役所C出張所では、申立期間②当時、保険料の収納は行っていない旨の回答があり、申立人の記憶と相違している。
また、申立人は、申立人が所持している年金手帳及びオンライン記録により、昭和54年2月1日に厚生年金保険に加入したことにより国民年金の資格を喪失し、60年5月1日に再取得している記録となっていることから、申立期間②は未加入期間であり、制度上国民年金保険料を納付できない期間である。
さらに、申立人が申立期間②の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。
- 4 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和59年8月から同年12月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和47年3月から49年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和20年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和47年3月から49年3月まで

昭和47年3月に、夫がA市役所で国民健康保険と同時に夫婦二人分の国民年金の加入手続をした。申立期間の国民年金保険料は夫婦二人分を一緒に納めていた。当時利用していた信用金庫の職員が自宅まで集金に来ていたが、職員が来ないときは私や夫が信用金庫まで納めに行っていた。月の保険料額は定かではないが、500円くらいだったように思う。申立期間について、未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の国民年金保険料を一緒に納付したとする申立人の夫は、平成19年11月の第三者委員会への申立てにおいて、未納とされていた昭和47年3月から49年3月までについて、国民年金の加入手続及び保険料の納付についての記憶が具体的であるとして記録訂正が必要であるとされているところ、申立人及びその夫は、B市の国民年金被保険者名簿により昭和49年度から54年度までについて、保険料の納付年月日が夫婦で一致していることが確認でき、基本的に夫婦二人分の保険料を一緒に納付していたものと認められることから、申立人についても申立期間の保険料を納付していたと考えるのが自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 55 年 1 月から同年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 8 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 38 年 10 月から 42 年 3 月まで
② 昭和 55 年 1 月から同年 3 月まで

私は、ねんきん特別便がきたので、保管してある資料を調べた結果、保険料を納付してあることを確認したので申し立てた。申立期間が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間②について、申立人は、申立期間①直後の昭和 42 年 4 月以降において申立期間②を除いて未納は無く、申立期間②前後の納付済期間約 16 年間のうち、短期間である 3 か月間が未納となっているのは不自然である。

2 申立人は、申立期間①当時の国民年金保険料の納付について、印紙を国民年金手帳に貼付した記憶はあるとしているものの、納付場所や納付方法など具体的なことを覚えておらず、納付状況が曖昧である。

また、申立人は、金銭出納帳を所持しており、国民年金保険料は「税金」という項目に含めて記載していると主張しているが、支出欄に税金の記載はあるものの、税金の内訳の記載が無く、国民年金保険料が含まれていると判断することが困難である。

さらに、申立期間①の国民年金保険料について、申立人が、保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 55 年 1 月から同年 3 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 55 年 1 月から同年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 29 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 55 年 1 月から同年 3 月まで

会社を辞めた昭和 55 年 2 月ころ、自ら自転車に乗って 7 分ほどの A 市役所 B 出張所に行き、国民年金の加入手続を行って保険料を窓口で納付した。その後の保険料は納付書により 3 か月ごとに C 銀行 D 支店で納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、会社を辞めた昭和 55 年 2 月ころ A 市役所 B 出張所で国民年金の加入手続を行って、保険料を窓口で納付し、その後は送られてきた納付書で保険料を納付したとしているところ、申立人の国民年金手帳記号番号は国民年金手帳記号番号払出簿により 55 年 3 月ころ払い出されていることが確認でき、A 市役所 B 出張所では国民年金加入届の受付及び保険料の窓口収納を行っていたとしていることから、申立人の申述に信憑性が認められる。

また、申立人は、申立期間直後の昭和 55 年 4 月以降の国民年金保険料を現年度納付しており、国民年金の加入手続当初で 3 か月と短期間である申立期間の保険料を納付したと考えるのが自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成元年10月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和44年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成元年10月
② 平成2年4月から3年3月まで

国民年金の加入手続や保険料の納付は、母（故人）が行っていたので、詳細は分からないが、平成元年11月から2年3月まで納付済みなのに、申立期間①が未納、申立期間②が無資格であるのはおかしいと思う。申立期間①及び②とも母が納付したと思うので、申立期間①及び②を保険料納付済期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、日本年金機構A事務センターでは、申立人の国民年金手帳記号番号について、払出状況簿の記載等から、平成3年4月から同年5月までの期間に払い出されたと考えられるとしており、同払出時期からすると、申立期間①は、国民年金保険料納付済期間である元年11月から2年3月までの期間と同じく過年度となるが、申立期間①の後の保険料を納付して、先に消滅時効を迎える申立期間①の保険料1か月分を納付しないのは不自然である。

また、申立期間①は1か月と短期間であり、申立人が申立期間①の国民年金保険料を納付できなかった特段の事情も見当たらない。

2 一方、申立期間②について、申立人が国民年金保険料を納付したとするその母は既に他界しており、事情を聞くことができない上、当該期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに納付の事実をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立人は、平成2年4月から6年3月までは大学生であったとしているところ、上記の申立人の国民年金手帳記号番号払出時期（3年4月から同年5月までの期間）から、申立人の国民年金加入手続が3年4月以降に行われたとした場合、大学生が国民年金に強制加入となったのは3年4月からであることから、申立期間②については、遡及して国民年金被保険者となることはできない期間となる。

これらのことから、申立期間②の保険料を納付していたとは判断できない。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、平成元年10月の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 52 年 4 月から 53 年 11 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 29 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 49 年 11 月から 53 年 11 月まで

昭和 49 年 4 月から A 区の B 社 C 出張所に D として住み込み、同年 11 月から E 市に転居し、20 歳になったので国民年金に加入した。63 年 6 月に株式会社 F に入社した時に自分自身の年金をチェックし、49 年 4 月から 50 年 3 月までの 1 年間は厚生年金保険に加入しているのを確認している。その後アルバイト的な仕事が多かったが、国民年金保険料は毎月納付していた。申立期間の保険料が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人は、申立期間のうち、昭和 52 年 4 月から 53 年 11 月までの期間について、国民年金保険料を毎月納付していたと申し立てているところ、申立人の国民年金手帳記号番号は、当該記号番号前後の被保険者の資格取得時期から 52 年 9 月ころ払い出されたと推認できることから、52 年 4 月から 53 年 11 月までの期間は国民年金保険料の現年度納付が可能である上、申立人が、20 か月と比較的短期間である国民年金保険料を納付できなかった特段の事情は見当たらない。

2 一方、申立人は、申立期間のうち、昭和 49 年 11 月から 52 年 3 月までの期間について、国民年金保険料を毎月納付していたと申し立てているが、申立人の国民年金手帳記号番号は、上記のとおり 52 年 9 月ころ払い出されたと推認できるところ、申立期間のうち、49 年 11 月から 50 年 6 月までの期間は時効により納付できず、50 年 7 月から 52 年 3 月ま

での期間はさかのぼって納付する期間となるが、申立人から事情を聴取できない状況にあるため国民年金の加入状況、保険料の納付状況等が不明である上、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらない。

また、申立期間のうち、昭和 49 年 11 月から 52 年 3 月までの国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 52 年 4 月から 53 年 11 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和37年4月から39年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年7月から39年6月まで

昭和39年7月ころ、A区役所B事務所で国民年金の加入手続をした。その時、受付の女性から過去の保険料の未納分も全部納付できるとの説明を受け、3年分をまとめて納付したはずであり、申立期間が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人は、昭和39年7月ころ、A区役所B事務所で国民年金の加入手続を行い、その時に過去の保険料の未納分も含めて納付したとしているところ、申立人の国民年金手帳記号番号は、当該記号番号の前後の被保険者の資格取得時期から、39年7月から同年8月ころまでに払い出されたと推認されることから、37年4月から39年6月までの国民年金保険料は、制度上さかのぼって納付することが可能である上、申立人は申立期間のころの保険料額や納付方法を記憶している。

2 一方、申立期間のうち、昭和36年7月から37年3月までの国民年金保険料については、国民年金手帳記号番号の払出時期が、39年7月から同年8月までと推認できることから、その時点では、当該期間は時効により納付することはできない上、別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない。

また、申立人が申立期間のうち昭和36年7月から37年3月までの国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当た

らない。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和37年4月から39年6月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和56年1月から57年2月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和45年3月から50年6月まで
② 昭和56年1月から57年2月まで

昭和46年ころ、夫がA区役所B事務所で国民年金の加入手続をした。お金の管理はすべて夫が行っており、国民年金保険料についても夫が納付してくれたはずであり、申立期間が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間②については、申立人の夫がA区役所B事務所で加入手続及び保険料の納付をしてくれたとしているところ、申立期間に対応する夫の納付記録は納付済みとなっている上、14か月と比較的短期間である当該期間の保険料を納付できない特段の事情は見当たらない。

2 一方、申立期間①については、申立人の国民年金手帳記号番号は、当該記号番号の前後の被保険者の資格取得時期から昭和52年9月から同年10月までの間に払い出されたと推認され、その時点では申立期間①は時効により納付できない上、別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない。

また、申立人が申立期間①の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のう

ち、昭和 56 年 1 月から 57 年 2 月までの国民年金保険料を納付していた
ものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額の記録については、申立期間①及び②は24万7,000円、申立期間③は24万3,000円、申立期間④は23万8,000円、申立期間⑤は24万1,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和52年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成16年7月10日
② 平成16年12月10日
③ 平成17年12月10日
④ 平成18年12月10日
⑤ 平成19年7月10日

年金記録を確認したところ、有限会社Aから申立期間に支給された賞与に係る記録が無かった。会社が保管している賞与明細書により、賞与から厚生年金保険料を控除されていたことが確認できるので、当該賞与に係る記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

有限会社Aから提出された賞与明細一覧表により、申立人は、すべての申立期間に同社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉徴収していたと認められる賞与に係る保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することになる。

したがって、申立人の標準賞与額については、申立期間に係る当該賞与

明細一覧表における保険料控除額から、申立期間①及び②は 24 万 7,000 円、申立期間③は 24 万 3,000 円、申立期間④は 23 万 8,000 円、申立期間⑤は 24 万 1,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る賞与支払届を社会保険事務所（当時）に提出しておらず、保険料も納付していないとしていることから、社会保険事務所は、申立人が主張する申立期間における標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額の記録については、申立期間①及び②は42万円、申立期間③は41万3,000円、申立期間④は40万6,000円、申立期間⑤は40万9,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和39年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成16年7月10日
② 平成16年12月10日
③ 平成17年12月10日
④ 平成18年12月10日
⑤ 平成19年7月10日

年金記録を確認したところ、有限会社Aから申立期間に支給された賞与に係る記録が無かった。会社が保管している賞与明細書により、賞与から厚生年金保険料を控除されていたことが確認できるので、当該賞与に係る記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

有限会社Aから提出された賞与明細一覧表により、申立人は、すべての申立期間に同社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉徴収していたと認められる賞与に係る保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することになる。

したがって、申立人の標準賞与額については、申立期間に係る当該賞与

明細一覧表における保険料控除額から、申立期間①及び②は 42 万円、申立期間③は 41 万 3,000 円、申立期間④は 40 万 6,000 円、申立期間⑤は 40 万 9,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る賞与支払届を社会保険事務所（当時）に提出しておらず、保険料も納付していないとしていることから、社会保険事務所は、申立人が主張する申立期間における標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額の記録については、申立期間①及び②は20万2,000円、申立期間③は19万9,000円、申立期間④及び⑤は19万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和45年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成16年7月10日
② 平成16年12月10日
③ 平成17年12月10日
④ 平成18年12月10日
⑤ 平成19年7月10日

年金記録を確認したところ、有限会社Aから申立期間に支給された賞与に係る記録が無かった。会社が保管している賞与明細書により、賞与から厚生年金保険料を控除されていたことが確認できるので、当該賞与に係る記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

有限会社Aから提出された賞与明細一覧表により、申立人は、すべての申立期間に同社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉徴収していたと認められる賞与に係る保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することになる。

したがって、申立人の標準賞与額については、申立期間に係る当該賞与

明細一覧表における保険料控除額から、申立期間①及び②は 20 万 2,000 円、申立期間③は 19 万 9,000 円、申立期間④及び⑤は 19 万 6,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る賞与支払届を社会保険事務所（当時）に提出しておらず、保険料も納付していないとしていることから、社会保険事務所は、申立人が主張する申立期間における標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額の記録については、申立期間①は31万5,000円、申立期間②は31万7,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和45年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成18年12月10日
② 平成19年7月10日

年金記録を確認したところ、有限会社Aから申立期間に支給された賞与に係る記録が無かった。会社が保管している賞与明細書により、賞与から厚生年金保険料を控除されていたことが確認できるので、当該賞与に係る記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

有限会社Aから提出された賞与明細一覧表により、申立人は、申立期間に同社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉徴収していたと認められる賞与に係る保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することになる。

したがって、申立人の標準賞与額については、申立期間に係る当該賞与明細一覧表における保険料控除額から、申立期間①は31万5,000円、申立期間②は31万7,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る賞与支

払届を社会保険事務所（当時）に提出しておらず、保険料も納付していないとしていることから、社会保険事務所は、申立人が主張する申立期間における標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額の記録については、申立期間①は35万7,000円、申立期間②は36万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和43年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成18年12月10日
② 平成19年7月10日

年金記録を確認したところ、有限会社Aから申立期間に支給された賞与に係る記録が無かった。会社が保管している賞与明細書により、賞与から厚生年金保険料を控除されていたことが確認できるので、当該賞与に係る記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

有限会社Aから提出された賞与明細一覧表により、申立人は、申立期間に同社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉徴収していたと認められる賞与に係る保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することになる。

したがって、申立人の標準賞与額については、申立期間に係る当該賞与明細一覧表における保険料控除額から、申立期間①は35万7,000円、申立期間②は36万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る賞与支

払届を社会保険事務所（当時）に提出しておらず、保険料も納付していないとしていることから、社会保険事務所は、申立人が主張する申立期間における標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額の記録については、申立期間①は19万5,000円、申立期間②は19万2,000円、申立期間③は20万3,000円、申立期間④は20万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和46年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成16年12月10日
② 平成17年12月10日
③ 平成18年12月10日
④ 平成19年7月10日

年金記録を確認したところ、有限会社Aから申立期間に支給された賞与に係る記録が無かった。会社が保管している賞与明細書により、賞与から厚生年金保険料を控除されていたことが確認できるので、当該賞与に係る記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

有限会社Aから提出された賞与明細一覧表により、申立人は、すべての申立期間に同社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉徴収していたと認められる賞与に係る保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することになる。

したがって、申立人の標準賞与額については、申立期間に係る当該賞与明細一覧表における保険料控除額から、申立期間①は19万5,000円、申

立期間②は 19 万 2,000 円、申立期間③は 20 万 3,000 円、申立期間④は 20 万 6,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る賞与支払届を社会保険事務所（当時）に提出しておらず、保険料も納付していないとしていることから、社会保険事務所は、申立人が主張する申立期間における標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額の記録については、20万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 16 年 7 月 10 日

年金記録を確認したところ、有限会社Aから申立期間に支給された賞与に係る記録が無かった。会社が保管している賞与明細書により、賞与から厚生年金保険料を控除されていたことが確認できるので、当該賞与に係る記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

有限会社Aから提出された賞与明細一覧表により、申立人は、申立期間に同社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立人の標準賞与額については、申立期間に係る当該賞与明細一覧表における保険料控除額から、20万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る賞与支払届を社会保険事務所（当時）に提出しておらず、保険料も納付していないとしていることから、社会保険事務所は、申立人が主張する申立期間における標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額の記録については、16万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 16 年 7 月 10 日

年金記録を確認したところ、有限会社Aから申立期間に支給された賞与に係る記録が無かった。会社が保管している賞与明細書により、賞与から厚生年金保険料を控除されていたことが確認できるので、当該賞与に係る記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

有限会社Aから提出された賞与明細一覧表により、申立人は、申立期間に同社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立人の標準賞与額については、申立期間に係る当該賞与明細一覧表における保険料控除額から、16万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る賞与支払届を社会保険事務所（当時）に提出しておらず、保険料も納付していないとしていることから、社会保険事務所は、申立人が主張する申立期間における標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額の記録については、申立期間①及び②は20万2,000円、申立期間③は19万9,000円、申立期間④は20万9,000円、申立期間⑤は21万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和38年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成16年7月10日
② 平成16年12月10日
③ 平成17年12月10日
④ 平成18年12月10日
⑤ 平成19年7月10日

年金記録を確認したところ、有限会社Aから申立期間に支給された賞与に係る記録が無かった。会社が保管している賞与明細書により、賞与から厚生年金保険料を控除されていたことが確認できるので、当該賞与に係る記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

有限会社Aから提出された賞与明細一覧表により、申立人は、すべての申立期間に同社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉徴収していたと認められる賞与に係る保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することになる。

したがって、申立人の標準賞与額については、申立期間に係る当該賞与

明細一覧表における保険料控除額から、申立期間①及び②は 20 万 2,000 円、申立期間③は 19 万 9,000 円、申立期間④は 20 万 9,000 円、申立期間⑤は 21 万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る賞与支払届を社会保険事務所（当時）に提出しておらず、保険料も納付していないとしていることから、社会保険事務所は、申立人が主張する申立期間における標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額の記録については、申立期間①及び②は 52 万 2,000 円、申立期間③は 51 万 3,000 円、申立期間④は 50 万 9,000 円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 33 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 16 年 7 月 10 日
② 平成 16 年 12 月 10 日
③ 平成 17 年 12 月 10 日
④ 平成 19 年 7 月 10 日

年金記録を確認したところ、有限会社Aから申立期間に支給された賞与に係る記録が無かった。会社が保管している賞与明細書により、賞与から厚生年金保険料を控除されていたことが確認できるので、当該賞与に係る記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

有限会社Aから提出された賞与明細一覧表により、申立人は、すべての申立期間に同社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉徴収していたと認められる賞与に係る保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することになる。

したがって、申立人の標準賞与額については、申立期間に係る当該賞与明細一覧表における保険料控除額から、申立期間①及び②は 52 万 2,000

円、申立期間③は 51 万 3,000 円、申立期間④は 50 万 9,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る賞与支払届を社会保険事務所（当時）に提出しておらず、保険料も納付していないとしていることから、社会保険事務所は、申立人が主張する申立期間における標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間①及び②に係る標準賞与額の記録については、24万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 50 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 16 年 7 月 10 日
② 平成 16 年 12 月 10 日

年金記録を確認したところ、有限会社Aから申立期間に支給された賞与に係る記録が無かった。会社が保管している賞与明細書により、賞与から厚生年金保険料を控除されていたことが確認できるので、当該賞与に係る記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

有限会社Aから提出された賞与明細一覧表により、申立人は、申立期間に同社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立人の標準賞与額については、申立期間①及び②に係る当該賞与明細一覧表における保険料控除額から、24万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る賞与支払届を社会保険事務所（当時）に提出しておらず、保険料も納付していないとしていることから、社会保険事務所は、申立人が主張する申立期間における標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額の記録については、申立期間①は46万5,000円、申立期間②は47万2,000円、申立期間③は49万5,000円、申立期間④は45万5,000円、申立期間⑤は46万3,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成16年7月10日
② 平成16年12月10日
③ 平成17年12月10日
④ 平成18年12月10日
⑤ 平成19年7月10日

年金記録を確認したところ、有限会社Aから申立期間に支給された賞与に係る記録が無かった。会社が保管している賞与明細書により、賞与から厚生年金保険料を控除されていたことが確認できるので、当該賞与に係る記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

有限会社Aから提出された賞与明細一覧表により、申立人は、すべての申立期間に同社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉徴収していたと認められる賞与に係る保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することになる。

したがって、申立人の標準賞与額については、申立期間に係る当該賞与明細一覧表における保険料控除額から、申立期間①は46万5,000円、申立期間②は47万2,000円、申立期間③は49万5,000円、申立期間④は45万5,000円、申立期間⑤は46万3,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る賞与支払届を社会保険事務所（当時）に提出しておらず、保険料も納付していないとしていることから、社会保険事務所は、申立人が主張する申立期間における標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額の記録については、申立期間①は34万5,000円、申立期間②は34万8,000円、申立期間③は34万3,000円、申立期間④は33万7,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和53年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成16年7月10日
② 平成16年12月10日
③ 平成17年12月10日
④ 平成18年12月10日

年金記録を確認したところ、有限会社Aから申立期間に支給された賞与に係る記録が無かった。会社が保管している賞与明細書により、賞与から厚生年金保険料を控除されていたことが確認できるので、当該賞与に係る記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

有限会社Aから提出された賞与明細一覧表により、申立人は、すべての申立期間に同社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉徴収していたと認められる賞与に係る保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することになる。

したがって、申立人の標準賞与額については、申立期間に係る当該賞与明細一覧表における保険料控除額から、申立期間①は34万5,000円、申

立期間②は 34 万 8,000 円、申立期間③は 34 万 3,000 円、申立期間④は 33 万 7,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る賞与支払届を社会保険事務所（当時）に提出しておらず、保険料も納付していないとしていることから、社会保険事務所は、申立人が主張する申立期間における標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額の記録については、申立期間①及び②は19万5,000円、申立期間③は19万2,000円、申立期間④は18万9,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和47年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成16年7月10日
② 平成16年12月10日
③ 平成17年12月10日
④ 平成18年12月10日

年金記録を確認したところ、有限会社Aから申立期間に支給された賞与に係る記録が無かった。会社が保管している賞与明細書により、賞与から厚生年金保険料を控除されていたことが確認できるので、当該賞与に係る記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

有限会社Aから提出された賞与明細一覧表により、申立人は、すべての申立期間に同社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉徴収していたと認められる賞与に係る保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することになる。

したがって、申立人の標準賞与額については、申立期間に係る当該賞与明細一覧表における保険料控除額から、申立期間①及び②は19万5,000

円、申立期間③は19万2,000円、申立期間④は18万9,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る賞与支払届を社会保険事務所（当時）に提出しておらず、保険料も納付していないとしていることから、社会保険事務所は、申立人が主張する申立期間における標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間①及び②に係る標準賞与額の記録については、20万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 51 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 16 年 7 月 10 日
② 平成 16 年 12 月 10 日

年金記録を確認したところ、有限会社Aから申立期間に支給された賞与に係る記録が無かった。会社が保管している賞与明細書により、賞与から厚生年金保険料を控除されていたことが確認できるので、当該賞与に係る記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

有限会社Aから提出された賞与明細一覧表により、申立人は、申立期間に同社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立人の標準賞与額については、申立期間①及び②に係る当該賞与明細一覧表における保険料控除額から、20万4,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る賞与支払届を社会保険事務所（当時）に提出しておらず、保険料も納付していないとしていることから、社会保険事務所は、申立人が主張する申立期間における標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額の記録については、38万5,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和55年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成19年12月10日

年金記録を確認したところ、有限会社Aから申立期間に支給された賞与に係る記録が無かった。会社が保管している賞与明細書により、賞与から厚生年金保険料を控除されていたことが確認できるので、当該賞与に係る記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

有限会社Aから提出された賞与明細一覧表により、申立人は、申立期間に同社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉徴収していたと認められる賞与に係る保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することになる。

したがって、申立人の標準賞与額については、申立期間に係る当該賞与明細一覧表における保険料控除額から、38万5,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る賞与支払届を社会保険事務所（当時）に提出しておらず、保険料も納付していな

いとしていることから、社会保険事務所は、申立人が主張する申立期間における標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額の記録については、43万5,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和29年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成19年7月10日

年金記録を確認したところ、有限会社Aから申立期間に支給された賞与に係る記録が無かった。会社が保管している賞与明細書により、賞与から厚生年金保険料を控除されていたことが確認できるので、当該賞与に係る記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

有限会社Aから提出された賞与明細一覧表により、申立人は、申立期間に同社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉徴収していたと認められる賞与に係る保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することになる。

したがって、申立人の標準賞与額については、申立期間に係る当該賞与明細一覧表における保険料控除額から、43万5,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る賞与支払届を社会保険事務所（当時）に提出しておらず、保険料も納付していな

いとしていることから、社会保険事務所は、申立人が主張する申立期間における標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額（55 万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を 55 万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 31 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 16 年 11 月 22 日

平成 16 年 11 月 22 日に A 株式会社から支給された賞与の額は、賞与支給明細書にもあるように 55 万円であるが、社会保険事務所（当時）の記録では、50 万円となっているので、当該記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の平成 16 年 11 月の賞与支払明細書から、申立人は、その主張する標準賞与額（55 万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、平成 16 年 11 月 26 日に社会保険事務所の確認を受けた磁気媒体による健康保険・厚生年金保険被保険者賞与支払届により申立人の標準賞与額を 50 万円として届け出たことを認めていることから、事業主が 50 万円を標準賞与額として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人が主張する標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料（訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た申立期間に係る標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立期間の標準報酬月額に係る記録を 41 万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 59 年 10 月 1 日から 60 年 10 月 1 日まで
社会保険庁（当時）の記録では、株式会社 A（現在は、株式会社 B）に勤めていた昭和 59 年 10 月から 60 年 9 月までの標準報酬月額が 24 万円となっているが、この期間の給与は約 50 万円であり、標準報酬月額 41 万円に相当する厚生年金保険料も控除されている。

この期間の標準報酬月額について、給与の額に見合うように訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持していた株式会社 A の昭和 60 年 3 月、同年 4 月及び同年 8 月の給与支給票において、標準報酬月額 41 万円に相当する厚生年金保険料の控除が確認できる。

一方、オンライン記録では、申立人の申立期間の標準報酬月額が 24 万円と記録されているが、C 基金が保管する申立人の加入員台帳によると、当該期間の標準報酬月額が 41 万円と記録されていることが確認できる。

また、C 基金の担当者は「資料は無いが、申立期間当時の厚生年金保険と厚生年金基金の届出用紙は複写式であった。」と回答している。

これらを総合的に判断すると、事業主は、申立人が主張する標準報酬月額に係る届出を社会保険事務所に行ったことが認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、申立人に係る C 基金の記録から、41 万円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①のうち平成7年4月3日から同年5月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の株式会社Aにおける資格取得日に係る記録を同年4月3日に訂正し、当該期間の標準報酬月額に係る記録を17万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和49年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成7年4月1日から同年5月1日まで
② 平成7年9月26日から同年10月1日まで

株式会社Aに平成7年4月1日から同年9月末日まで勤務していたにもかかわらず、同年4月1日から同年5月1日までの期間及び同年9月26日から同年10月1日までの期間の記録が確認できないので、当該期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 雇用保険の記録及び申立人から提出を受けた申立期間①に係る給与明細書により、申立人は、申立期間①のうち、平成7年4月3日から同年5月1日までの期間に株式会社Aにおいて継続して勤務し、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、上述の給与明細書に記載された厚生年金保険料控除額から、17万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付したと主張しているが、このほかに保険料の納付を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所（当時）に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

2 申立期間①のうち平成7年4月1日から同年4月3日までの期間及び申立期間②については、雇用保険において申立人の当該事業所における離職日は同年9月26日と記録されているほか、当該期間に勤務していたことを確認できる資料等は見当たらない。

また、当該事業所は平成13年7月16日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、同年7月*日に破産していることから関係書類は保存されていない上、事業主及び元同僚からも保険料控除に係る具体的な供述を得ることができなかった。

このほか、申立人が当該期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無く、申立人の当該期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①のうち平成7年4月1日から同年4月3日までの期間及び申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA株式会社における資格取得日に係る記録を平成3年6月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額に係る記録を41万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 29 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年6月1日から同年7月1日まで
昭和 51 年 4 月 1 日にA株式会社（現在は、B株式会社）に入社し、現在まで継続して勤務しているが、ねんきん定期便によると、同社C支店から同社本店へ転勤になった時期の厚生年金保険加入期間に空白がある。継続して勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B株式会社から提出された申立人の人事原簿及び雇用保険の被保険者記録から判断すると、申立人は同社に継続して勤務し（平成3年6月1日にA株式会社C支店から同社本店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA株式会社本店における平成3年7月のオンライン記録から、41万円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事

業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所（当時）に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

事業主は、申立人が平成元年7月30日に厚生年金保険被保険者の資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所（当時）に行ったことが認められることから、厚生年金保険被保険者の資格喪失日に係る記録を訂正し、申立期間の標準報酬月額に係る記録を9万2,000円とすることが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和40年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年1月30日から同年7月30日まで
昭和60年9月24日から平成元年7月30日までA株式会社でBの仕事をして勤務していた。雇用保険の離職票によると離職日が同年7月29日と記載されているにもかかわらず、申立期間の厚生年金保険の被保険者記録が無いのは納得できない。調査して被保険者記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録から、申立人のA株式会社における離職日は平成元年7月29日であることが確認できるとともに、同社から提出された「諸給与支払内訳明細書」により、申立人が申立期間に同社に継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、オンライン記録では、申立人のA株式会社における厚生年金保険被保険者資格喪失日は平成元年1月30日となっているが、同社が保管している同年8月1日受付印のある申立人に係る健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書により、申立人の退職日は同年7月29日で、資格喪失日は同年7月30日と確認できることから、当該社会保険事務所において適切な処理が行われていたとは考え難い。

これらを総合的に判断すると、申立人が平成元年7月30日に厚生年金保険被保険者資格を喪失した旨の届出を事業主が社会保険事務所に行った

ことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和 63 年 12 月のオンライン記録から 9 万 2,000 円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人のA株式会社に係る被保険者記録は、資格取得日が昭和63年1月31日、資格喪失日が平成6年3月8日とされ、当該期間のうち、昭和63年1月31日から同年2月1日までの期間は、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とならない期間と記録されているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の同社における資格取得日に係る記録を同年1月31日に訂正し、申立期間の標準報酬月額に係る記録を22万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和42年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和63年1月31日から同年2月1日まで

昭和61年3月26日からA株式会社B工場に勤務し、63年1月31日付けで同工場から本社のA株式会社に転勤となり平成6年3月7日まで継続して勤務した。その後、転勤により同工場及び本社勤務をした後、現在も同工場で継続して勤務し、給与から厚生年金保険料を控除されていたが、申立期間の被保険者記録が無いので、調査の上、被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

事業所提出の申立人の人事記録及び事業所の回答から判断すると、申立人は、A株式会社において継続して勤務し（昭和63年1月31日に同社B工場から同社本社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和63年2月の社会保険

事務所（当時）の被保険者記録から、22 万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の資格取得に係る届出を社会保険事務所に対し誤って提出し、申立期間に係る厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は申立人に係る当該期間の保険料の納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の株式会社Aにおける資格取得日に係る記録を昭和 57 年 8 月 1 日に、資格喪失日に係る記録を同年 9 月 1 日に訂正し、申立期間の標準報酬月額に係る記録を 8 万 6,000 円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 57 年 8 月 1 日から同年 9 月 1 日まで

株式会社AのB地に所在した営業所において、昭和 57 年 8 月に事務職として働いていた。同社の給与支給明細書には厚生年金保険料が控除されている。しかし、私の厚生年金保険被保険者記録には、同社での加入記録が無い。同社に勤務していた期間を、厚生年金保険の被保険者記録に認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が提出した株式会社Aの給与支給明細書（昭和 57 年 9 月支給）により、申立人が同社において勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。したがって、給与支給明細書の報酬額から、昭和 57 年 8 月の標準報酬月額は 8 万 6,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したか否かについては不明としているが、申立期間の健康保険厚生年金保険被保険者原票の整理番号に欠番が見当たらないことから、申立人に係る社会保険事務所（当時）の記録が失われたとは考えられない上、資格の取得及び喪失のいずれの機会においても社会保険事務所が申立人に係る記録の処理を誤るとは考え難いことから、事業主から当該社会保険事務所へ資格の得喪等に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和 57 年 8 月の保険料について納入の告知は行っておらず、事業主は申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

埼玉厚生年金 事案 4307 (事案 2107 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA株式会社における資格喪失日に係る記録を昭和45年5月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額に係る記録を3万9,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和21年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和45年4月30日から同年5月1日まで

厚生年金保険被保険者記録では、A株式会社での被保険者資格喪失日が、昭和45年4月30日となっているが、同社を退職した日は同年4月30日なので、厚生年金保険の資格喪失日を同年5月1日に訂正してほしい。なお、同年4月の厚生年金保険料が控除された給与明細書を添付する。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、申立人がA株式会社を昭和45年4月30日に退職したこと、及び同年4月の厚生年金保険料の控除が確認できないとして、既に当委員会の決定に基づく平成21年12月4日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人が提出したA株式会社発行の申立人に係る在籍証明書及び昭和45年5月25日支給の給与明細書により、申立人は同社において継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和45年5月25日支給の給与明細書の厚生年金保険料控除額から、3万9,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、

事業主は保険料を納付したか否かについては不明としているが、厚生年金基金の記録及び厚生年金保険の記録における資格喪失日が昭和 45 年 4 月 30 日と同じであり、B 基金及び社会保険事務所（当時）の双方が誤って同じ資格喪失日と記録したとは考え難いことから、事業主が同日を厚生年金保険の資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年 4 月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、株式会社Aにおける申立人の被保険者記録のうち、申立期間に係る資格喪失日（昭和45年10月1日）及び資格取得日（同年12月28日）を取り消し、申立期間の標準報酬月額に係る記録を6万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年10月1日から同年12月28日まで

私は、昭和43年1月5日から49年10月20日までの期間、B施設（事業所名は株式会社A）のC職として継続して勤務したが、申立期間が厚生年金保険の被保険者期間となっていない。申立期間の給与明細書を提出するので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間であることを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された給与明細書及び雇用保険の記録により、申立人が株式会社Aに継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、給与明細書から6万4,000円とすることが妥当である。

なお、申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、厚生年金保険料を納付したか否かについては不明としているが、事業主から申立人に係る被保険者資格の喪失や取得の届出が無いにもかかわらず、社会保険事務所（当時）がこれを記録することは考え難いことから、事業主が社会保険事務所の記録どおりの資格の喪失及び取得の届出を行っており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和

45 年 10 月及び同年 11 月の保険料の納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立期間①について、申立人は、平成4年2月28日から同年6月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の株式会社Aにおける資格喪失日に係る記録を同年6月1日に訂正し、同年2月から同年5月までの標準報酬月額に係る記録を36万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人の当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

申立期間②のうち、平成4年6月1日から5年5月1日までの期間に係る標準報酬月額については、事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額（24万円）であったと認められることから、当該期間の標準報酬月額に係る記録を24万円に訂正することが必要である。また、5年5月1日から6年8月31日までの期間に係る標準報酬月額については、事業主が社会保険事務所に届け出た標準報酬月額（9万8,000円）であったと認められることから、当該期間の標準報酬月額に係る記録を9万8,000円に訂正することが必要である。

申立期間③について、申立人の申立てに係る事業所における資格喪失日は、平成7年11月1日であると認められることから、申立期間③に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

また、平成6年8月から7年9月までの期間に係る標準報酬月額については36万円とすることが妥当であり、同年10月の標準報酬月額については9万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が平成6年8月から7年9月までの標準報酬月額（36万円）に基づく厚生年金保険料（取消前の標準報酬月額（9万8,000円）に基づく厚生年金保険料を除く）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成4年2月28日から同年6月1日まで

② 平成4年6月1日から6年8月31日まで

③ 平成6年8月31日から7年11月1日まで

昭和62年2月9日から平成21年3月まで株式会社Aのグループ会社に継続して勤務し、約35万円の月給を得ていたが、株式会社Aでの申立期間①の年金記録が無い。

また、株式会社Bでの申立期間②の標準報酬月額が低すぎ、申立期間③の年金記録が無い。申立期間の標準報酬月額を本来の金額に訂正の上、年金記録を回復してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人は、平成4年2月28日から同年5月31日まで、引き続き株式会社Aに勤務していたと申し立て、その後、株式会社Bに異動したとしているところ、雇用保険の加入記録及び同僚の供述から、申立人は、申立期間において同社に継続して勤務していたことが認められる。

また、申立人から提出された平成4年5月分給与明細書において厚生年金保険料が控除されていたことが確認できる。

さらに、複数の同僚から、申立人は、申立期間①について、勤務形態や役職等に変化が無かった旨の供述が得られた。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間①において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、当該期間に係る標準報酬月額は、当該給与明細書で確認できる保険料控除額、及び申立人の平成4年1月におけるオンライン記録から、36万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主から回答を得られず、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでない判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

2 申立期間②のうち平成4年6月1日から5年5月1日までの期間に係る標準報酬月額については、申立人の株式会社Bにおけるオンライン記録から、当初、24万円と記録されていたところ、同年5月19日付けで、4年6月までさかのぼって9万8,000円に減額訂正されていることが確認できる。

また、当該事業所の元事業主は、「遡^{そきゅう}及訂正は会社の担当者が行ったが、そのことに同意した。業績不振で資金繰りが非常に厳しく、滞納保険料の督促に対し、社会保険事務所の担当者からさかのぼって減額の上、喪失の指導を受けた覚えがある。」と供述しており、このことは、当該事業所の滞納処分票において確認できる。

これらを総合的に判断すると、平成5年5月19日付けで行われた遡^{そきゅう}及訂正処理は事実^{そきゅう}に即したのとは考え難く、社会保険事務所が行った当該遡^{そきゅう}及訂正処理に合理的な理由は無く、標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められない。このため、当該遡^{そきゅう}及訂正処理の結果として記録されている申立人の申立期間②のうち4年6月1日から5年5月1日までの期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た24万円に訂正することが必要と認められる。

また、申立期間②のうち平成5年5月1日から6年8月31日までの期間に係る標準報酬月額については、申立人の同社におけるオンライン記録から、当初、9万8,000円と記録されていたところ、同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった7年4月30日の後の8年1月5日付けで、5年12月までさかのぼって8万円に減額訂正されていることが確認できる。また、申立人と同様に、36人の同社の従業員の標準報酬月額が、同日付けで減額訂正されていることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所が行った当該遡^{そきゅう}及訂正処理に合理的な理由は無く、標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間②のうち平成5年5月1日から6年8月31日までの期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た9万8,000円に訂正することが必要と認められる。

一方、申立人は、申立期間②について、株式会社Bにおける各月の給与額が約35万円であったとしており、申立期間②の標準報酬月額が実際の給与額に基づく標準報酬月額より低額である旨申し立てている。

しかし、その主張する給与額又は給与からの厚生年金保険料の控除額を示す給与明細書等はないほか、同僚からも資料及び保険料控除に係る明確な供述が得られず、申立期間②当時の元事業主は、「申立人の申立てどおりの保険料を控除し納付したかは不明。」と供述している。

このほか、申立人の申立期間②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間②について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

3 申立期間③について、申立人は、平成6年8月31日から7年10月

31日まで、引き続き株式会社Bに勤務していたと申立人が申し立てているところ、雇用保険の加入記録及び同僚の供述から、申立期間においては同社に勤務していたことが認められる。

また、オンライン記録によると、株式会社Bが厚生年金保険の適用事業所でなくなった平成7年4月30日の後の8年1月5日付けで、さかのぼって6年10月1日及び7年10月1日の標準報酬月額の時決定が取り消され、申立人の同社における資格喪失日は6年8月31日と記録されているとともに、8年1月5日付けで5年12月から6年7月までの期間に係る標準報酬月額が9万8,000円から8万円に減額訂正されている。

さらに、申立期間当時の株式会社Bの元事業主は、「当時、業績不振で資金繰りが非常に厳しく、社会保険事務所の滞納保険料の督促に対して、従業員の標準報酬月額をさかのぼって減額訂正した。」と供述している。

加えて、申立人と同様に株式会社Bで平成6年8月31日に資格を喪失し、7年11月1日に株式会社Cで資格を取得している同僚は、当該期間の保険料控除を示す給与明細書を所持していたこと等から、D地方第三者委員会に年金記録の訂正を求めて申立てをしたところあっせんされている。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において、かかる処理を行う合理的な理由は無く、当該処理について有効な記録訂正があったとは認められないことから、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日は、申立人と同様に異動した上記同僚の供述及び当該同僚の次の事業所での被保険者資格取得日から、平成7年11月1日に訂正し、また、6年8月から7年10月までの期間の標準報酬月額については、事業主が当初社会保険事務所に届け出た記録から、9万8,000円に訂正することが必要と認められる。

一方、申立人は、申立期間③について、株式会社Bにおける各月の給与額は約35万円であったと主張しているところ、申立人から提出された平成6年9月から7年8月までの期間及び同年10月に係る給与明細書並びに同僚の供述等から判断すると、申立人は、申立期間③のうち6年8月から7年9月までの標準報酬月額について、その主張する標準報酬月額（36万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間③のうち平成7年10月については、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について、これを確認できる関連資料が無いことから、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認する

ことができない。

なお、事業主が申立人に係る平成6年8月から7年9月までの保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、「申立人の主張どおりの保険料を納付したかは不明。」と回答しており、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

- 1 申立人は、申立期間①について、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA株式会社（現在は、株式会社B）C営業所における資格取得日に係る記録を昭和36年8月1日に訂正し、同年8月から同年12月までの標準報酬月額に係る記録を1万2,000円とすることが必要である。
- 2 申立人は、申立期間②について、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA株式会社D本社における資格取得日に係る記録を昭和38年3月15日に訂正し、同年3月の標準報酬月額に係る記録を3万3,000円に、同年4月から同年7月までの標準報酬月額に係る記録を3万6,000円とすることが必要である。
- 3 なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年8月1日から37年1月1日まで
② 昭和38年3月15日から同年8月15日まで

A株式会社に、昭和28年3月28日から38年11月30日まで勤務したが、そのうち36年8月1日から37年1月1日までの期間及び38年3月15日から同年8月15日までの期間の厚生年金保険の被保険者記録が無い。

申立期間は厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたので、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

- 1 申立期間①について、申立人が提出したA株式会社の給料支払明細書及び複数の同僚の証言から判断すると、申立人は、A株式会社に継続し

て勤務し（昭和 36 年 8 月 1 日に A 株式会社 E 支店から同社 C 営業所に異動）、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間①の標準報酬月額については、給与支払明細書において確認できる保険料控除額から、昭和 36 年 9 月から同年 12 月までは、1 万 2,000 円とすることが妥当である。

なお、昭和 36 年 8 月分については、給与支払明細書は無いが、同年 5 月分、同年 7 月分及び同年 9 月分の給与支払明細書において確認できる保険料控除額から、1 万 2,000 円とすることが妥当である。

一方、社会保険事務所（当時）の記録によれば、A 株式会社 C 営業所は、申立期間①は厚生年金保険の適用事業所としての記録が無い。しかし、同社は法人事業所であり、申立人及び複数の同僚の供述により、申立期間①当時 5 人以上の従業員が常時勤務していたことが推認できることから、当時の厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断される。

なお、申立人の申立期間①に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したか否かについては不明としているが、申立人の申立期間①において適用事業所でありながら、社会保険事務所に適用の届出を行っていなかったと認められることから、申立人の申立期間①に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 申立期間②について、申立人が提出した A 株式会社の給料支払明細書、「A（株）の業務組織名簿 昭和 38 年 6 月 1 日現在」及び同僚の供述から判断すると、申立人は、A 株式会社に継続して勤務し（昭和 38 年 3 月 15 日に A 株式会社 C 営業所から同社 D 本社に異動）、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められる。

また、申立期間②の標準報酬月額については、給与支払明細書において確認できる保険料控除額から、昭和 38 年 3 月は 3 万 3,000 円、同年 4 月から同年 7 月までは 3 万 6,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したか否かについては不明としているが、申立人が、昭和 38 年 3 月 15 日に A 株式会社 D 本社において被保険者資格を取得したとする届出や、その後事業主が行うべき厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届のいずれの機会においても社会保険事務所が申立人に係る記録の処理を誤るとは考え難いことから、事業主が同年 8 月 15 日を申立人の A 株式会社 D 本社における資格取得日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年 3 月から同年 7 月までの

保険料の納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る申立期間
②の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①のうち、昭和37年3月1日から40年4月1日までの期間について、A組合員として掛金をB団体により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA組合における資格取得日に係る記録を37年3月1日に訂正し、同年3月から40年3月までの標準報酬月額に係る記録を1万6,000円とすることが必要である。

なお、B団体は、申立人に係る申立期間の掛金を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和37年2月22日から40年4月1日まで
② 昭和41年3月26日から同年7月1日まで
③ 昭和46年9月27日から同年10月1日まで

C協同組合には通算9年間勤務していたが、A組合の加入期間が6年間分となっている。一緒に勤務していた同僚は、申立期間も加入期間となっているとのことである。健康保険証は、入社時から退職するまで持っていた。申立期間をA組合の加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、C協同組合から提出された職員名簿及び複数の同僚の証言から、申立人は申立期間①のうち昭和37年2月11日から40年4月1日までの期間、同協同組合に在籍していたことが確認できる。

また、健康保険厚生年金保険被保険者名簿における健康保険の被保険者記録から、申立人はC協同組合において、昭和37年3月1日に被保険者資格を取得していることが確認できる。

さらに、申立人が一緒に勤務していたとする同僚の一人は、C協同組合に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の健康保険の記録から、昭和39年9月1日に被保険者資格を取得しており、その同一年月日にA

組合の組合員資格を取得していることが確認できるとともに、オンライン記録から、C協同組合において申立期間前に健康保険の被保険者資格を取得している3人は、当該資格取得日がA組合の組合員資格取得日と同一年月日であることが確認できる。

加えて、C協同組合の事務担当者は、「当時の事業主は死亡しており、当時の事務担当者とは連絡が取れないため、Aの適用、保険料控除については確認できないが、申立人はほかの従業員同様、健康保険とAにセットで加入していることが妥当であると考える。」と回答している。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人は、申立期間①のうち昭和37年3月1日から40年4月1日までの期間について、A組合員として掛金をC協同組合により、給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間①のうち昭和37年3月から40年3月までの標準報酬月額については、申立人の健康保険厚生年金保険被保険者名簿における37年3月1日の健康保険の被保険者記録から、1万6,000円とすることが必要である。

なお、申立人に係る掛金のB団体による納付義務の履行については、C協同組合は、掛金を納付したか否かについては不明としているが、A組合が提出した同協同組合の組合員資格取得届により、申立人が昭和40年4月1日に資格取得していることが確認できることから、B団体は同日を資格取得日として届け、その結果、同組合は、申立人に係る37年3月から40年3月までの掛金の納入の告知を行っておらず、B団体は、申立期間に係る掛金を納付する義務を履行していないと認められる。

2 申立期間②については、A組合が提出したC協同組合の申立人に係る組合員資格喪失届により、昭和41年3月26日付けで資格喪失の届出が提出されており、当該資格喪失日は、A組合の記録とも一致しているとともに、申立人の同協同組合における資格取得届の「個人番号」欄には「再取得」の印が押され、「摘要」欄には「復職」の記載が確認できる。

また、申立人は、昭和40年4月1日から41年3月26日までのA組合の加入期間について、同組合が提出した退職一時金請求書により、申立人が当該期間の退職一時金を請求していることが確認できる。

さらに、同僚からも、申立期間②における勤務実態について明確な供述は得られず、このほか、申立人の当該期間における掛金の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間②について、A組合員として掛金をC協同組合によ

り、給与から控除されていたことを認めることはできない。

- 3 申立期間③については、A組合が提出したC協同組合の申立人に係る組合員資格喪失届により、昭和46年9月27日付けで資格喪失の届出が提出されており、当該資格喪失日は、同組合の記録とも一致している。

また、申立人からの事情の聴取において、申立人は、「D地に残した母親の面倒をみるため退職を申し出た。昭和46年9月末日までは勤務しなかった。」と供述している。

このほか、申立人の当該期間における勤務実態について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人の申立期間③における資格喪失日に係る記録の訂正を認めることはできない。

なお、A組合が創設された昭和34年1月当時の同組合法においては、組合員期間の計算は「その資格を取得した日の属する月から起算し、その資格を喪失した日の前日の属する月をもって終わるものとする。」と定められているところ、前述の組合員資格取得届及び同資格喪失届において、申立人の記録が確認できる41年7月1日から46年9月27日までの期間について、喪失月である同年9月が当該組合員の加入期間として算入されていることが確認できるとともに、申立人が提出したA組合年金証書の算定基礎期間とも一致している。

第1 委員会の結論

- 1 申立人の申立期間①に係る厚生年金保険の標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、平成3年8月及び同年9月の標準報酬月額を22万円、同年10月の標準報酬月額を18万円に訂正することが必要である。
- 2 申立期間②について、申立人のA株式会社における厚生年金保険被保険者資格の喪失日は平成4年6月1日であることが認められることから、喪失日に係る記録を訂正することが必要である。
なお、申立期間②の標準報酬月額については18万円とすることが妥当である。
- 3 申立期間③について、申立人のB株式会社における厚生年金保険被保険者資格の喪失日は平成4年10月28日であると認められることから、喪失日に係る記録を訂正することが必要である。
なお、申立期間③のうち平成4年7月から同年9月までの期間の標準報酬月額については、18万円とすることが妥当である。
- 4 申立人は、申立期間③のうち平成4年10月28日から同年12月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のB株式会社における上記訂正後の資格喪失日に係る記録を同年12月1日に訂正し、同年10月及び同年11月の標準報酬月額に係る記録を22万円とすることが妥当である。
なお、事業主は、申立人に係る平成4年10月及び同年11月の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

- 1 申立人の氏名等
氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和45年生
住 所 :
- 2 申立内容の要旨
申 立 期 間 : ① 平成3年8月1日から同年11月30日まで
② 平成3年11月30日から4年6月1日まで
③ 平成4年7月31日から同年12月1日まで
社会保険庁(当時)の記録では、A株式会社にてC職として勤務していた申立期間①の標準報酬月額が引き下げられているが、引き下げられる

前の標準報酬月額に見合った厚生年金保険料が控除されていたはずなので、標準報酬月額の訂正をしてほしい。

また、申立期間②及びA株式会社と実態は同一企業であるB株式会社に勤務していた申立期間③が被保険者ではないことになっているので、被保険者期間の訂正をしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

- 1 申立期間①及び②について、雇用保険の被保険者記録から、申立人がA株式会社に平成4年5月31日まで継続して勤務していたことが認められる。

一方、オンライン記録によると、申立人のA株式会社における厚生年金保険被保険者資格喪失日は平成3年11月30日と記録されているが、当該処理は、同社が厚生年金保険の適用事業所ではなくなった4年1月16日の後の同年6月8日に行われており、ほかの複数の同僚においても同様の処理がなされていることが確認できる。また、申立人の標準報酬月額も、同年8月26日に3年10月の定時決定の記録を取り消した上で、同年8月及び同年9月が22万円から10万4,000円に、同年10月が18万円から10万4,000円に遡^{そきゅう}及して引き下げられていることが確認できる。

しかし、このように遡^{そきゅう}及して資格の喪失及び標準報酬月額の引き下げの処理を社会保険事務所（当時）が行う合理的な理由は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、上記資格の喪失及び標準報酬月額の引き下げの処理に係る記録は有効なものとは認められず、申立人の資格喪失日は、雇用保険の記録における離職日の翌日である平成4年6月1日であると認められる。

また、申立期間①及び②の標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た記録から、平成3年8月及び同年9月は22万円、同年10月は18万円に訂正することが必要と認められ、同年11月から4年5月までは18万円とすることが妥当である。

- 2 申立期間③について、雇用保険の被保険者記録から、申立人がB株式会社に平成4年11月30日まで継続して勤務していたことが認められる。

一方、オンライン記録によると、申立人のB株式会社における厚生年金保険被保険者資格喪失日は平成4年7月31日と記録されているが、当該処理は、同社が同日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなった後の同年10月28日に同年10月の定時決定の記録を取り消した上で、遡^{そきゅう}及して行われており、ほかの複数の同僚においても同様の処理が行われていることが確認できる。

しかし、このように^{そきゅう}遡及して資格の喪失の処理を社会保険事務所が行う合理的な理由は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、上記資格の喪失の処理に係る記録は有効なものとは認められず、申立人の資格喪失日は、当該^{そきゅう}遡及処理が行われた平成4年10月28日であると認められる。

なお、申立期間③のうち平成4年7月から同年9月までの期間に係る標準報酬月額、事業主が社会保険事務所に当初届け出た記録から、18万円とすることが妥当である。

3 申立期間③のうち、平成4年10月28日から同年12月1日までの期間については、雇用保険の記録により、申立人がB株式会社において継続して勤務していたことが認められる上、申立人と同種、同職位に就いていた複数の同僚が所持する給与明細書から、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

また、申立期間③のうち平成4年10月及び同年11月の標準報酬月額については、事業主が社会保険事務所に当初届け出た同年10月の定時決定の記録から、22万円とすることが妥当である。

一方、オンライン記録によれば、当該事業所は、平成4年7月31日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、その後は申立期間③を含めて適用事業所としての記録が無い。しかし、商業登記簿謄本によれば、当該事業所は、申立期間③当時、法人の事業所であったことが確認できることから、当時の厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断される。

なお、事業主が申立人に係る平成4年10月及び同年11月の保険料を納付する義務を履行したか否かについては、B株式会社が厚生年金保険の適用事業所ではなくなる処理を当初、同年10月28日に行っていることから、社会保険事務所は申立人における当該期間に係る保険料の納入告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に行われるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

- 1 申立人のA株式会社における厚生年金保険被保険者資格の喪失日は平成4年10月28日であると認められることから、喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間のうち平成4年6月から同年9月までの期間の標準報酬月額については、16万円とすることが妥当である。

- 2 申立人は、申立期間のうち平成4年10月28日から同年12月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA株式会社における上記訂正後の資格喪失日に係る記録を同年12月1日に訂正し、同年10月及び同年11月の標準報酬月額に係る記録を19万円とすることが妥当である。

なお、事業主は、申立人に係る平成4年10月及び同年11月の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

- 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和43年生
住 所 :

- 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年6月30日から同年12月1日まで
社会保険庁(当時)の記録では、A株式会社にB職として勤務していた申立期間が厚生年金保険の被保険者ではないことになっているので、被保険者期間の訂正をしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

- 1 申立期間について、雇用保険の被保険者記録から、申立人がA株式会社に平成4年11月30日まで継続して勤務していたことが認められる。

一方、オンライン記録によると、申立人のA株式会社における厚生年金保険被保険者資格喪失日は平成4年6月30日と記録されているが、当該処理は、同社が同年7月31日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなった後の同年10月28日に同年10月の定時決定の記録を取り消した上で、遡及^{そきゅう}して行われており、ほかの複数の同僚においても同様の処理が行われていることが確認できる。

しかし、このように^{そきゅう}遡及して資格の喪失の処理を社会保険事務所（当時）が行う合理的な理由は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、上記資格の喪失の処理に係る記録は有効なものとは認められず、申立人の資格喪失日は、当該^{そきゅう}遡及処理が行われた平成4年10月28日であると認められる。

なお、申立期間のうち平成4年6月から同年9月までの期間に係る標準報酬月額、事業主が社会保険事務所に当初届け出た記録から、16万円とすることが妥当である。

2 申立期間のうち、平成4年10月28日から同年12月1日までの期間については、雇用保険の記録により、申立人がA株式会社において継続して勤務していたことが認められる上、申立人と同種、同職位に就いていた複数の同僚が所持する給与明細書から、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

また、申立期間のうち平成4年10月及び同年11月の標準報酬月額については、事業主が社会保険事務所に当初届け出た同年10月の定時決定の記録から、19万円とすることが妥当である。

一方、オンライン記録によれば、当該事業所は、平成4年7月31日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、その後は申立期間を含めて適用事業所としての記録が無い。しかし、商業登記簿謄本によれば、当該事業所は、申立期間当時、法人の事業所であったことが確認できることから、当時の厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断される。

なお、事業主が申立人に係る平成4年10月及び同年11月の保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A株式会社が厚生年金保険の適用事業所ではなくなる処理を当初、同年10月28日に行っていることから、社会保険事務所は申立人における当該期間に係る保険料の納入告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に行われるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の株式会社A（後に、株式会社B）における資格喪失日に係る記録を昭和 60 年 7 月 1 日に訂正し、申立期間の標準報酬月額に係る記録を 32 万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 60 年 6 月 29 日から同年 7 月 1 日まで
株式会社Aに昭和 42 年 3 月 9 日に入社しC職に従事した。60 年 7 月 1 日から同年 8 月 31 日まで事業主が同じ関連企業の株式会社Dに出向し、同年 9 月 1 日に出向元の株式会社Bに戻り平成 20 年 7 月 31 日に退社した。出向で継続勤務しているのに昭和 60 年 6 月 29 日資格喪失となっているのはおかしい。同年 6 月分の給料も同年 5 月分と同額であり厚生年金保険料を控除されていた記憶がある。申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

複数の同僚の供述並びに株式会社A及び株式会社Dに係る商業登記簿から判断すると、申立人が株式会社A及び同社の関連会社に継続して勤務し（昭和 60 年 7 月 1 日に株式会社Aから株式会社Dに異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和 60 年 5 月のオンライン記録から、32 万円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、E基金及び社会保険事務所（当時）の記録における株式会社Aの資格喪失日が、雇用保険被保険者記録における離職日の翌日と

なっており、公共職業安定所、厚生年金基金及び社会保険事務所の3者が誤って同じ資格喪失日を記録するとは考え難いことから、事業主が社会保険事務所の記録どおりの資格喪失の届出を行っており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和60年6月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人の申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和18年4月1日から20年9月1日まで

昭和20年8月の終戦で住む所、働く場所を失った。A区にあったB株式会社の寮を出されたので、C県の実家に戻った。

同社で勤務した期間が脱退手当金を支給されたことになっているが、制度のことを当時は知らなかったし、手続をした記憶も無い。調査して、当該期間を厚生年金保険の被保険者期間として記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

厚生年金保険記号番号払出簿で確認できる、申立人と同日に資格取得及び資格喪失しているB株式会社D工場の従業員69人のうち30人については、オンライン記録が確認できるが、このうち脱退手当金の支給記録があるのは申立人だけであること、及び申立人と同じ期間に同工場に勤務した同僚17人に照会し、回答があった15人は全員が脱退手当金を受給していないとしており、13人が会社から説明も受けなかったと供述していることから、事業主による代理請求がなされたとは考え難い。

また、申立人と同じ事業所の厚生年金保険被保険者で、オンライン記録において脱退手当金の支給が確認できた者の被保険者名簿については、脱退手当金を支給したことを表す「脱」表示があるが、申立人の被保険者名簿にはその表示が無いことを踏まえると、申立人に脱退手当金が支給されていたとは考え難い。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の株式会社Aにおける資格喪失日は昭和41年1月1日であると認められることから、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、昭和40年1月から同年9月までは1万6,000円、同年10月から同年12月までは2万6,000円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和19年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和40年1月1日から42年2月20日まで
② 昭和43年5月1日から45年7月まで

私は、株式会社Aに昭和39年2月1日から42年2月20日まで勤務したが、厚生年金保険の記録では、40年1月1日付けで被保険者資格を喪失したことになる。

また、株式会社Bについても、昭和43年4月1日から45年7月まで勤務したのに、資格喪失日が43年5月1日となっている。

これら事業所における申立期間を被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

- 1 申立期間①については、申立人は、昭和39年2月に株式会社Aに正社員として入社して以降、42年2月まで勤務形態に変更なく継続して勤務したと供述しているところ、41年7月1日に被保険者資格を取得した同僚から、正社員として入社する前に約1年アルバイトで勤務をしていたが、申立人とは半年間程度勤務が重なっていたとの供述が得られることを踏まえると、申立人は、同社において少なくとも40年末までは勤務していたことが推認できる。

一方、株式会社Aに係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、申立人の資格喪失日は昭和40年1月1日と記載されているが、「40年」は「41年」から書き換えられた形跡がうかがえるとともに、当該

資格喪失日以降には 40 年 10 月の定時決定が記録されていたことが確認できる上、届受理番欄には 41 年 3 月 10 日と記載されていることが確認できる。これらを前提とすると、事業主が申立人に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日を 40 年 1 月 1 日とする届出を行ったとは考え難い。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所（当時）において、申立人が昭和 40 年 1 月 1 日に資格喪失した旨の処理を行う合理的な理由はなく、当該喪失処理に係る記録は有効なものとは認められないことから、申立人の資格喪失日は、当該被保険者名簿における記載内容及び同僚の供述から判断すると、41 年 1 月 1 日であると認められる。

なお、当該期間の標準報酬月額については、当該健康保険厚生年金保険被保険者名簿の記録から、昭和 40 年 1 月から同年 9 月までは 1 万 6,000 円、同年 10 月から同年 12 月までは 2 万 6,000 円とすることが妥当である。

一方、申立期間①のうち、昭和 41 年 1 月 1 日から 42 年 2 月 20 日までの期間については、当該期間に厚生年金保険の被保険者記録が確認できる同僚からは申立人が当該事業所において勤務していたとの供述は得られず、このほか、申立人の当該期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

2 申立期間②については、株式会社 B に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において当該期間に被保険者記録のある同僚 8 人に照会し、回答のあった 3 人中二人は申立人に記憶は無く、ほかの一人も勤務していた記憶はあるが、勤務時期は不明であるとしている。

また、株式会社 B は厚生年金保険適用事業所名簿により、D 地において昭和 43 年 4 月 1 日に新規適用事業所となり、同年 11 月 18 日に C 地に適用事業所として移転しているところ、申立人は、D 地に所在した事業所は記憶しているが、C 地に移転した事業所には勤務していないと供述している。

さらに、事業所名は不明であるが、昭和 42 年 9 月 26 日入社及び 43 年 4 月 30 日離職の申立人の雇用保険被保険者記録があり、当該離職日は株式会社 B における申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日の前日と一致する。

加えて、同社は商業登記索引票により昭和 42 年 11 月 20 日に E 社から商号変更したことが確認できるところ、申立人は、事業所名に「F」が付かない時期があったと供述しているが、E 社は厚生年金保険適用事業所名簿には見当たらない。

また、申立人が同僚として名前をあげた 10 人中、本人と特定できない二人を除く 8 人は同社の厚生年金保険の被保険者記録が確認できない。

このほか、申立人の申立期間②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 3 これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①のうち昭和 41 年 1 月 1 日から 42 年 2 月 20 日までの期間及び申立期間②に係る厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA株式会社（現在は、B株式会社）における資格喪失日に係る記録を昭和39年6月4日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年5月2日から同年6月4日まで

昭和38年1月1日にC株式会社（現在は、D株式会社）に入社したが、A株式会社の社会保険加入の関係で、名目上、A株式会社に入社したようになった。同じ事務所にC株式会社とA株式会社の2つの会社があり代表者も同じだった。私は、主にC株式会社のE業務を担当したが、そのほかに両方の会社の接客や雑用も行った。年金記録では、39年5月2日から同年6月4日までの期間が抜けているが、38年1月1日に入社してから43年8月31日に退職するまで継続して勤務していた。申立期間の給料も変わりなく、何の違和感もなかった。申立期間について厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録及び同僚の供述から、申立人は、A株式会社から引き続いてC株式会社に勤務していたものと認められる。

また、申立人は、「申立期間の給料も変わりはなく、何の違和感もなかった。」と供述しているほか、同僚からは「A株式会社とC株式会社は、当時同じ事務所であった。」旨の供述が得られるところ、A株式会社及びC株式会社に係る厚生年金保険被保険者名簿によると、昭和38年1月1日にA株式会社において被保険者資格を取得した同僚全員の同社における被保険者記録に空白は無く、うち一人は同社からC株式会社に異動してい

ることが確認できるが、この者の被保険者記録も継続しており異動による空白期間は無い。

なお、C株式会社の事業主から提出された厚生年金保険被保険者名簿（内部資料）では申立人の同社における厚生年金保険の資格取得日は昭和39年6月4日となっていることが確認できる。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人は、申立期間において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA株式会社における昭和39年4月の社会保険事務所（当時）の記録から、1万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、「申立期間当時の記録や手続の書類は全く残っていないため保険料を納付したかどうかは不明。」と供述しており、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の株式会社A（現在は、株式会社B）C支店における資格取得日に係る記録を昭和49年11月30日に訂正し、申立期間の標準報酬月額に係る記録を16万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年11月30日から同年12月2日まで

株式会社AのC支店に昭和49年11月30日から55年1月3日まで在籍していたのに、49年11月30日から同年12月2日までの厚生年金保険の記録が無い。入社から退職まで継続して勤務し、厚生年金保険料も毎月給与から控除されていたので、当該期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の被保険者記録、事業主作成の職歴証明書、D組合提出の健康保険資格証明書及び複数の同僚の供述から判断すると、申立人は、申立期間において株式会社Aに継続して勤務し（昭和49年11月30日に株式会社AのE支店から同社C支店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人提出の給料明細書に記載の報酬月額から16万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したと思うが関係資料は保存していないとしており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所（当時）に対し行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち昭和 64 年 1 月 1 日から平成元年 4 月 1 日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主から控除されていることが認められることから、申立人の A 株式会社における資格取得日に係る記録を昭和 64 年 1 月 1 日に、資格喪失日に係る記録を平成元年 4 月 1 日に訂正し、当該期間の標準報酬月額に係る記録を元年 1 月は 10 万 4,000 円、同年 2 月及び同年 3 月は 20 万円にすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 40 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 64 年 1 月 1 日から平成元年 5 月 10 日まで
A 株式会社勤務し、厚生年金保険料が控除されていたが記録が無いので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人提出の給料明細書及び A 株式会社提出の労働者名簿により、申立人は、申立期間のうち、昭和 64 年 1 月 1 日から平成元年 4 月 1 日までの期間において同社に継続して勤務し、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定し又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、当該期間の標準報酬月額については、申立人提出の給料明細書において確認できる報酬月額及び保険料控除額から、平成元年 1 月は 10 万 4,000 円、同年 2 月及び同年 3 月は 20 万円とすることが妥当である。

なお、当該期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人に係る資格取得及び喪失の届出並びに控除保険料の社会保険事務所（当時）への納付を行っていないことを認めていることから、事業主は当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち、平成元年4月1日から同年5月10日までの期間については、上記給料明細書及び労働者名簿により、申立人がA株式会社に勤務していたことは確認できるものの、当該給料明細書において同年4月及び同年5月の厚生年金保険料は控除されていないことが確認できることから、申立人が厚生年金保険被保険者として、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を平成16年2月25日は9万8,000円、同年7月25日は13万円、17年1月22日は13万円、同年8月4日は20万円、同年12月20日は22万8,000円、18年7月31日及び同年12月5日は26万5,000円、19年8月25日は31万5,000円、同年12月29日は26万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和56年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成16年2月25日
② 平成16年7月25日
③ 平成17年1月22日
④ 平成17年8月4日
⑤ 平成17年12月20日
⑥ 平成18年7月31日
⑦ 平成18年12月5日
⑧ 平成19年8月25日
⑨ 平成19年12月29日

すべての申立期間において、株式会社Aから支給された賞与に係る厚生年金保険の記録が無い。当該賞与から厚生年金保険料が控除されていたので、標準賞与額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、株式会社Aから提出された賃金台帳から、申立人は、事業主により10万円の賞与額が支給されていることが確認できるところ、当該賞与額において、標準賞与額9万8,000円に見合う厚生年金保険料(6,654円)が控除されていたことが確認できる。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準賞与額を改定又は決定し記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間①に係る申立人の標準賞与額は、申立事業所が保管する賃金台帳において確認できる保険料控除額に見合う標準賞与額から9万8,000円とすることが妥当である。

2 申立期間②から⑨までについては、株式会社Aから提出された賃金台帳又は「支給控除一覧表」から、申立人は、平成16年7月25日及び17年1月22日は13万円、同年8月4日は20万円、同年12月20日は22万8,000円、18年7月31日及び同年12月5日は26万5,000円、19年8月25日は31万5,000円、同年12月29日は26万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

3 なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間において賞与に係る届出を社会保険事務所(当時)に行っていなかったことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を平成15年8月25日は20万円、同年11月25日は30万円、16年2月25日は59万円、同年7月25日は48万円、17年1月22日は25万円、同年8月4日は20万円、同年12月20日及び18年7月31日は22万5,000円、同年12月5日は30万円、19年8月25日及び同年12月29日は18万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和42年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年8月25日
② 平成15年11月25日
③ 平成16年2月25日
④ 平成16年7月25日
⑤ 平成17年1月22日
⑥ 平成17年8月4日
⑦ 平成17年12月20日
⑧ 平成18年7月31日
⑨ 平成18年12月5日
⑩ 平成19年8月25日
⑪ 平成19年12月29日

すべての申立期間において、株式会社Aから支給された賞与に係る厚生年金保険の記録が無い。当該賞与から厚生年金保険料が控除されてい

たので、標準賞与額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

- 1 申立期間①及び③については、株式会社Aから提出された賃金台帳により、申立期間①については、24万円の賞与額が、申立期間③については、60万円の賞与額が支給されていることが確認できるところ、当該賞与額において、申立期間①について標準賞与額20万円に見合う厚生年金保険料（1万3,580円）が控除されていたこと、申立期間③について標準賞与額59万円に見合う厚生年金保険料（4万61円）が控除されていたことが確認できる。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準賞与額を改定又は決定し記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準賞与額については、申立事業所が保管する賃金台帳において確認できる保険料控除額に見合う標準賞与額から、申立期間①については20万円、申立期間③については59万円とすることが妥当である。

- 2 申立期間②及び④から⑩までについては、株式会社Aから提出された賃金台帳又は「支給控除一覧表」から、申立人は、平成15年11月25日は30万円、16年7月25日は48万円、17年1月22日は25万円、同年8月4日は20万円、同年12月20日及び18年7月31日は22万5,000円、同年12月5日は30万円、19年8月25日及び同年12月29日は18万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与支給額から控除されていたことが認められる。

- 3 なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間において賞与に係る届出を社会保険事務所（当時）に行っていなかったことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を平成15年8月25日は20万円、同年11月25日は18万円、16年2月25日は40万円、同年7月25日は30万円、17年1月22日は29万円、同年8月4日は32万円、同年12月20日は30万円、18年7月31日は22万円、同年12月5日は25万円、19年8月25日及び同年12月29日は14万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和47年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年8月25日
② 平成15年11月25日
③ 平成16年2月25日
④ 平成16年7月25日
⑤ 平成17年1月22日
⑥ 平成17年8月4日
⑦ 平成17年12月20日
⑧ 平成18年7月31日
⑨ 平成18年12月5日
⑩ 平成19年8月25日
⑪ 平成19年12月29日

すべての申立期間において、株式会社Aから支給された賞与に係る厚生年金保険の記録が無い。当該賞与から厚生年金保険料が控除されてい

たので、標準賞与額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

- 1 申立期間③については、株式会社Aから提出された賃金台帳により、申立人は、事業主により40万円の賞与額が支給されていることが確認できるところ、当該賞与額において、標準賞与額41万円に見合う厚生年金保険料（2万7,839円）が控除されていたことが確認できる。
一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準賞与額を改定又は決定し記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のうちいずれか低い方の額を認定することとなる。
したがって、申立期間③に係る申立人の標準賞与額については、申立事業所が保管する賃金台帳において確認できる賞与支給額から40万円とすることが妥当である。
- 2 申立期間①、②及び④から⑩までについては、株式会社Aから提出された賃金台帳又は「支給控除一覧表」から、申立人は、平成15年8月25日は20万円、同年11月25日は18万円、16年7月25日は30万円、17年1月22日は29万円、同年8月4日は32万円、同年12月20日は30万円、18年7月31日は22万円、同年12月5日は25万円、19年8月25日及び同年12月29日は14万8,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。
- 3 なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間において賞与に係る届出を社会保険事務所（当時）に行っていなかったことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を平成15年11月25日は10万円、16年2月25日は35万円、同年7月25日は18万5,000円、17年1月22日は13万円、同年8月4日は20万円、同年12月20日は22万5,000円、18年7月31日は21万円、同年12月5日は19万円、19年8月25日及び同年12月29日は9万5,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和35年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 平成15年11月25日
② 平成16年2月25日
③ 平成16年7月25日
④ 平成17年1月22日
⑤ 平成17年8月4日
⑥ 平成17年12月20日
⑦ 平成18年7月31日
⑧ 平成18年12月5日
⑨ 平成19年8月25日
⑩ 平成19年12月29日

すべての申立期間において、株式会社Aから支給された賞与に係る厚生年金保険の記録が無い。当該賞与から厚生年金保険料が控除されていたので、標準賞与額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

- 1 申立期間②については、株式会社Aから提出された賃金台帳から、申立人は、事業主により 35 万円の賞与額が支給されていることが確認できるところ、当該賞与額において標準賞与額 36 万円に見合う厚生年金保険料（2万4,444円）が控除されていたことが確認できる。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準賞与額を改定又は決定し記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間②に係る申立人の標準賞与額は、申立事業所が保管する賃金台帳において確認できる賞与支給額に見合う標準賞与額から 35 万円とすることが妥当である。

- 2 申立期間①及び③から⑩までについては、株式会社Aから提出された賃金台帳又は「支給控除一覧表」から、申立人は、平成 15 年 11 月 25 日は 10 万円、16 年 7 月 25 日は 18 万 5,000 円、17 年 1 月 22 日は 13 万円、同年 8 月 4 日は 20 万円、同年 12 月 20 日は 22 万 5,000 円、18 年 7 月 31 日は 21 万円、同年 12 月 5 日は 19 万円、19 年 8 月 25 日及び同年 12 月 29 日は 9 万 5,000 円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

- 3 なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間において賞与に係る届出を社会保険事務所（当時）に行っていなかったことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を平成15年8月25日及び同年11月25日は30万円、16年2月25日は35万円、同年7月25日は30万円、17年1月22日は25万円、同年8月4日は23万円、同年12月20日は24万5,000円、18年7月31日、同年12月5日及び19年8月25日は32万円、同年12月29日は35万7,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和47年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年8月25日
② 平成15年11月25日
③ 平成16年2月25日
④ 平成16年7月25日
⑤ 平成17年1月22日
⑥ 平成17年8月4日
⑦ 平成17年12月20日
⑧ 平成18年7月31日
⑨ 平成18年12月5日
⑩ 平成19年8月25日
⑪ 平成19年12月29日

すべての申立期間において、株式会社Aから支給された賞与に係る厚

生年金保険の記録が無い。当該賞与から厚生年金保険料が控除されていたので、標準賞与額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

- 1 申立期間③については、株式会社Aから提出された賃金台帳から、申立人は、事業主により 35 万円の賞与額が支給されていることが確認できるところ、当該賞与額において標準賞与額 36 万円に見合う厚生年金保険料（2万4,444円）が控除されていたことが確認できる。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準賞与額を改定又は決定し記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間③に係る申立人の標準賞与額は、申立事業所が保管する賃金台帳において確認できる賞与支給額に見合う標準賞与額から 35 万円とすることが妥当である。

- 2 申立期間①、②及び④から⑩までについては、株式会社Aから提出された賃金台帳又は「支給控除一覧表」から、申立人は、平成 15 年 8 月 25 日、同年 11 月 25 日及び 16 年 7 月 25 日は 30 万円、17 年 1 月 22 日は 25 万円、同年 8 月 4 日は 23 万円、同年 12 月 20 日は 24 万 5,000 円、18 年 7 月 31 日、同年 12 月 5 日及び 19 年 8 月 25 日は 32 万円、同年 12 月 29 日は 35 万 7,000 円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

- 3 なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間において賞与に係る届出を社会保険事務所（当時）に行っていなかったことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を平成19年8月25日は25万5,000円、同年12月29日は38万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和43年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 平成19年8月25日
② 平成19年12月29日

申立期間において、株式会社Aから支給された賞与に係る厚生年金保険の記録が無い。当該賞与から厚生年金保険料が控除されているので、標準賞与額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

株式会社Aから提出された「支給控除一覧表」から、申立人は、平成19年8月25日は25万5,000円、同年12月29日は38万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間において賞与に係る届出を社会保険事務所（当時）に行っていなかったことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の平成19年8月25日及び同年12月29日の標準賞与額に係る記録を3万3,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和48年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成19年8月25日
② 平成19年12月29日

申立期間において、株式会社Aから支給された賞与に係る厚生年金保険の記録が無い。当該賞与から厚生年金保険料が控除されていたので、標準賞与額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間については、株式会社Aから提出された「支給控除一覧表」から、申立人は、平成19年8月25日及び同年12月29日に、それぞれ3万3,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間において賞与に係る届出を社会保険事務所（当時）に行っていなかったことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を平成15年8月25日は10万円、同年11月25日は20万円、16年2月25日は35万円、同年7月25日は30万円、17年1月22日は30万円、同年8月4日は20万円、同年12月20日は22万5,000円、18年7月31日は20万円、同年12月5日は24万5,000円、19年8月25日は34万5,000円、同年12月29日は29万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和41年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年8月25日
② 平成15年11月25日
③ 平成16年2月25日
④ 平成16年7月25日
⑤ 平成17年1月22日
⑥ 平成17年8月4日
⑦ 平成17年12月20日
⑧ 平成18年7月31日
⑨ 平成18年12月5日
⑩ 平成19年8月25日
⑪ 平成19年12月29日

すべての申立期間において、株式会社Aから支給された賞与に係る厚

生年金保険の記録が無い。当該賞与から厚生年金保険料が控除されていたので、標準賞与額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

- 1 申立期間③については、株式会社Aから提出された貸金台帳から、申立人は、事業主により 35 万円の賞与額が支給されていることが確認できるところ、当該賞与額において、標準賞与額 36 万円に見合う厚生年金保険料額（2万4,444円）が控除されていたことが確認できる。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準賞与額を改定又は決定し記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間③に係る申立人の標準賞与額は、申立事業所が保管する貸金台帳において確認できる賞与支給額に見合う標準賞与額から 35 万円とすることが妥当である。

- 2 申立期間①、②及び④から⑩までについては、株式会社Aから提出された貸金台帳及び「支給控除一覧表」から、申立人は、平成 15 年 8 月 25 日は 10 万円、同年 11 月 25 日は 20 万円、16 年 7 月 25 日は 30 万円、17 年 1 月 22 日は 30 万円、同年 8 月 4 日は 20 万円、同年 12 月 20 日は 22 万 5,000 円、18 年 7 月 31 日は 20 万円、同年 12 月 5 日は 24 万 5,000 円、19 年 8 月 25 日は 34 万 5,000 円、同年 12 月 29 日は 29 万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

- 3 なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間において賞与に係る届出を社会保険事務所（当時）に行っていなかったことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人に係る全申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を平成15年11月25日は10万円、16年2月25日は35万円、同年7月25日は25万円、17年1月22日は23万円、同年8月4日は22万円、同年12月20日は22万5,000円、18年7月31日は30万円、同年12月5日は35万円、19年8月25日は38万5,000円、同年12月29日は28万5,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和46年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年11月25日
② 平成16年2月25日
③ 平成16年7月25日
④ 平成17年1月22日
⑤ 平成17年8月4日
⑥ 平成17年12月20日
⑦ 平成18年7月31日
⑧ 平成18年12月5日
⑨ 平成19年8月25日
⑩ 平成19年12月29日

すべての申立期間において、株式会社Aから支給された賞与に係る厚生年金保険の記録が無い。当該賞与から厚生年金保険料が控除されてい

たので、標準賞与額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間②については、株式会社Aから提出された賃金台帳から、申立人は、事業主により35万円の賞与額が支給されていることが確認できるところ、当該賞与額において、標準賞与額36万円に見合う厚生年金保険料（2万4,444円）が控除されていたことが確認できる。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準賞与額を改定又は決定し記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間②に係る申立人の標準賞与額は、申立事業所が保管する賃金台帳において確認できる賞与支給額に見合う標準賞与額から35万円とすることが妥当である。

2 申立期間①及び③から⑩までについては、株式会社Aから提出された賃金台帳又は「支給控除一覧表」から、申立人は、平成15年11月25日は10万円、16年7月25日は25万円、17年1月22日は23万円、同年8月4日は22万円、同年12月20日は22万5,000円、18年7月31日は30万円、同年12月5日は35万円、19年8月25日は38万5,000円、同年12月29日は28万5,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

3 なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間において賞与に係る届出を社会保険事務所（当時）に行っていなかったことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を平成15年11月25日は10万円、16年2月25日は35万円、同年7月25日は25万円、17年1月22日は25万円、同年8月4日は18万円、同年12月20日は22万7,000円、18年7月31日は24万2,000円、同年12月5日は22万円、19年8月25日及び同年12月29日は24万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和33年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年11月25日
② 平成16年2月25日
③ 平成16年7月25日
④ 平成17年1月22日
⑤ 平成17年8月4日
⑥ 平成17年12月20日
⑦ 平成18年7月31日
⑧ 平成18年12月5日
⑨ 平成19年8月25日
⑩ 平成19年12月29日

すべての申立期間において、株式会社Aから支給された賞与に係る厚生年金保険の記録が無い。当該賞与から厚生年金保険料が控除されていたので、標準賞与額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

- 1 申立期間②については、株式会社Aから提出された賃金台帳から、申立人は、事業主により 35 万円の賞与額が支給されていることが確認できるところ、当該賞与額において標準賞与額 36 万円に見合う厚生年金保険料（2万4,444円）が控除されていたことが確認できる。
一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準賞与額を改訂又は決定し記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。
したがって、申立期間②に係る申立人の標準賞与額は、当該事業所が保管する賃金台帳において確認できる賞与支給額から 35 万円とすることが妥当である。

- 2 申立期間①及び③から⑩までについては、株式会社Aから提出のあった賃金台帳又は「支給控除一覧表」から、申立人は、平成 15 年 11 月 25 日は 10 万円、16 年 7 月 25 日は 25 万円、17 年 1 月 22 日は 25 万円、同年 8 月 4 日は 18 万円、同年 12 月 20 日は 22 万 7,000 円、18 年 7 月 31 日は 24 万 2,000 円、同年 12 月 5 日は 22 万円、19 年 8 月 25 日及び同年 12 月 29 日は 24 万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

- 3 なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間において賞与に係る届出を社会保険事務所（当時）に行っていなかったことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、株式会社AのB工場の資格喪失日及び同社C本社の資格取得日を昭和46年10月26日に訂正し、同年10月の標準報酬月額を4万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年10月1日から同年11月1日まで
株式会社AのB工場からC本社に転勤した時の期間が1か月空いている。調べて厚生年金保険の被保険者記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

株式会社Aから提出された在籍証明書、雇用保険の記録及びD組合の記録から、申立人が株式会社Aに継続して勤務し（昭和46年10月26日に株式会社AのB工場から同社C本社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立期間前後の期間の被保険者記録照会回答票から4万8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所（当時）に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の株式会社Aにおける申立期間に係る厚生年金保険の標準報酬月額額は、申立人が主張する標準報酬月額であったことが認められることから、申立期間の標準報酬月額を平成8年1月から同年9月までの期間は24万円、同年10月から10年3月までの期間は26万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和48年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成8年1月1日から10年4月1日まで
社会保険事務所(当時)の記録によると、株式会社Aにおける平成8年1月から10年3月までの標準報酬月額記録が、実際の給与の額と相違しているため、正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録では、申立人の申立期間に係る株式会社Aにおける厚生年金保険の標準報酬月額額は、当初、平成7年12月から8年9月までの期間は24万円、同年10月から10年3月までの期間は26万円と記録されていたところ、9年3月28日付けで、8年1月1日に遡^{さかのぼ}って、同年1月から9年3月までの期間は15万円に、10年5月7日付けで、9年4月1日に遡^{さかのぼ}って同年4月から10年3月までの期間は10万4,000円に引き下げられていることが確認できる。

さらに、事業主及び当該事業所に勤務していた33人の被保険者が、申立人と同様に遡^{さかのぼ}って標準報酬月額が訂正されていることが確認できる。

一方、事業主からは、「申立期間ころはそれほど資金繰りに困っていなかったが、その4年くらい前までは資金繰りが悪く、そのころの厚生年金保険料の滞納があったため社会保険事務所の担当課長に相談したところ、支払計画書を提出するよう指導を受け、延滞金を免除する旨の書面等たくさん書類に押印したが、給与額を下げる等の指導や減額訂正の説明はなかった。」との供述があったが、「基本納付額を小切手で納付するよう促

された。」との供述もあったことから、申立期間当時、厚生年金保険料の滞納があったものと推認できる。

また、申立人が提出した給与明細書により、申立人は、申立期間のうち平成9年1月から10年3月までの期間において事業主により減額訂正前の標準報酬月額26万円に相当する厚生年金保険料を給与から控除されていたことが確認できる。

さらに、当該事業所の社会保険関係の事務処理の委託を受けていた社会保険労務士が保管する被保険者台帳に記載された申立人の標準報酬月額の記録は、平成7年12月の随時改定は24万円、8年10月及び9年10月の定時決定は、いずれも26万円であることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、平成9年3月28日付け及び10年5月7日付けで行われた遡^{そきゅう}及訂正処理は事実に即したものと考えることは難しく、社会保険事務所において、このような遡^{そきゅう}及により記録を訂正するという処理を行う合理的な理由は見当たらず、標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められない。このため、当該遡^{そきゅう}及訂正処理の結果として記録されている申立人の申立期間の標準報酬月額については、事業主が社会保険事務所に当初届け出た記録から、8年1月から同年9月までの期間を24万円、同年10月から10年3月までの期間を26万円に訂正することが必要と認められる。

埼玉厚生年金 事案 4358 (事案 2366 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、A有限会社における申立人の被保険者記録のうち、申立期間に係る資格喪失日(昭和40年3月13日)及び資格取得日(41年2月16日)を取り消し、申立期間の標準報酬月額については、40年3月から同年9月までの期間を3万3,000円、同年10月から41年1月までの期間を3万9,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年3月13日から41年2月16日まで
新たな証拠は特にないが、事業主からの在職証明書もあり、当時の社会保険事務担当者も勤務及び保険料控除の事実があったと証言しているのに、非あっせんになったことについて納得できない。社会保険庁(当時)の記録の記載ミスも含めて、再度調査し記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 当初の申立てにおいて、申立人は、A有限会社に継続して正社員として勤務していたのに、申立期間だけが被保険者期間として記録されていないことは納得できない旨を主張していたが、当該申立てについては、社会保険庁の記録において事業主の届出があったことが推認でき、社会保険の適用状況について申立人の主張を裏付ける事実関係が不明確であるとして、既に平成22年1月19日付けで当委員会の決定に基づく年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

2 しかしながら、当時の同僚に再度照会したところ、複数の同僚が「申立人は、B業務を担当し、申立期間にA有限会社に継続して勤務していたことを思い出した。」と供述していること、及び親会社である株式会

社CとA有限会社が連名で発行した在職証明書において、申立人の継続勤務を証明していることから、申立人が申立期間に同社に継続して勤務していたことが認められる。

また、当該事業所の複数の同僚は「申立人が休職や一時退社したことはないし、業務内容及び勤務形態の変更もなく継続して勤務していた。」と供述しており、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票において、申立人を除く申立期間に被保険者であった7人全員の被保険者記録は申立期間において継続していることが確認できる。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人は、申立期間において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA有限会社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票の申立期間前後の記録及び同僚における申立期間前後の記録から、昭和40年3月から同年9月までの期間を3万3,000円、同年10月から41年1月までの期間を3万9,000円とすることが妥当である。

なお、事業主の申立期間に係る保険料を納付する義務の履行については、事業主から申立人に係る被保険者資格の喪失届や取得届が提出されていないにもかかわらず、社会保険事務所（当時）がこれを記録することは考え難いことから、事業主が社会保険事務所の記録どおりの資格の喪失及び取得の届出を行っており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和40年3月から41年1月までの保険料の納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA会における被保険者資格喪失日に係る記録を昭和41年2月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額に係る記録を3万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 大正2年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和41年1月26日から同年2月1日まで

昭和41年1月末までB職として働き、同年2月初めからC院付D担当として働いたが、厚生年金保険の被保険者記録では、同年1月26日にA会で被保険者資格を喪失し、同年2月1日にC院で被保険者資格を取得しており、申立期間の被保険者記録が無い。申立期間も継続して厚生年金保険料を控除されているはずであり、在職証明書もあるので、当該期間について被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の被保険者記録、E団体提出の在職証明書、職歴証明書及び賃金台帳から判断すると、申立人は、申立期間前後を含めて、同団体A会及び同団体が運営するC院に継続して勤務し（昭和41年2月1日にE団体A会からC院に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、E団体提出のA会に係る賃金台帳に記載の保険料控除額から、3万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、厚生年金保険料を納付したか否か不明としているが、A会に係る「健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書」に記載の被保険者資格喪失日が昭和41年1月26日となっていることから、事業

主が同日を被保険者資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料の納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

埼玉厚生年金 事案4369（事案1222の再申立て）

第1 委員会の結論

- 1 申立人は、申立期間①に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間①に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。
- 2 申立人のA株式会社における資格取得日は昭和40年8月5日、資格喪失日は同年11月18日であることが認められることから、申立人の厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。
また、当該期間の標準報酬月額については、1万6,000円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

- 1 申立人の氏名等
氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :
- 2 申立内容の要旨
申 立 期 間 : ① 昭和35年10月24日から39年8月29日まで
(B株式会社)
② 昭和40年8月5日から同年11月18日まで
(A株式会社)
③ 昭和41年10月14日から同年10月20日まで
(C株式会社D工場)
④ 昭和41年11月17日から42年1月5日まで
(E株式会社)

申立期間①については、前回非あっせんの通知をもらったが、納得が
いかないので再度申立てをする。

私は絶対に脱退手当金を受け取っていない。社会保険事務所（当時）
で、「脱退手当金は自分自身で請求し、本人に直接送金する制度であっ
た。」との説明を受けたが、私はB株式会社を退職後、姉の自宅に転居
した。転居先にどのように送金したのか。また、同社に勤務する以前に
勤めていた会社（F株式会社）については、脱退手当金を請求していな
いのも不自然である。

申立期間②から④までについては、短期間ではあるがそれぞれの会社に勤務し、厚生年金保険料を控除されていたはずである。

第三者委員会で調査の上、すべての申立期間について被保険者記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

- 1 申立期間①に係る申立てについては、i) 健康保険厚生年金保険被保険者名簿からは脱退手当金の支給を意味する「脱手」の印が押されていることが確認できる、ii) 脱退手当金の支給額は、当時の標準報酬月額をもとに計算した法定支給額と一致している、iii) 厚生年金保険の資格喪失日から約2か月後の昭和39年11月10日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはないと見做し、既に当委員会の決定に基づく平成21年7月13日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

しかしながら、申立人が今回新たな事情として申立人に係る別の厚生年金保険被保険者記号番号の被保険者期間が見付かったことを主張するところ、脱退手当金を請求する場合、過去のすべての被保険者期間をその計算の基礎とすべきところ、最終事業所より前の期間である事業所については、その請求の基礎とされておらず未請求となっていることから、申立人が脱退手当金の請求時に当該事業所を失念するとは考え難い。

また、昭和36年9月から47年3月までの間に厚生年金保険の資格を喪失した同僚17人に照会したところ、7人から回答があり、そのうちの4人が「事業所から脱退手当金に関する説明は無かった」と回答している上、7人のうちの一人からは、「事業所の担当者に脱退手当金の書類を作成してもらい、自分で社会保険事務所に手続に行った。」と供述していることから、退職手続の一環として事業所による代理請求が行われたとは認め難い。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間①について脱退手当金を受給したとは認められない。

- 2 申立期間②について、A株式会社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人と氏名及び生年月日が一致する基礎年金番号に統合されていない被保険者記録（資格取得日は昭和40年8月5日、資格喪失日は同年11月18日）が確認できる。

また、雇用保険の記録から、申立人は、昭和40年8月5日から同年11月18日まで同社に勤務していたことが確認できるところ、当該未統合の記録における被保険者期間は申立人の申立期間②と一致しており、当該記録の厚生年金保険被保険者は、平成22年8月現在では70歳に達してい

るにもかかわらず、基礎年金番号に統合されていないことを踏まえると、当該記録は、申立人の厚生年金保険被保険者記録であると認められる。

これらを総合的に判断すると、申立期間②については、申立人が昭和40年8月5日に厚生年金保険被保険者資格を取得し、同年11月18日に喪失した旨の届出を事業主が社会保険事務所に行ったことが認められる。

なお、申立期間②の標準報酬月額については、健康保険厚生年金保険被保険者名簿に記載されている当該未統合記録から、1万6,000円とすることが妥当である。

- 3 申立期間③については、C株式会社D工場における申立人に係る雇用保険の記録から、申立人は、申立期間③に同社に勤務していたことが確認できる。

しかしながら、申立人は、当該事業所に係る同僚の氏名、勤務期間及び勤務形態について具体的に記憶していない上、C株式会社D工場人事部からは、「申立期間③当時の記録は既に処分しているため、申立人の申立期間③に係る勤務実態、保険料控除については不明であるが、現在は厚生年金保険資格取得要件に該当すれば、入社と同時に資格を取得させている。在籍期間が短い場合は、会社内で資格取得の取消しを行っている。」との供述が得られた。

また、申立期間③に同社において厚生年金保険被保険者資格を取得している同僚3人に照会したところ、そのうちの一人から回答は得られたが、申立人については記憶しておらず、申立人の申立期間③に係る勤務実態、保険料控除の事実をうかがわせる供述及び関連資料を得ることができなかった。

さらに、申立期間③における健康保険厚生年金保険被保険者原票から、申立人の氏名は確認できない。

- 4 申立期間④については、事業所の事業所別被保険者名簿及び適用事業所名簿から、E株式会社は、昭和42年1月5日に厚生年金保険の適用事業所に該当していることが確認できることから、申立期間④当時においては、同事業所は適用事業所ではないことが確認できる。

また、同僚の二人からは、「E株式会社は昭和42年1月に会社が設立され、同月に厚生年金保険に加入しているはずである。」と供述しており、健康保険厚生年金保険被保険者原票から、42年1月5日付けで厚生年金保険の被保険者資格を取得している者が申立人を含め22人確認できる。

さらに、当該事業所はG法務局H支局の閉鎖登記簿謄本から、昭和46年11月*日に解散していることが確認でき、申立期間④当時の事業主は、

当該事業所において厚生年金保険被保険者資格を取得しておらず、住所が判明しないことから、申立人の申立期間④に係る勤務実態、保険料控除の事実をうかがわせる供述及び関連資料を得ることができなかった。

- 5 このほか、申立人の申立期間③及び④における厚生年金保険料の控除について確認できる給与明細書等の関連資料及び周辺事情は見当たらない。
- 6 これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間③及び④に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成14年6月26日から15年4月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の有限会社Aにおける資格取得日に係る記録を14年6月26日に、資格喪失日に係る記録を15年4月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額に係る記録を62万円とすることが妥当である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成14年3月26日から15年6月25日まで

社会保険庁（当時）の記録では、有限会社Aに勤務していた申立期間の15か月間に係る厚生年金保険の被保険者記録が無いが、申立期間当時の名刺、保険料が控除されている給与明細書及び給与が振り込まれていた預金通帳を提出するので、当該期間についても被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間のうち、平成14年6月26日から15年4月1日までの期間について、雇用保険被保険者記録により、申立人が14年6月26日に雇用保険の被保険者資格を取得し、当該期間の被保険者資格が確認できることから、有限会社Aに同日から継続して勤務していたことが認められる。

また、申立人が提出した平成14年7月分から同年10月分まで及び同年12月分から15年3月分までの給与明細書には、申立人の給与から厚生年金保険料が控除されていたことが確認できる上、給与明細書の提出がなかった14年6月分及び同年11月分についても、申立人の預金口座に給与として振り込まれていることが確認でき、当該金額は、各々の翌月の給与明細書に記載されている差引支給額と一致又は近似していることから、この期間についても申立人の給与から保険料が控除されていたものと推

認できる。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち平成14年6月26日から15年4月1日までの期間において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、申立人が提出した給与明細書に記載の保険料控除額から62万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付の義務の履行について、事業主は当時の資料等が無いため、保険料を納付したか否かについては不明であるとしているが、仮に事業主から申立人の申立てどおりに被保険者資格の取得に係る届出が提出された場合には、その後、算定基礎届及び被保険者資格の喪失届も提出されているにもかかわらず、いずれの機会においても社会保険事務所（当時）が当該届出を記録しないと考え難いことから、事業主から当該社会保険事務所へ資格の得喪に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る当該期間の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 一方、申立期間のうち、平成14年3月26日から同年6月26日までの期間及び15年4月1日から同年6月25日までの期間については、申立人が提出した14年4月分、同年5月分、15年4月分及び同年6月分の給与明細書により、該当月の申立人の給与から厚生年金保険料が控除されていないことが確認できる。

また、給与明細書の提出が無かった平成15年5月分については、その前後の月について保険料が控除されていないほか、同僚及び事業主からも保険料控除について具体的な供述が得られない。

このほか、申立人の当該期間に係る厚生年金保険料の事業主による給与からの控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①について、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA株式会社における資格喪失日に係る記録を昭和40年2月7日に訂正し、当該期間の標準報酬月額に係る記録を1万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和22年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和40年1月24日から同年2月7日まで
② 昭和51年2月29日から同年3月1日まで

昭和40年2月6日にA株式会社を退職したが、厚生年金保険の記録が同年1月24日までしかない。また、51年2月29日に株式会社Bを退職したが、厚生年金保険の記録が同日までとなっている。調査して記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、申立人が所持している昭和40年1月及び同年2月分の給与明細書から、申立人が同年2月6日までA株式会社に勤務していたことが認められる上、同年1月の厚生年金保険料を控除されていることが認められる。

また、申立期間①の標準報酬月額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間①の標準報酬月額は、給与明細書で確認できる昭和40年1月の報酬月額から、1万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は既に死亡しているため確認することができず、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

2 申立期間②については、申立人の所持する昭和 51 年 2 月の給与明細書では、厚生年金保険料の控除が行われていないことが認められる。

また、株式会社 B 保管の退職者記録には、申立人の退職日は昭和 51 年 2 月 28 日と記載されており、厚生年金基金加入員台帳における申立人の資格喪失日は同年 2 月 29 日である。

さらに、申立人の雇用保険被保険者記録の離職日は昭和 51 年 2 月 28 日である。

このほか、申立人が当該期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA株式会社における資格取得日に係る記録を昭和40年1月15日に訂正し、申立期間の標準報酬月額に係る記録を3万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年1月15日から同年5月1日まで
ねんきん特別便によると、A株式会社及びB株式会社に勤務した昭和36年1月17日から41年1月20日までの期間のうち、40年1月15日から同年5月1日までの厚生年金保険の被保険者期間が4か月空白となっている。転籍に伴い事業所を異動したが、申立期間はA株式会社に継続して勤務していた。申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間においてA株式会社又はB株式会社ににおける被保険者記録を有する同僚から、申立人が申立期間においてA株式会社に勤務していた旨の供述が得られたこと、及び同社とB株式会社が関連会社であり、両社間で人事異動が行われていた旨の供述が得られたこと、及び商業登記簿により申立期間において両社の事業主が同一であったことが確認できることから判断すると、申立人は、A株式会社及び同社の関連会社に継続して勤務し（B株式会社からA株式会社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、申立期間の異動日については、申立人は、昭和40年1月15日にA株式会社に転勤したと供述しているところ、同社に係る健康保険厚生年

金保険被保険者名簿において申立期間に被保険者記録が確認できる同僚から、申立人は、申立期間において同社に勤務していたとの供述が得られたことから判断すると、同日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、同名簿では申立人が昭和40年5月1日にA株式会社において被保険者資格を取得した際の額が3万9,000円であるものの、当該標準報酬月額は同日から施行された厚生年金保険法の改正により設定された額であり、申立期間における標準報酬月額の最高額が3万6,000円であることから、同額とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A株式会社は既に解散している上、事業主は既に死亡しており、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の株式会社Aにおける資格取得日は昭和19年5月3日、資格喪失日は同年11月13日、また、B株式会社における資格取得日は20年3月3日、資格喪失日は同年8月18日であったと認められることから、当該期間に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、昭和19年5月から同年10月までは140円、20年3月から同年7月までは110円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生年月日 : 明治42年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和17年6月1日から20年ころまで
② 昭和20年ころ
③ 昭和21年ころから22年6月19日まで
④ 昭和23年12月30日から24年4月1日まで

申立期間①については、私の父は、昭和16年以前からサラリーマンをしていたので、厚生年金保険の加入記録が残されていると思う。

申立期間②については、昭和20年以前からC区の株式会社Dに勤務していたと思われるが、厚生年金保険の加入記録が無い。

申立期間③については、E株式会社（後にF株式会社に名称変更。現在は、株式会社G）で父の部下として勤務していたH氏は、昭和21年12月1日から同社で厚生年金保険の被保険者となっているのに、20年ころから取締役として勤務していたとされる父の同社における厚生年金保険の資格記録は、22年6月19日からとなっている。

申立期間④については、E株式会社がF株式会社とI株式会社に分かれたため、父とH氏は一緒にI株式会社に移ったとのことであるが、H氏の同社での厚生年金保険資格記録は昭和22年11月7日からとなっているのに、父の記録は、24年4月1日からとなっている。

調査の上、各申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほ

しい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の二男が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）及び健康保険労働者年金保険被保険者名簿によると、申立人と氏名、生年月日及び記号番号が同一である者について、株式会社Aで昭和19年5月3日資格取得、同年11月13日資格喪失及びB株式会社で20年3月3日資格取得、同年8月18日資格喪失となっている被保険者記録が確認でき、当該記録は被保険者原票等検索システムにおいても確認できる。

また、オンラインシステムにおいて氏名索引を行ったところ、「J」の氏名で、生年月日が「明治42年*月*日」の被保険者は申立人以外には確認できないとともに、当該被保険者記録は65歳に到達しているにもかかわらず、基礎年金番号に統合されていない上、申立人の具体的な申立内容を踏まえると、当該未統合となっている被保険者記録は、申立人に係るものであると認められる。

これらを総合的に判断すると、申立人が昭和19年5月3日に被保険者資格を取得した旨の届出及び同年11月13日に被保険者資格を喪失した旨の届出並びに20年3月3日に被保険者資格を取得した旨の届出及び同年8月18日に被保険者資格を喪失した旨の届出を事業主が社会保険事務所（当時）に行ったことが認められる。

なお、当該期間に係る標準報酬月額は、株式会社A及びB株式会社に係る厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）及び健康保険労働者年金保険被保険者名簿に記載されている標準報酬等級から、昭和19年5月から同年10月までは140円、20年3月から同年7月までは110円とすることが妥当である。

2 申立期間②については、H氏の供述及び申立人提出の写真から、期間は特定できないものの申立人が株式会社Dに勤務していたことはうかがえる。

しかしながら、同社に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿には、新規適用日の日付及び事業主の氏名の記載は無いものの、健康保険払出番号が1番から6番までの者は全員が資格取得日が昭和22年5月1日になっていることから同日が厚生年金保険の新規適用日であることがうかがえ、申立期間②当時、同社は厚生年金保険の適用事業所ではなかったと推認される。

また、同社は昭和24年8月1日に適用事業所でなくなっている上、

申立人が申立期間②の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料も無い。

- 3 申立期間③については、申立人は、H氏の供述から、期間の特定はできないものの、E株式会社に勤務していたことはうかがえる。

しかしながら、同社に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿には、同社の当時の共同経営者であったK氏及びL氏の資格取得日は、申立人と同日の昭和22年6月19日となっていることが確認できる。

また、K氏及びL氏は既に他界しており、申立人の勤務状況及び厚生年金保険料の控除について確認はできなかつたほか、唯一照会できた同僚からも高齢により回答を得られなかつた。

さらに、E株式会社は平成13年8月1日に適用事業所ではなくなっており、現在の事業主も、当時の資料は保存されていないとしており、ほかに申立人が申立期間③の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料も無い。

- 4 申立期間④については、I株式会社は、申立人の在籍期間は昭和23年3月5日から44年10月7日までであると回答しているものの、当該事業所は、当時の事業主は他界しており、詳しい事情は不明としている。

また、事業主であるL氏の厚生年金保険の資格取得日は、申立人よりさらに1年遅い、昭和25年4月1日と記録されている。

さらに、申立人が記憶している同僚はH氏以外にいないため、I株式会社に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿において、H氏以外の資格取得日が申立人と同日又は以前の者19人に照会を試みるも、全員が死亡又は記録未統合等のため照会ができなかつた。

加えて、申立人が申立期間④の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料も無い。

- 5 このほか、申立人の申立期間②から④までにおける厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 6 これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間②から④までに係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

埼玉国民年金 事案 3695 (事案 2502 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 4 月から 43 年 9 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 9 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 4 月から 43 年 9 月まで

昭和 36 年 4 月ころ自宅に来た A 市の職員に勧められ、母が、私と第二人の 3 人分の国民年金加入手続をしてくれた。保険料は、私の給料を母に預けたり、自分で毎月集金に来ていた市の職員に一人 100 円を納め、職員が持参したノートに 3 人分の印をそれぞれ押したのを覚えている。

申立期間について、第二人は納付済みなのに私が未加入となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、申立人の母が既に他界しているため当時の状況について証言を得ることができない上、昭和 51 年 8 月に払い出された新たな国民年金手帳記号番号では申立期間は既に時効のため保険料を納付することはできないとして、既に当委員会の決定に基づく平成 21 年 11 月 16 日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

申立人は、保険料納付を示す資料として、新たに A 市が昭和 59 年 6 月に作成したと推認される「国民年金台帳ハードコピー」を提出したが、当該資料においても申立期間は未加入の記録であり、そのほかに委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年12月から38年2月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年12月から38年2月まで

私は、ねんきん特別便が来て未納期間があることが分かった。国民年金保険料は、勤務先のA社の社長が国民年金の加入手続と保険料の納付をしてくれたはずである。申立期間が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、勤務先の社長が国民年金の加入手続をし、国民年金保険料を納付してくれたはずだと主張しているが、その社長の所在が不明であり、申立人も保険料の納付等に直接関与していないため、保険料の納付状況等は不明である。

また、申立人は、申立期間当時の国民年金保険料の納付は印紙検認方式による納付方式であったが、当該納付方式を覚えていない上、申立人が所持している国民年金手帳の納付記録欄には検認印が無いなど、保険料を納付した事情が見当たらない。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年1月から同年6月までの期間、50年2月、同年3月、55年5月から同年12月までの期間、56年9月から57年5月までの期間、58年11月から63年3月までの期間及び平成元年3月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和25年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和46年1月から同年6月まで
② 昭和50年2月及び同年3月
③ 昭和55年5月から同年12月まで
④ 昭和56年9月から57年5月まで
⑤ 昭和58年11月から63年3月まで
⑥ 平成元年3月

親から国民年金の手続をきちんとするように言われていたので、会社を退職したらすぐにA市役所へ行き、国民健康保険と一緒に国民年金の加入手続をした。国民年金保険料は、送られてきた納付書で自宅や勤め先の近くの銀行で納めていた。申立期間について、未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人は、会社を辞めたらすぐに国民年金の加入手続をしたとしているが、申立期間に係る国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付について記憶が曖昧である上、申立期間は6回と多数であり、これだけの期間にわたり行政側の記録管理に不備があったとも考え難い。

また、申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

2 申立期間①について、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和50年5

月ころに払い出され、申立人が所持する年金手帳から、申立人は、国民年金被保険者資格を同年1月31日（平成18年10月に昭和50年2月1日に訂正）に取得していることが確認でき、申立期間①は未加入期間であり、国民年金保険料を納付することができない上、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらない。

- 3 申立期間②について、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された時点では、申立期間②の国民年金保険料は過年度納付することができたが、申立人はさかのぼって保険料を納付したとする記憶が無いとしている。
- 4 申立期間③及び④について、申立人は、会社を辞める都度国民年金の加入手続をしたとしているが、平成5年10月13日に厚生年金保険被保険者期間が追加されて分断されるまでは、申立期間③の始期から昭和58年10月までの期間は一連の国民年金の未加入期間であり、国民年金保険料を納付することはできず、申立人が申立期間③及び④当時に国民年金被保険者資格の取得手続を行った形跡もうかがわれない。
- 5 申立期間⑤について、申立人は、株式会社Bを退職した直後の昭和58年11月に国民年金の加入手続をしたとしているが、A市では、毎年度納付記録が印字されたシートを国民年金被保険者名簿^{ちょうふ}に貼付することとしているが、申立人に係る被保険者名簿^{ちょうふ}に貼付されているシートは昭和63年度からのものであるとしていること、及び特殊台帳に申立期間⑤に係る被保険者資格取得の記録の記載が無いことから、申立人が加入手続を行ったのは63年度中であると推認され、その時点で申立期間⑤の大部分は時効により国民年金保険料を納付することができず、過年度納付することができた期間についても、申立人は、さかのぼって保険料を納付した記憶が無いとしている。
- 6 これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和49年2月から同年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年2月から同年12月まで

昭和49年2月に退職してすぐにA市役所で国民健康保険と国民年金の加入手続をした。会社を辞めれば、国民健康保険に加入し、老後の生活のためには国民年金に加入するものだと思っていた。当時国民健康保険に加入しているのだから、当然国民年金にも加入していたはずであり、私が今持っている年金手帳には昭和49年2月22日に強制資格取得と明記されている。申立期間が未納期間となっていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和49年2月に会社を退職してすぐにA市役所で国民健康保険と国民年金の加入手続をしたとしているが、申立人は、所持している年金手帳に「初めて被保険者となった日」が49年2月22日と記載されているので、そのころに国民年金に加入したはずであると主張しているのみで、申立人から加入手続や保険料納付についての具体的な申述を得ることはできず、加入手続及び保険料納付の状況が不明である上、申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、前後の手帳記号番号の払出状況から昭和50年12月に夫婦連番で払い出されたと推認でき、払出時点からすると申立期間は過年度納付が可能であるが、申立人は、現年度納付を主張し、さかのぼって保険料を納付した覚えは無いとしている。

さらに、口頭意見陳述において、申立人が申立期間について国民年金保

険料を納付していたことを裏付ける事情を酌み取ろうとしたが、具体的な納付を裏付ける新しい申述や証拠を得ることはできなかった。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から40年9月までの期間及び43年4月から45年2月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年4月から40年9月まで
② 昭和43年4月から45年2月まで

昭和36年ころ民生委員から国民年金の話聞き、私が国民年金の加入手続をして申立期間①及び②の保険料を納付した。申立期間①及び②の保険料が未納となっていることに納得できない。

(申立人は要介護状態で会話ができないため、申立人の妻が申述をしたものである。)

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間①及び②の国民年金保険料について、昭和36年ころ民生委員から国民年金の話聞き、申立人が国民年金の加入手続をして申立期間①及び②の保険料を納付したと主張しているが、申立人は要介護状態にあるため証言を得ることができず、その妻は申立期間①及び②の保険料の納付に関与していなかったことから、申立期間①及び②当時の国民年金の加入状況及び保険料の納付状況が不明である。

また、申立人と国民年金手帳記号番号が連番で払い出されているその妻の申立期間①及び②の国民年金保険料も未納である。

さらに、申立人が、申立期間①及び②の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和39年4月から40年11月までの期間及び44年7月から48年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和39年4月から40年11月まで
② 昭和44年7月から48年3月まで

申立期間①については、私は学生であった期間であり、父親が国民年金保険料を納付してくれた。

申立期間②については、私は父親が経営するA社で働いていた期間であり、父親が厚生年金保険料は高いので国民年金保険料を納付してやると言っていた。

申立期間①及び②の保険料が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人は学生であった期間であり、その父親が国民年金保険料を納付してくれたはずであると主張しているが、申立人の国民年金への加入手続を行い、申立期間①の保険料を納付したとするその父親は既に他界しており証言を得ることができず、申立人自身は申立期間①の保険料の納付に関与していなかったことから、申立期間①当時の国民年金の加入状況及び保険料の納付状況が不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、当該記号番号前後の被保険者の資格取得時期から昭和48年3月ころに払い出されたものと推認され、その時点では、申立期間①は時効により納付できない期間である上、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていた形跡も見当たらない。

2 申立期間②について、申立人はその父親が経営するA社で働いていた

期間であり、その父親が厚生年金保険料は高いので国民年金保険料を納付してやると言っていたと主張しているが、申立期間②の保険料を納付したとするその父親は既に他界しており証言を得ることができず、申立人自身は申立期間②の保険料の納付に関与していなかったことから、申立期間②当時の保険料の納付状況が不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出されたと推認される昭和48年3月の時点では、申立期間②のうち、44年7月から45年12月までは時効により納付できない期間であり、引き続き46年1月から48年3月まではさかのぼって納付する期間となるが、上述のとおり申立期間②当時の保険料の納付状況が不明である上、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていた形跡も見当たらない。

- 3 申立人が申立期間①及び②の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。
- 4 これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年6月から同年9月までの期間及び50年5月から59年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和6年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和46年6月から同年9月まで
② 昭和50年5月から59年3月まで

申立期間①及び②の国民年金保険料については、亡くなった妻が半年くらいごとに納付したと思う。申立期間①及び②の保険料が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間①及び②の国民年金保険料について、その妻が半年くらいごとに納付したと主張しているが、その妻は既に他界しており証言を得ることができず、申立人自身は申立期間①及び②の保険料の納付に関与していなかったことから、申立期間①及び②当時の保険料の納付状況が不明である。

また、申立期間①及び②は共に申立人の妻が厚生年金保険の被保険者であり、その妻の被扶養者であったと供述する申立人は、申立期間①及び②は共に国民年金の任意加入期間となるが、オンライン記録によると、申立人は国民年金の資格を喪失しており、制度上、申立期間①及び②の保険料を納付することはできない。

さらに、申立人が申立期間①及び②の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 54 年 2 月から 63 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 33 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 54 年 2 月から 63 年 3 月まで

申立期間については、A職になるためB市からC県に転居し、その後D職として雇われたので生活の目途が立ち、昭和 54 年 5 月ころにE市役所で国民年金への加入手続をして、E市のF郵便局や、G銀行（現在は、H銀行）I支店等で国民年金保険料を納付していた。昭和 54 年ころの保険料額は 6,000 円から 7,000 円の間と記憶している。申立期間の保険料が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、申立人は、昭和 54 年 5 月ころにE市役所で国民年金の加入手続をして、E市のF郵便局や、G銀行I支店等で国民年金保険料を納付し、54 年ころの国民年金保険料は 6,000 円から 7,000 円の間と記憶しているとしているが、申立人の記憶している金額は 54 年当時の保険料と大きく相違している上、オンライン記録上、申立人の国民年金の納付が開始された 63 年の保険料額におおむね一致することから、このことと混同している可能性も否定できない。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、当該記号番号前後の被保険者の資格取得時期から、昭和 63 年 4 月ころ払い出されたものと推認され、その時点では、申立期間のうち 54 年 2 月から 60 年 12 月までは時効により納付できず、61 年 1 月から 63 年 3 月まではさかのぼって納付する期間となるが、申立人はさかのぼって保険料を納付した記憶は無いとしているため国民年金保険料の納付状況が不明である上、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連

資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成8年8月から同年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和48年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 平成8年8月から同年12月まで

私は、平成8年8月に会社を退社後、A市（現在は、B市）から、実家のあるC区に戻った。次の会社に就職し、厚生年金保険に加入できるまでの間、国民年金に加入しようと思い、C区役所で加入手続き、コンビニエンスストアで月々の国民年金保険料を納付したと思う。当時の保険料額は、1か月当たり1万3,000円くらいであったと記憶している。

申立期間の保険料が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成8年8月に会社を退社後、A市から、実家のあるC区に戻り、C区役所で国民年金の加入手続きをし、コンビニエンスストアで月々1万3,000円くらいの国民年金保険料を納付したとしているが、コンビニエンスストアで保険料の納付ができるようになったのは16年2月以降であり、申立期間当時はコンビニエンスストアで国民年金保険料を納付することはできなかったことから、申立人の主張は当時の取扱いと符合しない。

また、オンライン記録上納付済みとなっている平成15年の国民年金保険料額は申立人の主張する保険料額とおおむね一致することから、申立人は、申立期間とこのことを混同している可能性も否定できない。

さらに、申立期間は、平成15年3月に国民年金被保険者資格の得喪記録の追加訂正により生じた未納期間であり、それまで申立期間は未加入期間であったことから制度上国民年金保険料を納付することはできず、また、記録が訂正された15年3月の時点では、申立期間は時効により保険料を納付することができない上、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらない。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 60 年 5 月から平成 3 年 6 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 38 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 60 年 5 月から平成 3 年 6 月まで
申立期間前は外国に滞在していたため国民年金は未加入であったが、帰国した昭和 60 年 6 月に母が国民年金の加入手続を行い、申立期間の保険料を納付していたと母から言われた記憶がある。申立期間が未加入となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、申立人は、申立期間前は外国に滞在していたため国民年金は未加入であったが、帰国した昭和 60 年 6 月にその母親が国民年金の加入手続を行い、申立期間の保険料を納付していたと母から言われた記憶があるとしているが、申立人の国民年金の加入手続及び保険料納付を行ったとするその母親は既に他界しており証言が得られず、申立人は国民年金の加入手続及び保険料の納付について関与していないことから、保険料の納付状況が不明である。

また、申立人の基礎年金番号は、厚生年金保険記号番号が付番されており、申立人に国民年金手帳記号番号が払い出された形跡が見当たらない上、申立期間は国民年金の未加入期間であり、制度上、申立期間の保険料を納付することはできない期間である。

さらに、申立人が申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 54 年 4 月から 57 年 12 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 30 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 54 年 4 月から 57 年 12 月まで
申立期間の国民年金保険料については、母が A 区役所において納付してくれていた。申立期間の保険料が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の国民年金保険料について、申立人は、その母が A 区役所において納付してくれていたとしている。しかしながら、申立期間は未加入期間となっているところ、申立人が初めて国民年金被保険者資格を取得した昭和 50 年 12 月から共済年金に加入した 60 年 8 月までの、申立人の国民年金加入手続及び保険料納付等を行っていたとするその母は、50 年 12 月から 60 年 8 月までの期間中において、数年間の未加入期間があったと申述しており、オンライン記録によると当該期間において、数年間にわたる未加入期間は申立期間以外に見当たらず、申立期間が未加入期間となっていることに不自然さは見られない。

また、申立人が所持している年金手帳及びオンライン記録によると、申立人は昭和 54 年 4 月に国民年金被保険者資格を喪失し、未加入期間を経て 58 年 1 月に任意加入しているところ、申立人は、申立期間は大学生であったとしており、申立期間は任意加入期間における未加入期間であり、制度上納付することはできない。

さらに、申立人は、申立期間の国民年金保険料納付等に関与していないとしており、申立期間における保険料の納付状況が不明である。

加えて、申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付したことをうかがわせ

る周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から39年2月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から39年2月まで

私は、国民年金制度が始まった当初に、姉から「今から国民年金に入らないといけない。」と言われ、当時居住していたA市において国民年金に加入し、その後定期的に申立期間の国民年金保険料を納付した。申立期間の保険料が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金制度が始まった当初にその姉から勧められ、当時居住していたA市において国民年金に加入し、その後定期的に申立期間の国民年金保険料を納付したとしているが、申立人の国民年金手帳記号番号は、当該記号番号前後の国民年金被保険者の資格取得時期から、昭和39年3月ころに払い出されたものと推認され、申立人が申述している国民年金加入時期とは相違しており、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらない。

また、オンライン記録上、申立人は、昭和39年3月23日に国民年金に任意加入しているところ、オンライン記録上においては、申立期間は未加入期間であり、制度上、任意加入時点からさかのぼって国民年金被保険者資格を取得し、国民年金保険料を納付することはできない。

さらに、申立人に国民年金への加入を勧めたとする申立人の姉も、申立人が任意加入した時期と同時期である昭和39年3月9日に任意加入している。

加えて、申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和59年1月から62年5月までの期間及び63年3月から平成3年11月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和30年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和59年1月から62年5月まで
② 昭和63年3月から平成3年11月まで

私は、昭和56年3月にA社に入社後、同年5月に厚生年金保険に加入させられていたことから、就業形態を臨時の条件に変更し、厚生年金保険を脱退して国民年金に加入した。58年2月から11か月間は、再度、厚生年金保険に加入していたことになっていた。その後は、国民年金保険料を支払っていたはずである。申立期間が未納となっていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間①及び②の国民年金保険料を納付書により納付していたとしているが、申立期間①及び②は平成6年1月及び9年10月の国民年金被保険者資格の得喪記録の追加により生じた未納期間であり、それ以前においては、申立期間①及び②は昭和56年5月に厚生年金保険への加入に伴い、国民年金の資格を喪失した後の未加入期間であったと考えられることから、制度上保険料を納付することはできず、記録が追加された時点では申立期間①及び②は時効により保険料を納付できない期間である。

また、申立人は、申立期間①及び②の国民年金保険料の納付についての記憶が曖昧であり、保険料の納付状況等は不明である。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成3年4月から4年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 46 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年4月から4年3月まで

私は、平成3年4月ころ国民年金に加入し、以後学生であった2年間は、A区役所B支所で保険料の免除申請を行い承認された。その後、双子の弟に保険料の追納制度を教えてもらい、免除になった2年間について追納したが、1年間だけが納付済みになっている。申立期間の国民年金保険料が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成3年4月ころ国民年金に加入し、以後2年間は保険料の申請免除を受け、その後免除になった2年間分の保険料を追納したと申し立てているが、オンライン記録では、申立人は3年4月から4年3月までの1年間のみ免除され追納は行っていない記録となっているところ、申立人は、追納したとする保険料の納付額、納付場所等の記憶が曖昧であり、追納状況が不明である。

また、申立人に追納制度を教えたとするその弟は、オンライン記録によると、平成3年4月から5年3月までの2年間免除され、後に追納した記録となっているところ、申立人及びその弟は3年4月から4年3月までの期間は、共に免除されているが、その手続年月日は相違しており、両人が一緒に手続を行っていた形跡もみられない。

さらに、申立人が、申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成2年6月から3年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 45 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成2年6月から3年3月まで

私は、厚生年金保険から国民年金に切り替える手続きをするために、平成2年6月ころにA社会保険事務所（当時）又はB社会保険事務所（当時）において、国民年金の加入手続を行った。国民年金保険料については、20歳代前半に保険料を納付するつもりで準備してあった40万円くらいを用いて未納となっていた保険料を納付した。申立期間が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を含む国民年金保険料として、40万円くらいを納付したとしているが、申立人の国民年金手帳記号番号は、当該記号番号前後の被保険者の資格取得時期から平成5年5月ころに払い出されたと推認され、その時点から申立期間の始期までの保険料額は、申立人が納付したとする40万円くらいとは相違する。

また、上述の申立人の国民年金手帳記号番号の払出時点からすると、申立期間は時効により納付できない期間であり、オンライン記録から申立人の国民年金手帳記号番号の前後60名の被保険者を確認したが、時効を超えて納付していた被保険者は存在しなかった上、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和61年4月から同年12月までの国民年金保険料については、免除されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和61年4月から同年12月まで
私の夫が昭和59年に亡くなったことから、A市役所に勤めていた妹に免除申請をするように言われて国民年金の免除申請をした覚えがある。申立期間の国民年金保険料が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、その妹に言われて国民年金保険料が未納とならないように国民年金保険料の免除申請をしたとしているが、申立人は国民年金の免除申請時期、申請場所等についての記憶が曖昧であり、免除申請状況が不明である。

また、オンライン記録によると、昭和62年4月に免除申請の手続きを行い、同年1月から63年3月まで免除が承認されており、当該記録には不自然さは見られない。

さらに、申立人が申立期間について免除の承認を受けたこと、及び免除申請書を提出したことを確認できる資料は無く、ほかに免除の承認を受けたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を免除されていたものと認めることはできない。

埼玉国民年金 事案 3718 (事案 2851 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人の昭和 56 年 2 月から 61 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 56 年 2 月から 61 年 3 月まで

私は、36 歳（昭和 46 年）のときに A 区で国民年金に加入した。その後、転居した B 市においては地区（C 区）の区長が各家庭に国民年金保険料の集金に来ていたので、その区長に保険料を渡して納付し、その都度大ききの違ったガリ版刷りの領収証書を受け取った。申立期間当時は納付書がきたので、B 市役所（当時は、D 町役場）に行き納付していた。61 年 4 月に第 3 号被保険者制度ができ、もう保険料を納付する必要がなくなり経済的に助かったと思ったことを記憶している。第 3 号被保険者制度以前は必ず納付していたはずであり、国民年金の被保険者資格喪失手続をした記憶は無い。申立期間が未加入となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間について国民年金被保険者資格喪失手続をした記憶は無いと申し立てているが、申立人の所持する年金手帳、国民年金被保険者台帳（旧台帳）及び B 市の被保険者記録票には、申立人が昭和 56 年 2 月 14 日に国民年金被保険者資格を喪失している記録があることから、申立人が同日に被保険者資格の喪失手続をしたものと推認できるとして、既に当委員会の決定に基づく平成 22 年 2 月 24 日付け年金記録の訂正は必要でないとする旨の通知が行われている。

当委員会は、申立人が主張している申立期間における国民年金保険料の納付状況等を改めて調査したが、申立人自身が保険料の納付をうかがわせる新たな資料や情報が無いと述べている上、申立期間は未加入期間であり、制度上保険料の納付はできなかつたと考えられる。

また、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらず、当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見いだせなかった。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成3年4月から同年8月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 40 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年4月から同年8月まで

私は、平成3年3月31日に会社を退社後、国民年金の手続の仕方が分からず加入手続をしないままにしていたところ、4年になってA市役所から納付書が郵送されたので、同年夏ころに国民年金に加入していた母と一緒に同市役所へ行って、5万円くらいの国民年金保険料を窓口で納付した記憶がある。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成3年3月31日に会社を退社後、国民年金の手続の仕方が分からず加入手続をしないままにしていたところ、4年になってA市役所から納付書が郵送されたので、同年夏ころに同市役所へ行って、5万円くらいの国民年金保険料を窓口で納付したとしているが、A市役所は国民年金の加入手続がなければ納付書を手渡したり郵送したりすることはないとしており、申立期間の保険料の納付状況が不明である。

また、申立人の基礎年金番号は平成9年5月12日に厚生年金保険記号番号が付番されており、申立人に国民年金手帳記号番号が払い出された形跡が見当たらず、申立期間はこの基礎年金番号が付番された時期にオンライン記録において未納期間とされたものと推認できることから、それまで申立期間は未加入期間であり制度上保険料を納付できない期間である。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 53 年 4 月から 54 年 9 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 32 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 53 年 4 月から 54 年 9 月まで

昭和 56 年 2 月又は同年 3 月ころ、私が独り暮らしを始めるため A 区役所に転出届を出したときに、職員から、国民年金に加入し、今まで未納となっていた国民年金保険料を納付するように言われたので、国民年金に加入し、未納分の保険料を一括で納付した。申立期間の保険料が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 56 年 2 月又は同年 3 月ころ、A 区役所に転出届を出したときに、職員から、国民年金に加入し、今まで未納となっていた国民年金保険料を納付するように言われたので、国民年金に加入し、未納分の保険料を一括で納付したとしているが、申立人が申述している 56 年 2 月又は同年 3 月ころの時点では、申立期間のうち、53 年 4 月から同年 12 月までの保険料は時効により納付できない期間であり、申立期間の保険料を一括納付したとする申立人の主張には齟齬がある。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、当該記号番号前後の被保険者の資格取得時期から、昭和 56 年 11 月ころ払い出されていると推認され、その時点では、申立期間の保険料は時効により納付できない期間である上、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていた形跡も見当たらない。

さらに、申立人の国民年金手帳が払い出されたと推認される昭和 56 年 11 月ころの時点において、さかのぼって保険料納付できるのは 54 年 10 月以降の期間であるところ、オンライン記録によると、54 年 10 月から 55 年 1 月までが納付済みとなっており、この期間の保険料納付と混同してい

る可能性を否定できない。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和57年2月から同年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 37 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 57 年 2 月から同年 12 月まで

大学を卒業してすぐに家業に勤めた。家業に就業したので、母親が私の国民年金の加入手続をした。家業に勤めて1年か2年後にA区役所国民年金課から、学生時代の未納分を納付するよう一括納付を要請するはがきが届き、母親か私自身が納付したのに申立期間が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、大学卒業後に家業に就業したので、その母親が国民年金の加入手続を行い、A区役所国民年金課から学生時代の未納分を納付するよう一括納付を要請するはがきが届き、その母親か申立人自身が納付したとしているが、申立人は、申立期間の保険料納付について、納付期間、納付時期、納付場所の具体的な記憶が無く、申立人の母親から証言を得ることができなかったことから、申立期間における保険料の納付状況が不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、当該記号番号前後の被保険者の資格取得時期から、昭和60年3月ころに払い出されたと推認され、その時点では、申立期間は時効により納付できない期間であり、その時点でさかのぼって納付できるのは58年1月の保険料からであるところ、オンライン記録では58年1月の保険料から納付済みとなっていることから、記録管理に不自然さは見当たらない上、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていた形跡も見当たらない。

さらに、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年4月から52年3月までの期間及び52年10月から57年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和48年4月から52年3月まで
② 昭和52年10月から57年3月まで

申立期間①については、生活が安定してきたので国民年金保険料の納付を再開した時期であり、子どもを連れて毎月A区役所の出張所か郵便局で納付した。

申立期間②については、子どもがぜんそくのため昭和52年9月ころにB地から空気のきれいなC地に転居し、約3年後にD地に戻った時期であり、当時は夫の商売は順調で金銭に不自由はしていなかったので国民年金保険料が未納のはずがない。

私は、国民年金保険料を納付できるときは納付し、納付できないときは免除申請をしてきた。申立期間①及び②の保険料が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人は、生活が安定してきたので国民年金保険料の納付を再開した時期であり、子どもを連れて毎月A区役所の出張所か郵便局で納付したと主張しているが、申立人の保険料の納付場所、納付金額等に関する記憶が明確ではなく、申立期間①当時の保険料の納付状況が不明である。

また、申立人は、申立期間①の国民年金保険料を毎月納付したと申述しているが、申立期間①当時は3か月ごとの保険料納付であり、申立人の申述は当時の取扱いと符合しない。

- 2 申立期間②について、申立人は、子どもがぜんそくのため昭和 52 年 9 月ころ A 区から E 区に転居し、約 3 年後に A 区に戻った時期であり、その夫の商売は順調で金銭に不自由はしていなかったため国民年金保険料が未納のはずがないと主張しているが、申立人の保険料の納付場所及び納付金額等に関する記憶が明確ではない上、申立期間②の住所地は A 区と E 区にまたがり、二つの異なる区役所で国民年金の記録管理に誤りが続いたとは考え難い。
- 3 申立期間①及び②は合計で 102 か月と長期間である上、申立期間①及び②を通じて F 業の個人事業主であったと供述する申立人の夫は、国民年金に加入していない。
- 4 申立期間①及び②共に、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。
- 5 これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成3年2月から同年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 41 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年2月から同年6月まで

私は、平成3年1月にそれまで勤務していた会社を退職した際、当時、体調を崩していた私の代わりに、母がA区役所で私の国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を定期的に納付してくれていた。申立期間の保険料が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成3年1月にそれまで勤務していた会社を退職した際、その母がA区役所において申立人の国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を定期的に納付していたとしているが、申立人は申立期間に係る加入手続及び保険料納付に関与していない上、当該期間に係る申立人の加入手続及び保険料納付を行っていたとするその母からは、申立期間の保険料額及び納付方法について具体的な証言が得られず、申立期間の保険料納付状況が不明である。

また、申立人は、申立期間に係る国民年金加入手続時に年金手帳の交付を受けたかどうかについて記憶が明確でなく、申立人が現在所持している年金手帳には、申立人が平成7年1月1日に国民年金被保険者となった記載以外に、申立期間の国民年金被保険者資格取得に係る記載は見当たらない。

さらに、申立人の国民年金手帳記号番号は、当該記号番号前後の国民年金被保険者の資格取得時期から、平成7年3月ころに払い出されたものと推認され、その時点では、申立期間の保険料は時効により納付することはできない上、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらない。

加えて、申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計

簿、確定申告書等)は無く、ほかに保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 63 年 8 月から平成 5 年 7 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 42 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 63 年 8 月から平成 5 年 7 月まで
平成 6 年ころ、国民年金の加入手続に行った際、A 市役所の国民年金課の担当者から 5 年間分の未納期間の保険料がさかのぼって納付できると言われ、妻が 5 年間分の保険料を一括納付した。申立期間が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、申立人は、平成 6 年ころ、国民年金の加入手続に行った際、A 市役所の国民年金課の担当者から 5 年間分の未納期間の保険料がさかのぼって納付できると言われ、申立人の妻が 5 年間分の保険料を一括納付したとしているが、申立人及びその妻から、一括して納付したとする保険料額及び納付方法等についての具体的な申述が得られない上、制度上、5 年間の保険料をさかのぼって納付することはできないことから、保険料の納付状況が不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、当該記号番号前後の被保険者の資格取得時期から平成 7 年 12 月ころに払い出されたものと推認され、その時点では、申立期間は時効により納付できない期間である上、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらない。

さらに、申立人が申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から38年1月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和36年4月から38年1月まで

昭和36年4月ころ、近所の地区の役員の方が私が同居していたお婆の家へやって来て、半強制的に保険料を徴収して行った。その時には年金手帳や領収書もくれず、後日持って来た記憶も無い。保険料は初めての集金のときに半年か1年分かは分からないが、私がまとめて払った記憶があり、その後も半年か1年ごとに集金人が来て、保険料を納めているが、そのときも手帳や領収書は無かった。A区に転居したときも、手帳をもらったかどうかなどは覚えていないが、年金の手続をして、集金人が納付書で納めている。

申立期間が未納とされていることには納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、B区では国民年金手帳や領収書の交付も受けずに保険料を納付し、A区でも国民年金手帳の交付を受けずに納付書で納付したとしているが、B区では国民年金手帳を交付せずに保険料を徴収することはないとしている上、当時は印紙検認方式による納付であるなど、申立人の申述は符合しない。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は前後の手帳記号番号の払出状況から昭和43年3月ころ払い出されたと推認でき、申立人は、国民年金被保険者資格を43年3月1日に取得していることが申立人が所持する年金手帳により確認できることから、申立期間は未加入期間であり、保険料を納付することはできず、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡もうかがわれない。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

加えて、口頭意見陳述において、申立人が申立期間について国民年金保険料を納付していたことを裏付ける事情を酌み取ろうとしたが、具体的な納付を裏付ける新しい申述や証拠を得ることはできなかった。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和52年4月から60年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和52年4月から60年12月まで

昭和54年3月に結婚し同年4月に妻がA市役所で自身の厚生年金保険から国民年金への切替手続きを行ったとき、それまで未加入だった私の国民年金の加入手続きも一緒に行った。そのときに保険料をさかのぼって納付できることを知ったので20万円ぐらいを銀行で納めたことを覚えている。

その後の保険料は夫婦一緒に納付していたにもかかわらず申立期間が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和54年4月ころその妻がA市役所において夫婦二人分の国民年金加入手続きをしたとしているが、申立人の妻の国民年金手帳記号番号は、申立人の妻が結婚前に住んでいたB市において払い出されており、その妻が所持している年金手帳は旧姓で発行されていることから、申立人の申述には齟齬がみられる。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は前後の手帳記号番号払出状況から昭和63年3月ころに払い出されたと推認され、その時点では申立期間は時効により保険料は納付できず、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらない。

さらに、申立人が加入手続きをしたと主張する時点でさかのぼって納付したとする保険料額は実際の納付に必要な金額と大きく異なっている上、オンライン記録により昭和61年1月から63年3月までの国民年金保険料が同年4月に納付されていることが確認され、当該期間の納付に必要な保険料額はその妻がまとめて納付したとする金額とおおむね一致している。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成2年10月から同年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和44年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成2年10月から同年12月まで
会社を平成2年9月30日付けで退職し、誕生日が*月*日だったので、日割計算で保険料を納付した記憶がある。
申立期間が未納となっていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、会社を退職した次の月に国民年金の加入手続をし、当初の国民年金保険料を日割計算で納付したとしているが、国民年金保険料は制度上月単位で納付することになっており、日割りで納付したとする申述と符合しない上、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）も無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立人に国民年金手帳記号番号が払い出された形跡がうかがわれないこと、及び申立人が所持する年金手帳には国民年金の記号番号が記載されておらず、所持する年金手帳以外に交付された年金手帳は無いとしていることから、申立期間は未加入期間であり、制度上保険料を納付することができない期間である。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成6年2月、8年3月から同年12月までの期間、9年3月から10年6月までの期間及び10年10月から11年5月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和47年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成6年2月
② 平成8年3月から同年12月まで
③ 平成9年3月から10年6月まで
④ 平成10年10月から11年5月まで

国民年金に加入したものの、しばらく保険料を払っていなかったが、A株式会社にパートで働き始めてから半年くらいたったころに、社会保険事務所（当時）に相談し、2年以内ならさかのぼって払えることを知り、未納期間の保険料を一括では厳しかったので1か月ごとに払えるように納付書を送ってもらい、毎月払った記憶がある。申立期間が未納となっていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間①から④までについて、さかのぼって国民年金保険料を納付したとしているが、申立人の国民年金手帳記号番号は、前後の記号番号の払出状況から、平成8年10月ころ払い出されたと推認でき、この払出時点では申立期間①については時効により保険料を納付できない期間であり、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡もうかがわれない。

また、申立人は、A株式会社にパートで働き始めてから半年くらいたったころに、社会保険事務所に保険料の納付についての相談をして納付し始めたとしているところ、申立人が同社には平成12年10月に入社していることが確認できること、及びオンライン記録により11年6月、同年7月の国民年金保険料が13年7月11日に過年度納付されていることが確認で

きることから、申立人の申述は当該オンライン記録と符合しており、この記憶と混同している可能性もある。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

埼玉国民年金 事案 3732 (事案 2317 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人の昭和43年7月から52年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年7月から52年3月まで

私と妻は、昭和36年ころからA町(現在は、B市)で同居し、最初は実家のC村(現在は、D町)で父が国民年金保険料を納付していたが、すぐに妻が二人分を納付してくれていた。A町のE地区で婦人会が保険料を集金しており、一人でも未納者がいると奨励金がもらえなくなるので迷惑にならないようにしていたと妻は言っている。納付書が来るようになってからは、入籍が54年12月だったので、それまでは自分の旧姓であるF姓と妻のG姓の二つの納付書が来ていた。夫婦二人分を妻が納付してくれていたのに、申立期間が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

- 1 申立期間に係る申立てについては、申立人の妻が、昭和36年の初めは申立人の父がC村で納付し、それ以降はA町で妻が婦人会を通じて二人分を納付したとしているが、申立人がA町に住民票を異動させたのは47年8月であり、36年4月から43年6月までの国民年金保険料もC村で納付済みとされていることから、その妻の申述と符合しない上、社会保険事務所(当時)の特殊台帳に「44年4月不在確認、52年4月判明」と記載されていることから、行政において申立人を被保険者として管理できなかったために国民年金保険料の収納を行うための措置を取ることができず、申立人は、申立期間の保険料を納付できなかった可能性も否定できないとして、既に当委員会の決定に基づく平成21年10月7日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

2 今回、申立人は、当初の申立てと同様の内容を主張の上、申立人が所持している昭和 52 年 10 月交付の A 町の国民健康保険被保険者証に記載されている被保険者資格取得日が 38 年 1 月 7 日となっていることから、申立期間当時から同町に在住していたので、申立人の妻が A 町で国民年金保険料を納付していたと主張しているが、同町に在住していたとは考えられるものの、A 町の国民年金保険料検認補助簿には A 町への転入日が 47 年 8 月 20 日と記載されていること、同補助簿に C 村で払い出された申立人の国民年金手帳記号番号が記載されていること、及び同補助簿への申立人の記載が 52 年 4 月ころと推認できることから、A 町では納付が確認できる 52 年 4 月より前は申立人を国民年金の被保険者として管理していなかったと推認でき、これは社会保険事務所の特殊台帳の記録と符合する内容となっている。

また、A 町において申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された可能性も考えられ、A 町での払出簿を縦覧調査したが、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらなかった。

3 これら申立内容は、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められず、その他に委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和60年5月から63年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和40年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和60年5月から63年3月まで

私は、20歳の誕生日が近づいたころA市役所から国民年金の加入案内の資料が届き、父親の勧めもあり加入手続をした。その後は主にB郵便局で毎月保険料を納付していた。申立期間の保険料が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、20歳のころ加入手続をし、保険料は主に郵便局で毎月納付したとしているが、A市では保険料納付様式が毎月納付可能な様式となったのは昭和62年4月からで、現年度保険料が郵便局で納付可能となったのは平成4年4月からであるとしており、申立人の主張と符合しない上、申立人からは加入手続の時期について具体的な申述を得ることができず、加入手続及び保険料納付の状況は不明である。

また、申立人に係るA市の国民年金被保険者名簿に同名簿の作成時期を示す「S63. 9」のゴム印が確認できること、及び申立人の国民年金手帳記号番号は昭和63年9月ころに払い出されていることから、申立人はこのころに加入手続を行ったと推認でき、加入手続の時点からすると申立期間のうち大部分は時効により納付できない上、申立人はさかのぼって保険料を納付したことは無いとしており、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡もうかがわれない。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 55 年 4 月及び同年 5 月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 8 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 55 年 4 月及び同年 5 月

私は、昭和 55 年と 61 年ころの 2 度転職し、いずれのときも前の会社を辞めたときには国民年金の加入手続をした。61 年 9 月に辞めたときは加入手続をして保険料を納付しており、55 年のときも同様に加入手続をしているはずである。加入手続や保険料納付については全く覚えていないが、55 年ころは子どもも幼かったので国民健康保険に加入しており、同時に国民年金にも加入したと思う。

申立期間が未加入とされていることには納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金の加入手続及び保険料納付について具体的なことは覚えていないとしており、加入手続及び保険料納付の状況は不明である。

また、申立人の所持する年金手帳には「国民年金手帳交付 62 年 1 月 6 日」及び「初めて被保険者となった日 61 年 9 月 20 日」と記載されていることから、申立人は、昭和 62 年 1 月ころに加入手続を行い、国民年金被保険者資格を 61 年 9 月 20 日に取得したことが確認でき、申立期間は未加入期間であり、保険料を納付できない上、申立人は、交付された年金手帳は 1 冊であるとするなど、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された事情もうかがわれない。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成2年12月から3年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和37年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成2年12月から3年3月まで

私は、障害厚生年金3級を受給しているが、この障害年金を受給するためには、受給申請日までに未加入期間や保険料の未納期間が無いことが条件とされていると聞いているので、申立期間が未加入となっているはずはない。退職後A市役所で国民健康保険に加入したときに国民年金にも加入した記憶があり、保険料は納付済みであることに間違いはない。

申立期間が未加入になっていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民健康保険の加入手続を行った時に国民年金の加入手続を行ったとしているが、申立人に係るB市の国民健康保険の記録を見ると、申立人は、平成6年5月11日に初めて被保険者資格取得の届出を行っていることが確認でき、申立内容に齟齬^{そご}がみられる上、申立人の国民年金の加入手続に関する記憶も曖昧^{あいまい}である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、前後の記号番号の払出状況から平成6年5月ころに払い出されたと推認でき、オンライン記録により申立人が国民年金被保険者資格を6年3月21日に取得していることが確認できることから、申立期間は未加入期間であり保険料を納付できず、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡もうかがわれない。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料が納付されたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

加えて、申立人は、障害厚生年金を受給するためには、保険料の未納期間が無いことが要件と聞いているので、申立期間は保険料を納付したはず

であるとしているが、障害厚生年金の受給のための保険料納付要件は、初診日の属する月の前々月までの国民年金被保険者期間について3分の2以上の期間の保険料が納付されていることとなっており、申立人の場合はこの要件を満たしている。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成元年4月から2年1月までの期間及び9年8月から10年2月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和43年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成元年4月から2年1月まで
② 平成9年8月から10年2月まで

申立期間①について、平成元年4月ころ会社を退職後、次の会社でA職をしていたが、その会社は社会保険に加入していなかった。結婚し子供ができたため、B市役所に国民健康保険の手続に行った際、市役所の担当者から「国民健康保険と国民年金とはセットで加入しなければならない。」と言われ、国民年金に加入した。加入手続時に高額な保険料を納付し、その後も市役所内の収納窓口で保険料を納付した記憶がある。子供が生まれた時には国民健康保険から給付金も受け取った。

申立期間②について、平成9年8月に仕事を辞め、新しい仕事を探していたが、子供がいたため、すぐにB市役所で以前と同様に国民健康保険と国民年金に加入した。国民年金保険料は市役所の収納窓口で納付した。

申立期間①及び②が未加入期間となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人は、平成元年4月ころ転職し、子供ができたこと、及び転職先の会社が社会保険に加入していなかったことから、B市役所に国民健康保険の加入手続に行った際、市役所職員から、「国民健康保険と国民年金はセットで加入しなければならない。」と言われ国民年金に加入し保険料を納付したと申し立てているが、申立人の国民年金の加入手続及び保険料納付に関する記憶は薄く、国民年金の加入状況、納付状況等が不明である。

また、申立人の所持する年金手帳には国民年金の被保険者資格を平成2年5月25日に取得し同年9月1日に資格を喪失した後、5年3月17日に再取得している記載があるが、申立期間①に国民年金に加入した記載が無い上、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらない。

さらに、オンライン記録によると、申立期間①は未加入期間であり、制度上保険料を納付することはできなかつた期間となっている上、申立人が申立期間①の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

- 2 申立期間②について、申立人は、平成9年8月ころ、会社を退職後、就職活動をしていた際、子供がいたためB市役所に出向き国民健康保険と国民年金の加入手続を行い、保険料を納付したと申し立てているが、申立人の国民年金の加入手続及び保険料納付に関する記憶は薄く、国民年金の加入状況、納付状況等が不明である。

また、申立人の所持する年金手帳には平成2年5月25日に国民年金の被保険者資格を取得し同年9月1日に資格を喪失した後、5年3月17日に再取得している記載があるが、申立期間②に国民年金に加入した記載が無い上、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらない。

さらに、オンライン記録によると、申立期間②は未加入期間であり、制度上保険料を納付することはできなかつた期間となっている上、申立人が申立期間②の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

加えて、国民年金の事務処理については、昭和59年2月以降は記録管理業務がオンライン化され、電算による納付書作成、領収済通知書の光学式文字読取機（OCR）による入力等、事務処理の機械化が図られた上、平成9年1月に基礎年金番号制度が導入されており、申立期間②において記録漏れや記録誤り等の生じる可能性は極めて低くなっていると考えられる。

- 3 これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間①及び②の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和57年11月から61年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和37年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和57年11月から61年3月まで

昭和57年12月に結婚しその時から国民年金に加入した。夫がA区役所B出張所で国民年金の加入手続きを行い、夫婦の分の保険料を納付してくれた。一緒に納付していた夫は納付済みとなっているのに私の分の保険料が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和57年12月に結婚後、その夫がA区役所B出張所で国民年金の加入手続きを行い、夫婦の分の保険料を納付していたと申し立てているが、申立人の国民年金手帳記号番号は、当該記号番号前後の被保険者の資格取得時期から61年7月ころ払い出されたと推認できることから、払出時点からすると、申立期間のうち57年11月から59年3月までの期間は時効により納付できず、59年4月から61年3月までの期間はさかのぼって納付する期間となるが、申立人から事情を聴取できない状況にあるため国民年金の加入状況、保険料の納付状況等が不明である上、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらない。

また、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成元年4月から5年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 44 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年4月から5年3月まで
時期は覚えていないが、母がA区役所で国民年金の加入手続をしてくれた。保険料についても、母が定期的に同区役所か銀行等で納付してくれたはずなので、申立期間が未加入又は未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、その母が国民年金の加入手続及び申立期間の保険料納付を行ったと主張しているが、その母は、加入手続及び保険料の納付金額等についての具体的な記憶が無い上、申立人自身は加入手続及び保険料納付に直接関与していないことから、国民年金の加入状況、保険料の納付状況等が不明である。

また、申立人の基礎年金番号は厚生年金保険の記号番号が付番されており、申立人に国民年金手帳記号番号が払い出された形跡はうかがわれぬ上、申立人が所持する年金手帳にも国民年金被保険者資格の取得及び喪失に関する記載が無いことから、申立人の母は、申立期間の国民年金保険料を納付できなかつたと考えられる。

さらに、申立人の母が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年11月から53年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和28年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年11月から53年3月まで
申立期間の国民年金については、母が加入手続や保険料の納付をしてくれた。勤めていた会社に手帳を提出していたはずであり、申立期間が未加入となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人の母が申立人の国民年金の加入手続や申立期間の保険料の納付を行ってくれたと申し立てているが、申立人の国民年金の加入手続等を行ってくれたとするその母は、当時申立人の父が事故で入退院を繰り返しており忙しかったことから申立人の国民年金の加入手続等については覚えていないとしている上、申立人は、国民年金の加入手続や保険料の納付に直接関与していないため、国民年金加入状況、保険料納付状況等が不明である。

また、申立人は、申立期間のころに交付された国民年金手帳を会社に提出したとしているが、その会社では、当時社員の国民年金手帳は必要としないことからその提出を求めることはないとしており、申立人の主張に符合しない。

さらに、国民年金手帳記号番号払出検索システム及び氏名検索などにより調査を行ったが、申立人が国民年金に加入していた形跡は見当たらない。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

埼玉国民年金 事案 3744 (事案 2588 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人の昭和41年9月から42年12月までの期間及び44年10月から46年1月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和41年9月から42年12月まで
② 昭和44年10月から46年1月まで

私が会社を退職したとき、一緒に住んでいた母親が私の国民年金の加入手続をしてくれた。国民年金保険料についても、母親が払ってくれたようだ。2か月や3か月くらいならともかく、長い期間払っていないということはあり得ない。また、私と妻と母親を保険料納付のためにA市役所まで姉が車に乗せて行ったと聞いている。申立期間の国民年金保険料が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについて、申立人は、申立期間の国民年金保険料をその母親が納付していたと申し立てているが、申立人自身は保険料の納付に直接関与しておらず、その母親も既に亡くなっていることから、保険料の納付状況等は不明であるとして、既に当委員会の決定に基づく平成21年12月10日付け年金記録の訂正は必要でないとする旨の通知が行われている。

当委員会は、申立人が主張している申立期間①及び②における国民年金保険料の納付状況等を改めて調査し、申立人とその妻及び母親を保険料納付のためにA市役所まで車に乗せて行ったとする申立人の姉からも、当時の状況等を聴取しようとしたところ、申立人から「姉は、高齢であるため証言をすることができない。」との申出があり、事情を聞くことはできなかった。

また、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資

料（家計簿、確定申告書等）も無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらず、当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらなかった。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和56年5月から60年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和36年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和56年5月から60年3月まで

私が20歳になった昭和56年ころに、母が私の国民年金の加入手続をA市役所において行った。国民年金保険料は、母が家族の分と一緒に父の銀行口座から振替納付をしてくれていたと記憶している。申立期間が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、20歳になった昭和56年ころ、その母が申立人の国民年金加入手続及び国民年金保険料の納付を行ったとしているが、申立人は加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、申立人の保険料納付等を行ったとするその母は、申立人の国民年金について、保険料を申立人の父の銀行口座から振替納付していたこと以外に記憶は無いことから、国民年金の加入状況、納付状況等が不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、A市の国民年金被保険者名簿によると、昭和60年12月ころに払い出されており、その時点からすると、申立期間のうち56年5月から58年9月までの期間は時効により納付できない期間であり、58年10月から60年3月までの期間はさかのぼって納付する期間となるが、上述のとおり、申立人の母は、申立人の国民年金保険料の納付状況についての記憶が鮮明ではなく、さかのぼって納付したか否かは判然としない上、申立人に別の手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらない。

さらに、申立人の国民年金保険料納付について、申立人の母が、申立人の父の銀行口座から家族の保険料と一緒に振替納付していたとしているが、A市の国民年金被保険者名簿によると、申立人の両親及び弟の保険料納付

については、申立人の父の銀行口座からの振替納付手続が行われていた記録が確認できるが、申立人の保険料納付については、振替納付手続を行った記録は確認できない。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

埼玉厚生年金 事案4290（事案2672の再申立て）

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年9月28日から42年9月6日まで
社会保険庁（当時）の記録によると、A株式会社における厚生年金保険被保険者期間は脱退手当金として支給されたことになっているが、自分が一時金として2万2,000円を受領したのはB株式会社を退職したときであるので、調査と記録の訂正をしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、申立人の脱退手当金は、申立人のA株式会社における厚生年金保険被保険者資格喪失日から約1か月後の昭和42年10月12日に支給決定されており、支給額に計算上の誤りは無い上、当該支給額は申立人が受領したという金額（2万2,000円）と一致しており、一連の事務処理に不自然さは見られないことや、申立人は、B株式会社退職時に当該手当金を受け取ったとしているが、厚生年金保険法に基づき脱退手当金の受給権が発生するのは24か月以上の被保険者期間が必要であるところ、申立人のB株式会社における健康保険厚生年金保険被保険者名簿では、申立人の厚生年金保険被保険者期間は14か月であり、申立人は、脱退手当金を請求するための被保険者期間を満たしていないため、当該期間のみで脱退手当金を受給することはできないことから、既に平成22年3月10日付けで、当委員会の決定に基づく年金記録の訂正は必要ないとする通知が行われている。

今回、申立人は、従来の主張のほか、新たな資料として、申立人の厚生年金保険加入期間及び同社が代理請求をしていない旨を証明したA株式会社発行の「年金加入証明書」を提出したが、これらの事情は当委員会の当初の決定を変更すべき事情とは認め難い上、申立人のA株式会社に係る健

康保険厚生年金保険被保険者名簿には脱退手当金の支給を示す表示が確認できた一方、B株式会社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿には脱退手当金の支給を示す表示が無いことが確認できる。

このほかに、新たな資料や情報は得られず、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は無いことから、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 39 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 61 年 7 月 26 日から 63 年 8 月 15 日まで
昭和 61 年 7 月 26 日から 63 年 8 月 15 日まで、私は株式会社 A（現在は、株式会社 B）に勤務していたにもかかわらず、申立期間において厚生年金保険の被保険者期間となっていない。申立期間の年金記録を調査し、回復してほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録によれば、申立人は、昭和 62 年 2 月 1 日から 63 年 6 月 25 日まで、株式会社 A で勤務していたことは認められる。

しかしながら、同社が厚生年金保険の適用事業所となったのは、申立期間より後の平成元年 7 月 1 日であったことがオンライン記録で確認できる上、同日で被保険者資格を取得した 8 人の被保険者手帳番号は番号順に記録されており、同記録に申立人の氏名は確認できない。

また、代表取締役（当時は取締役）も当該事業所において、平成元年 7 月 1 日に厚生年金保険被保険者資格を取得しており、申立期間当時は厚生年金保険の被保険者となっていないことが確認できる。

さらに、事業主は、「適用事業所となる前の期間で厚生年金保険被保険者資格を取得した従業員はおらず、申立人に係る厚生年金保険料の控除及び納付は行っていなかったはずである。」と供述している。

加えて、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書、源泉徴収票等の資料は無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 45 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 13 年 6 月 1 日から 16 年 5 月 31 日まで
平成 13 年 6 月 1 日から 16 年 5 月 31 日まで有限会社Aに勤務していたが、同社における厚生年金保険被保険者記録が空白となっていた。
申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、申立人は、B区に存在した有限会社Aに勤務していたと主張しているところ、同社に係る閉鎖事項全部証明書から、申立人は同社の取締役であったことが確認できる。

しかしながら、オンライン記録から、同社は厚生年金保険の適用事業所に該当していないことが確認できる上、申立人の申立期間における雇用保険の加入記録も確認できない。

また、同社の履歴事項全部証明書において確認できる同社の事業主に対して、申立人について照会するも回答は得られない上、申立人が記憶する同社の電話番号は現在は存在しておらず、C株式会社の案内においても同社の電話番号は確認できないことから、申立人の申立期間に係る勤務実態、厚生年金保険料控除の事実をうかがわせる供述及び関連資料を得ることができなかった。

さらに、同社の事業主においても、申立期間に係る厚生年金保険の被保険者記録は無い。

加えて、オンライン記録から、D県内において類似する名称である「E社」が厚生年金保険の適用事業所として存在していることが確認できたことから、念のため同社に係る被保険者記録を確認したが、申立人の氏名は

確認できなかった。

なお、オンライン記録において、申立期間のうち平成 13 年 6 月から同年 9 月までにおける国民年金保険料については、申立期間内の同年 8 月 10 日に納付済みとなっている記録が確認できる上、14 年 7 月から 16 年 5 月までにおける国民年金保険料についても納付済みとなっている記録が確認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 31 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 51 年 2 月 1 日から 52 年 6 月 30 日まで
② 昭和 55 年 6 月 1 日から 56 年 11 月 30 日まで

申立期間①（A社）及び②（B社）にそれぞれ勤務していたにもかかわらず、申立期間の厚生年金保険の被保険者記録が無いことに納得がいかない。

第三者委員会で調査の上、申立期間について厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、雇用保険の記録から、申立人は、A社(事業所の名称は「C社」である。)に昭和51年2月9日から52年6月22日まで勤務していたことが認められる。

しかしながら、オンライン記録から、「C社」（以下「D社」という。）は、平成5年1月22日付けで厚生年金保険の適用事業所に該当していることが確認できることから、申立期間当時において、D社は適用事業所ではないことが確認できる。

また、D社の担当者は、「申立期間当時の労働者名簿等の記録を保存しておらず、申立人の勤務実態等については不明であるが、D社が厚生年金保険に加入したのは平成5年1月からである。健康保険については、申立期間当時から、E組合に加入しており、従業員の給与から当該国民健康保険料を控除し、同組合に納付していた。」と供述しており、申立人の申立期間に係る勤務実態、厚生年金保険料控除の事実をうかがわせる供述及び関連資料を得ることができなかった。

なお、申立人が記憶する同僚のF氏においても、D社において、平成

5年1月22日に資格を取得していることがオンライン記録から確認できる。

2 申立期間②について、オンライン記録から、B社は適用事業に該当していないことが確認できる。B社のG氏は、「申立人については、労働者名簿等の記録を保存しておらず、勤務実態等について不明である。当事務所は、現在に至るまで厚生年金保険には加入していない。健康保険については、申立期間当時からE組合に加入しており、従業員の給与から当該国民健康保険料を控除し、同組合に納付していた。」と供述しており、申立人の申立期間②に係る勤務実態、厚生年金保険料控除の事実をうかがわせる供述及び関連資料は得られない。

また、申立人に係る雇用保険の記録も確認できない上、申立人は同僚について、同僚の名字しか記憶しておらず、申立期間②当時の申立人に係る厚生年金保険料の控除等について供述を得ることができなかった。

3 このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

4 これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 33 年ころから 34 年ころまで
申立期間にA地にあったB院に住み込みで、C職として働いていたが、厚生年金保険の被保険者期間が無いので、調査して認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が、申立てをしているB院は、オンライン記録において厚生年金保険の適用事業所として確認することができない。

また、D組合、E会、F保健所、地元商店街事務局及び地元同業G院に照会したところ、「申立人が主張するB院は当時存在しておらず、類似した名前でH院は存在していた。」としている上、F保健所によれば、H院の開業期間は昭和 31 年 11 月 22 日から平成 3 年 10 月 20 日までとしていることから、申立人の申立期間に該当するとともに、申立人が記憶していた同院から駅までの距離、同院の敷地面積及び家族人数等が非常に近いことから、申立人が申立期間に勤務していたG院であった可能性がうかがえる。

しかしながら、オンライン記録によると、H院の厚生年金保険の新規適用年月日は、同院が閉院した後、株式会社Iの名称で平成 12 年 11 月 1 日付けであることが確認できるとともに、現在の事業主に照会したところ、当時の院長は既に亡くなっており、同院の帳簿類も廃棄されているため、申立人の勤務実態及び厚生年金保険の保険料控除については確認することができない。

また、申立人の申立期間に係る厚生年金保険の被保険者記録を申立人の氏名及び生年月日で検索を行うものの、申立人の記録は見当たらない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確

認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 32 年 2 月 1 日から同年 10 月 2 日まで
② 昭和 35 年 6 月 1 日から 37 年 2 月 28 日まで
③ 昭和 46 年 7 月 1 日から同年 11 月 1 日まで

申立期間①は、A株式会社を同期のB氏と一緒に退社し、昭和 32 年 2 月に二人でC株式会社に入社してD地から一番電車でE工場に通った。そのころは、Fブームで景気が良く、工場ではGを増産していた。新人の仕事は、Hの単純なもので、その年の10月ころに、ボーナスが10か月分出るようになったが、2月入社の新入は、来年暮れにならないと出ないと言われ、将来を考え退社した。同社での厚生年金保険の被保険者記録が無いのはおかしい。

申立期間②の株式会社Iは、友人のJ氏の元上司が同社の営業部長をしていた関係で、J氏から紹介されて入社したが、同社での厚生年金保険の被保険者記録が無い。

申立期間③は、知人のK氏がL株式会社の子会社M株式会社を設立するにあたり、N業務のため数か月勤務し、何とかかなりそうなので私は親会社に戻った。その後、M株式会社は発展し多忙なため、K氏から協力を依頼され、昭和 46 年 6 月から 1 年余り同社に勤務した。会社では、厚生年金保険料が控除される人と控除されない人がおり、自分の給与明細書では、同年 10 月分から同年 12 月分までの給与明細書は紛失したものの、同年 7 月分及び同年 8 月分からは控除されていないが、同年 9 月分から控除されているのに、厚生年金保険被保険者記録は同年 11 月からとなっている。

申立期間について、調査の上、厚生年金保険被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

- 1 申立期間①について、C株式会社E工場において昭和31年10月から32年2月までに入社して被保険者資格を取得し1年6か月以上被保険者であった同僚9人から回答があったが、複数の同僚が、「同社では試用期間があり、すぐには正社員になれなかった。社会保険への加入は、正社員になってからであった。」と供述しており、そのうち一人は、「試用期間は、自分は4か月だが、仕事内容によって個人差があった。」と供述している。

また、上記同僚9人の入社日と被保険者資格取得日を確認したところ、資格取得日は入社日の3か月後から8か月後までであり、最長の者は15か月後であることが確認できる。

さらに、オンライン記録及びC株式会社E工場に係る健康保険事業所別被保険者名簿（紙台帳）によると、申立人が、「A株式会社を同期のB氏と一緒に退職し、C株式会社E工場と一緒に入社した。」と供述している同期入社の人にも、同工場における厚生年金保険の被保険者記録は見当たらない。

加えて、C株式会社の承継事業所からは、「保管している被保険者の資格取得・喪失届、在籍状況が分かる入社・退職等の資料を調査したが、今から50年前ということもあり、資料を見つけることができず不明である。」との回答がなされている。

このほか、申立人の申立期間①における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 2 申立期間②について、申立人を株式会社Iに紹介したJ氏が、「自分と同じくらいに入社した。退社はずっと早かったが、退社時期は覚えていない。会社に勤務していたことだけは間違いが無い。」と供述していることから、期間の特定はできないものの、申立人が同社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、申立期間②当時は同社のO係長であった現事業主は、「何回か経営者と事業所の場所が変わっているため、当時の資料は無い。今残っている当時の人員名簿に紹介者のJ氏の名前はあるが、申立人の名前は載っていないので、当時、会社では申立人を雇用保険も社会保険も加入させていなかったと考えられる。現場の人は、当時1年くらいは本採用にしていなかったと記憶している。」と回答している。

また、同社に係る健康保険事業所別被保険者名簿（紙台帳）において、被保険者資格取得日が昭和34年8月1日から37年12月5日までの期間に申立人の氏名は見当たらず、健康保険証番号は連番で欠番は見当た

らない。

さらに、同社において昭和 34 年 12 月から 36 年 6 月までに入社して被保険者資格を取得し 4 年以上被保険者であった同僚 6 人から回答があったが、全員が申立人を覚えていないとしており、申立期間②の保険料控除等に係る供述を得られなかった。

このほか、申立人の申立期間②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 3 申立期間③について、M株式会社における申立人の雇用保険の被保険者記録によると、申立人の資格取得日が昭和 46 年 6 月 25 日であることが確認でき、申立人から提出された同年分給与所得の源泉徴収票に同年 6 月 25 日中途就職の記載があることから、申立期間③に同社に勤務していたことが認められる。

しかしながら、オンライン記録及びM株式会社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿（紙台帳）により、同社が初めて厚生年金保険の適用事業所となったのが、昭和 46 年 11 月 1 日であることが確認できることから、同社は、同日より前は厚生年金保険の適用事業所となっていない。

また、申立人及び同僚は、「会社がそれまで引いていなかった保険料を昭和 46 年 9 月分給与から控除したので、会社と従業員との間でトラブルが起き、何人かが会社を辞め、会社は同年 10 月分給与から保険料を控除しなくなった。その後、役所からの指導があり強制的に保険料を控除することになったとの説明を受けた。」と供述している。

さらに、申立人が保管していた事業所からの昭和 46 年分給与所得の源泉徴収票により、申立人は、M株式会社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿（紙台帳）における記録どおりの標準報酬月額 12 万 6,000 円に相当する社会保険料 1 か月分のみを給与から控除されていることが確認できる。

なお、申立人の給与明細書において、昭和 46 年 9 月分の給与から当時の標準報酬月額 10 万円に相当する厚生年金保険料が控除されていることが確認できるが、当該源泉徴収票において確認できる社会保険料は 1 か月分に相当する金額のみであるところ、事業所は、「社会保険加入が 46 年 11 月 1 日からなので、46 年 9 月分の保険料を控除しているのは疑問があるが、源泉徴収票に記載の保険料控除額が 1 か月分ということは、社会保険加入後の申立人の保険料に引き当てしたと考えられる。」と回答しているほか、上記同僚の供述を踏まえると、同年 9 月における控除保険料が、事業所が適用事業所となった後に申立人から控除すべき保険料に充当されたものと考えられる。

- 4 これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 43 年 8 月 20 日から同年 11 月 9 日まで

私は、昭和 43 年 8 月 20 日から同年 11 月 9 日まで、有限会社AにB業務担当として勤務していたが、申立期間の被保険者記録が無い。申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間当時に有限会社Aに勤務していた元同僚は、申立人が勤務していたことについて「不明。」と回答していることから、申立人の申立期間における勤務を確認することはできない。

また、当該事業所の元同僚から申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について具体的な供述を得ることはできない上、有限会社Aは平成 2 年 8 月 31 日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、申立期間当時の事業主、取締役及び経理・社会保険担当者は既に他界していることから供述を得られず、当時の資料も無いことから、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できない。

さらに、有限会社Aに係る申立人の雇用保険の被保険者記録は無く、また、事業所の事業所別被保険者名簿においても、申立期間に申立人の氏名は見当たらず、健康保険整理番号には欠番が無い。

このほか、申立人が申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

埼玉厚生年金 事案 4300

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 39 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 62 年 10 月 31 日から同年 11 月 1 日まで
昭和 58 年 4 月 1 日から 62 年 10 月末日までA株式会社B支店に勤務していたにもかかわらず、同年 10 月 31 日が土曜日だったためか、同年 10 月 31 日から同年 11 月 1 日までの厚生年金保険の被保険者記録が確認できない。継続して勤務していたので、当該期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A株式会社B支店から提出された退職証明書により、申立人の退職年月日が昭和 62 年 10 月 30 日と記載されていることが確認できる上、A株式会社の人事担当者は、申立期間に係る厚生年金保険料の控除を行っていない旨の回答をしている。

また、申立人から提出された退職金受領証に、申立人の退職年月日が昭和 62 年 10 月 30 日と記載されていることが確認できる。

さらに、雇用保険の被保険者記録により、申立人が昭和 62 年 10 月 30 日に離職したことが確認できる。

加えて、申立期間にA株式会社B支店において厚生年金保険の被保険者であることが確認できる元同僚に照会したが、申立期間に係る保険料控除に係る具体的な供述を得ることはできなかった。

このほか、申立人が申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無く、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 48 年 8 月 7 日から同年 9 月 18 日まで
株式会社AとB社の厚生年金保険の資格取得との間に約1か月間の被保険者資格の空白期間があるが、当該期間である申立期間は、C株式会社で勤務していたので、厚生年金保険の被保険者期間であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間にC株式会社に勤務していた元同僚二人は、いずれも申立人の勤務実態について不明と供述しており、申立人の勤務実態を確認することができない上、この二人の元同僚からは、申立人の厚生年金保険への加入をうかがわせる供述が得られなかった。

また、C株式会社は平成元年 12 月*日に解散しており、当時の事業主は既に死亡していることから、申立人の勤務実態、厚生年金保険料の控除及び納付について確認ができない。

さらに、C株式会社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿には申立人の氏名は無く、健康保険整理番号に欠番が無い。

加えて、申立人の申立期間に係るC株式会社における雇用保険の記録は見当たらない。

このほか、申立人が申立期間において、事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 35 年 6 月 1 日から 36 年 4 月 1 日まで
② 昭和 37 年 3 月 1 日から同年 4 月 1 日まで
③ 昭和 37 年 5 月 21 日から同年 7 月 1 日まで

私は、昭和 34 年 11 月 1 日から 39 年 2 月 1 日まで株式会社Aに継続して勤務（37 年 4 月 1 日から同年 5 月 21 日までの間はB株式会社C工場に出向）していたが、オンライン記録では、申立期間における厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①及び②について、株式会社Aに勤務していた元同僚 21 人に照会し、これに対し回答のあった元同僚 5 人の供述から、期間は特定できないものの、申立人が株式会社Aに継続して勤務していたことがうかがえる。

しかしながら、上記元同僚 5 人のうち一人は、「手取りが多い会社に転職したり、戻ってきたりする人が多かった。社会保険の加入も自由に選択できた。」旨を供述しており、申立期間①及び②当時に株式会社Aにおける厚生年金保険被保険者 90 人のうち同時期に入社した 18 人の被保険者資格の喪失及び取得の時期を健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿において確認すると、事業主及び申立人を含め 12 人の被保険者が申立人と時期を同じくして被保険者資格を喪失、再取得している記録が確認できる。

また、株式会社Aに係る厚生年金保険事業所別被保険者名簿から、申立期間①及び②当時、当該事業所に入社し厚生年金保険に加入している

ことが確認できる元同僚 21 人に照会したが、当時の厚生年金保険への加入状況について明確な供述は得られなかった。

さらに、株式会社 A の元事業主に申立人の勤務実態及び保険料控除について複数回にわたり照会したものの回答が得られず、申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除の有無について確認できない。

- 2 申立期間③について、申立人は、B 株式会社 C 工場に出向したと申立てをしているが、厚生年金保険事業所別被保険者名簿において株式会社 A から B 株式会社に出向したことが確認できる元同僚 9 人に照会したところ、申立人に係る申立期間③当時の勤務実態について具体的な供述は得られなかった。

また、上記元同僚 9 人に申立期間③当時の厚生年金保険料の控除等について照会したところ、一人のみが「不明。」と回答しており、保険料を事業主により控除されたか否かを確認することができない。

さらに、法務局に B 株式会社の商業登記簿が見当たらない上、当該事業所の住所が特定できないことから、事業主に対する照会ができず、申立人の勤務実態及び申立人が申立期間において厚生年金保険料を事業主により控除されていたかを確認することができない。

- 3 株式会社 A 及び B 株式会社は既に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、当時の人事記録及び給与関係書類を確認できず、申立人も当時の給与明細書等の資料を保持していないため、申立人が申立期間において給与から厚生年金保険料を控除されていたことを確認できない。

このほか、申立人の申立期間における給与からの厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 4 これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 46 年 9 月 1 日から 47 年 3 月 1 日まで
私は、昭和 46 年 9 月 1 日から 47 年 4 月 24 日まで A 株式会社に勤務したが、オンライン記録では、同社に係る厚生年金保険被保険者資格取得日は同年 3 月 1 日となっている。申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A 株式会社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により確認できる複数の元同僚の証言から、期間は特定できないものの、申立人が申立期間に同社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、オンライン記録及び適用事業所名簿により、A 株式会社が厚生年金保険の適用事業所となったのは、昭和 47 年 3 月 1 日であることが確認でき、申立期間は適用事業所前であるとともに、同日に 85 人が同社に係る厚生年金保険被保険者の資格を取得していることが確認できる。

また、昭和 47 年 3 月 1 日付けで A 株式会社に係る厚生年金保険被保険者資格を取得した元同僚 12 人に照会したところ、10 人から回答があり、そのうち、4 人の元同僚は、「47 年 3 月 1 日以前から勤務していたが、同日以前の給与から厚生年金保険料は控除されていなかった。」又は「不明。」と回答しており、このうち、同年 3 月 1 日以前から勤務していた元同僚の一人が提出した申立期間当時の給与明細書により、申立期間の給与から厚生年金保険料が控除されていないことが確認できる。

さらに、A 株式会社は昭和 49 年 8 月 31 日に適用事業所でなくなり、元事業主も既に他界している上、親会社の B 株式会社に照会したところ、申立期間当時の社会保険の関連資料等は火事で焼失したため、申立人の厚生

年金保険の届出及び納付については不明としており、申立期間に係る保険料控除の事実を確認できる関連資料及び周辺事情を得ることができない。

加えて、A株式会社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿における申立人の厚生年金保険被保険者の記録は、オンライン記録と一致している。

このほか、申立人が申立期間において厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無く、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 31 年 10 月 1 日から 32 年 8 月 1 日まで
② 昭和 34 年 1 月 10 日から同年 10 月 12 日まで

昭和 31 年 10 月 1 日に株式会社A（現在は、株式会社B）にC職として入社し、33 年 5 月 29 日まで勤務したが、厚生年金保険の加入記録を確認したところ、32 年 8 月 1 日からの被保険者記録しか無い。また、その後、33 年 12 月 1 日に株式会社Dに入社し、34 年 10 月 11 日まで勤務したが、同年 1 月 10 日に被保険者資格を喪失したことになるので、この両事業所における申立期間を被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立期間①当時の株式会社Aの同僚の供述により、期間の特定はできないものの、申立人は同社に継続して勤務していたことは推認できる。

しかしながら、当該事業所に係る事業所別被保険者名簿において、資格取得日が申立人と同日の昭和 32 年 8 月 1 日である 4 人の同僚に照会したところ、この全員が資格取得日の 4 か月から 10 か月前に同事業所に採用されていたと供述している。

また、株式会社Bが保管する「厚生年金証記号番号記録簿」には、申立人の厚生年金保険被保険者資格の取得年月日は昭和 32 年 8 月 1 日、喪失日が 33 年 5 月 30 日と記録されており、オンライン記録及び同事業所に係る事業所別被保険者名簿と一致している。

さらに、申立人が申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料も無い。

2 申立期間②について、株式会社Dは既に廃業しており、当時の事業主の所在も不明であることから、申立人の申立期間②における勤務実態及び厚生年金保険の加入状況等を確認する資料や情報を得ることができない。

また、当該事業所に係る事業所別被保険者名簿において、申立期間②に被保険者記録のある者のうち、連絡先が確認できた同僚9人に照会し6人から回答を得たものの、いずれからも、申立人の申立期間②当時の勤務状況等について供述を得ることができなかった。

さらに、申立人が申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料も無い。

なお、申立人は、昭和34年に入ってから、上司の一人が中心となり、会社に野球チームが結成され、その年の夏に会社近くの小学校のグラウンドで他社と試合を行ったことがあると主張しているが、その中心的存在であったとしている上司は既に死亡しているためその事実を確認することができない上、複数の同僚は、他社と試合を行ったことはあったが、時期は不明であると供述している。

3 このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

4 これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 42 年 10 月 1 日から同年 12 月 1 日まで
社会保険庁（当時）の記録では、A株式会社（現在は、株式会社B）の厚生年金保険資格取得日は、昭和 42 年 12 月 1 日となっているが、同年 10 月 1 日から勤務をしていた。私は、会社を退職したら翌日に新しい会社に入社するようにしていた。申立期間も給与が支払われ厚生年金保険料も控除されていたはずである。

申立期間について厚生年金保険の被保険者期間であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

公共職業安定所は、申立人のA株式会社に係る雇用保険の被保険者期間について、被保険者記録から昭和 42 年 10 月 1 日から 48 年 12 月 30 日までと回答していることから、申立期間において、申立人が同社に勤務していたことは認められる。

しかしながら、当該事業所に照会したところ、申立人の入社日は事業所保管の採用記録簿から昭和 42 年 12 月 1 日とし、申立人の申立期間に係る届出、保険料控除及び保険料納付については当時の資料が残っていないため不明としている。

また、申立人が入社したとする時期（昭和 42 年 10 月 1 日）の近くで資格を取得している同僚に照会したところ、6人が「本採用される前に2、3か月本採用候補の期間があった。本採用候補の期間は厚生年金保険に入れなかった。」と供述している上、人事課に在籍していたとする同僚は、「筆記試験を受け、季節を問わず採用された場合は本採用候補となり、入社して2か月間勤務した後問題がなければ本採用となった。」と供述して

いることから、A株式会社では、申立期間当時、従業員について入社と同時に厚生年金保険の加入手続をせずに、試用期間を設けていたことが推認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 8 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 29 年 6 月から 31 年 7 月まで

父 (申立人) が記載した履歴書には、昭和 29 年 6 月から 31 年 7 月まで A 株式会社 B 出張所での職歴の記載があるが、同社での期間が厚生年金保険被保険者期間となっていない。申立期間について厚生年金保険の被保険者期間であったことを認めてほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の長男が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立人が記載したとする履歴書には、昭和 29 年 6 月から 31 年 7 月まで A 株式会社 B 出張所での職歴の記載が確認できる。

しかしながら、事業所に照会したところ、「昭和 44 年以降の厚生年金保険等に係る資料は保管しているが、それ以前の資料は無い。」としている上、申立期間当時、厚生年金保険の被保険者期間のある同僚に照会したが申立人のことを知る同僚がいないことから、申立人の申立期間に係る勤務状況及び厚生年金保険料の控除等について確認をすることができない。

また、申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳を確認したところ、A 株式会社 B 出張所での厚生年金保険被保険者期間は見当たらない上、A 株式会社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、申立期間前後における整理番号は連番となっており欠番は無く、申立人の名前は見当たらない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 34 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 6 年 1 月 1 日から 17 年 8 月 1 日まで

平成 6 年 1 月 1 日から 20 年 3 月 21 日まで株式会社 A に B 職で勤務した。社長から入社時に、「社会保険の加入は無いので国民年金と国民健康保険に自分で加入するように。」と言われて両保険に自分で加入し保険料を納付し続けた。しかし、知らないうちに 17 年 8 月 1 日から子会社の株式会社 C で社会保険に加入となっている。平成 6 年度当時からの源泉徴収票を調べると社会保険料として 90 万円ほど毎年計上されている。申立期間は社会保険料を控除しながら、私には加入していないと言っていたのではないかと思うが、給与明細書をもらったことが無いので実態が分からない。調査して、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が提出した源泉徴収票から、申立人が申立期間に株式会社 A に勤務していたことが認められる。

しかしながら、事業主は、「株式会社 A は社会保険の適用事業所となったことは無く、申立人から社会保険料を控除したことは無い。」と供述している上、同僚照会で回答のあった同僚は「株式会社 A から入社時に『厚生年金保険は保険料が高いから加入できない。』と言われており、同社は社会保険にも雇用保険にも加入していなかった。また、保険料は給与から控除されていなかった。」と供述している。

また、オンライン記録及び適用事業所名簿を調査したが、株式会社 A が適用事業所になった記録は見当たらない。

さらに、株式会社 A の顧問税理士が提出した、申立人に係る平成 12 年

度、14年度及び15年度の「給与所得者の保険料控除申告書」によると、前記の各年度ごとに国民健康保険料と国民年金保険料の総額が記載されている。また、前記の各年度の源泉徴収票には上記保険料控除申告書の申告額（国民健康保険料と国民年金保険料の総額）と同額が記載されており、社会保険料（健康保険料と厚生年金保険料）は記入されていないことが確認できる。

加えて、源泉徴収票、国民健康保険税納付確認書及び国民年金保険料の年度別納付額の全部がそろった平成14年度及び15年度で、国民健康保険料と国民年金保険料の実納付額の合計を確認した結果、源泉徴収票の社会保険料控除額とほぼ一致していることから、社会保険料（健康保険料と厚生年金保険料）は控除されていなかったと推認できる。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる給与明細書等はなく、その他の関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和21年9月5日から23年3月5日まで
年金機構の記録では、申立期間の厚生年金保険の加入期間が脱退手当金を受給した記録となっている。しかし、当時脱退手当金という制度は知らず、受け取った記憶は無い。A株式会社B工場の期間について、調査して被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間について脱退手当金を受給していないと申し立てているものの、申立人の厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）の保険給付欄には、脱退手当金が支給されたことを表す「脱退手当金」支給年月日「23.4.28」の記載があり、厚生年金保険被保険者資格喪失日の昭和23年3月5日から約2か月後の同年4月28日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

また、当該脱退手当金が支給決定された時期は、通算年金通則法施行前であり、申立期間の事業所を退職後、昭和26年5月3日まで厚生年金保険への加入歴が無い申立人が脱退手当金を受給することに不自然さはうかがえない上、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

埼玉厚生年金 事案 4322 (事案 2053 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正については、訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 10 年 6 月 24 日から同年 10 月 30 日まで
② 平成 10 年 11 月 2 日から 13 年 2 月 18 日まで
③ 平成 13 年 7 月 9 日から同年 10 月 12 日まで
④ 平成 14 年 11 月 1 日から 15 年 2 月 1 日まで
⑤ 平成 15 年 12 月 1 日から 16 年 2 月 15 日まで
⑥ 平成 16 年 7 月 1 日から 17 年 12 月 1 日まで

私は、申立期間①についてはA株式会社に、申立期間②についてはB株式会社に、申立期間③についてはC株式会社に、それぞれD職として勤務していた。

また、厚生年金保険の被保険者記録によると、D職として勤務していたE株式会社(平成14年1月11日入社、16年2月14日退社)及びF株式会社(16年3月19日入社、18年2月10日退社)での各勤務期間のすべてにおいて、第17級以上の標準報酬月額となっているが、各勤務期間の大半は無給休業であったことから、給与から厚生年金保険料が控除されているのはおかしいので、申立期間の標準報酬月額を最低等級に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間④、⑤及び⑥に係る申立てについては、申立人が所持するE株式会社及びF株式会社での給与明細書から、各事業主は、厚生年金保険法(昭和29年5月19日法律第115号)の定めにより、申立人の給与から厚生年金保険料を控除していることが確認できるところ、申立人は、「休業期間中は無給であるため、厚生年金保険料を納付しなければならない」としているが、同法は、被保険者

の傷病による休職期間中において、無給であったとしても使用関係が継続していると認められる場合は、厚生年金保険料の納付が免除される規定は無く、標準報酬月額の変更届及び算定基礎届による同月額の改定の対象ともならず、従前の標準報酬で計算した被保険者負担分を被保険者本人から徴収することとされているとして、既に当委員会の決定に基づく平成 21 年 11 月 25 日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回の申立ては、厚生年金保険法に対する不服について再度申し立てたものであり、当該給与明細書において確認できる厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額は、G 基金の記録における標準報酬月額、及びオンライン記録における標準報酬月額と一致しており、その他に委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人の当該期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録を、申立人が主張する標準報酬月額に訂正することを認めることはできない。

2 申立期間①については、事業主が提出した在籍証明書、「厚生年金保険被保険者資格取得確認および標準報酬決定通知書」及び厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書の内容は、厚生年金保険の被保険者記録と一致している。

また、申立期間②については、事業主が提出した労働者名簿及び厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書の内容並びに申立人が加入していた G 基金の加入記録は、厚生年金保険の被保険者記録と一致している。

さらに、申立期間③については、事業主が提出した「厚生年金保険被保険者資格取得確認および標準報酬決定通知書」及び厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書の内容は、厚生年金保険の被保険者記録と一致している。

このほか、申立期間①から③までについて、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人の当該期間における標準報酬月額に係る記録を、申立人が主張する標準報酬月額に訂正することを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年11月1日から51年12月1日まで
昭和45年11月1日から51年12月1日までの期間について、株式会社AでBの仕事をした。Cをし、給与は固定給プラス歩合給だった。現金支給だったので振込通帳などは無いが、申立期間について厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、株式会社Aに昭和45年11月1日から51年12月1日まで勤務していたと申し立てているが、同社は45年3月*日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、複数の同僚が「45年3月*日まで勤務したが、会社が倒産したので退社した、申立人もその時までは勤務していた。」と供述している。

また、申立人が記憶している事業主の息子も、「父は同社の倒産後、有限会社Dとして事業を行っていたが、申立人は倒産後は勤務していなかった。」と供述している。

さらに、商業登記簿によれば、申立人は、昭和45年12月に株式会社E（株式会社Fが社名変更）の代表取締役役に就任しており、申立期間に倒産した後の株式会社Aに勤務していたことはうかがえない。

加えて、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無いほか、申立人の雇用保険被保険者記録も見当たらない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、

申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和22年4月から24年9月1日まで

厚生年金保険の加入記録を照会したところ、A組合（現在は、B組合）の被保険者記録が3か月である旨の回答を受けた。同組合には、昭和22年4月から24年12月29日まで勤務していたにもかかわらず、厚生年金保険の被保険者記録が24年9月1日からとなっていることに納得できない。当時の給与額の通知書も残っているので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人提出の給与の通知書及び退職給與金支給通知書により、期間は特定できないものの、申立人がA組合に勤務していたことがうかがえる。

しかしながら、同組合の事業主は、「当時の資料が保管されていないため、申立人の勤務実態、厚生年金保険料控除については不明である。」と回答している上、同組合に係る厚生年金保険適用事業所名簿により、同組合が厚生年金保険の適用事業所となったのは、昭和30年8月1日であることが確認できる。

また、申立人がA組合に勤務したとする期間のうち、昭和24年9月1日から同年12月30日までの期間において、C組合（現在は、D組合）に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、同組合での被保険者記録が確認できることから、同名簿において申立期間に被保険者記録の確認できる6人に照会したところ、回答のあった者5人のうち3人は、申立人が勤務していた記憶があると供述していることからすると、申立人が申立期間に勤務していた事業所は同組合であったことが推認できるが、同時に当該3人は申立人が勤務していた期間や保険料控除については分からないと

供述している。

さらに、同組合の事業主は、「当組合保管の健康保険厚生年金保険被保険者名簿（事業所が作成したもの）には申立人が昭和 24 年 9 月に資格を取得し、同年 12 月 30 日に資格を喪失した記録がある。それ以外の資料の保管が無いので申立人の申立期間についての勤務実態、保険料控除については不明である。」と回答している。

加えて、同組合に係る適用事業所名簿により、同組合は昭和 23 年 8 月 15 日に厚生年金保険の適用事業所となっていることが確認できるが、同組合に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、同年 8 月 15 日から 24 年 9 月 1 日までの間に申立人の被保険者記録は確認できない上、申立人が A 組合における上司と説明している者も申立人と同日付けで C 組合において資格を取得していることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間について、申立人が厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和28年4月1日から36年3月まで
昭和28年4月1日から36年3月まで株式会社Aにアルバイト・パートとして勤務したが、この間の厚生年金保険被保険者記録が無い。この期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、株式会社Aにおいて昭和28年4月1日から36年3月まで勤務し、B業務に従事していたと主張している。

しかし、現事業主は、株式会社Aは休業状態であり、当時の事業主は亡くなっていること及び当時の記録が現存しないことから、申立人の同社における勤務及び厚生年金保険への加入手続については不明と回答している上、オンライン記録により、同社は、平成17年1月13日付けで厚生年金保険の適用事業所ではなくなっていることが確認できる。

また、申立期間の株式会社Aに係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に申立人の記録は見当たらず、かつ、健康保険番号に欠落も無いことから、申立人の同社における厚生年金保険の加入を確認することはできない上、同名簿の記録により、申立期間に同社において被保険者であった者のうち、連絡先の判明した者全13人に問い合わせ5人から回答を得たところ、二人が申立人を記憶していたが、申立人の同社における勤務状況、厚生年金保険への加入及び保険料の控除について具体的な供述を得ることはできなかった。

さらに、申立人は、勤務期間中における厚生年金保険への加入は不明と供述している上、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料も無い。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年11月1日から40年6月まで

私は、Aを昭和37年10月に退職し、翌月から株式会社B（C町）に保安係として入社し40年6月まで勤務したが、厚生年金保険被保険者記録が無い。調査の上、申立期間について厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間において株式会社Bに勤務していたと申し立てているが、当時の同僚等の氏名を記憶しておらず、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において申立期間又は申立期間前後に被保険者であったことが確認できる同僚46人に照会して23人から回答があったが、いずれも申立人を記憶していないと供述しており、雇用保険の被保険者記録も無い。

また、株式会社Bは既に解散し、事業主も既に死亡しており申立期間当時の状況を確認することができない上、同事業所の業務を継承するD株式会社は、資料が保管されていないため、申立人の申立期間における勤務及び厚生年金保険の加入について不明であると供述している。

さらに、株式会社Bに係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間における健康保険被保険者番号は連番で欠番は無く、申立人の氏名は無い。

このほか、申立期間について、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無く、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 44 年 4 月 1 日から同年 12 月 31 日まで
昭和 44 年 3 月に高校卒業後、同年 4 月 1 日に父の経営する A 株式会社
に事務職として入社し、同年 12 月に会社が倒産するまで勤務したが、
この間の厚生年金保険被保険者記録が無い。申立期間に厚生年金保険に
加入していたことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

事業主の妻（申立人の母）から、申立人が申立期間において、A 株式会社
に勤務していたとの供述は得られたものの、同社は既に厚生年金保険の
適用事業所ではなくなっている上、申立人の厚生年金保険料の控除につい
ての記憶は明確ではなく、事業主、事業主の妻及び同僚から、申立人の厚
生年金保険の適用について供述も得られない。

なお、A 株式会社に係る事業所別被保険者名簿によると、同社において
最後に厚生年金保険被保険者資格を取得している者の資格取得日は昭和
42 年 7 月 1 日であり、それ以降の被保険者資格取得者はいない。

また、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から
控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確
認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、
申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を
事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 47 年 12 月 1 日から 48 年 6 月 5 日まで
昭和 47 年 12 月 1 日にA株式会社に事務職として入社し、48 年 6 月 4 日まで勤務したが、その期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

事業所名は不明であるが、申立期間とほぼ一致する期間の雇用保険の被保険者記録が確認できることから、申立人が申立期間においてA株式会社に勤務していたことはうかがえる。

しかしながら、オンライン記録及び適用事業所検索システムにおいて、A株式会社が厚生年金保険の適用事業所であった記録は確認できない。

また、A株式会社は解散し、申立期間当時の事業主も既に他界している上、申立人は、同僚名を記憶していないとしていることから、当時の同僚に照会することもできないなど、申立期間の厚生年金保険料の事業主による給与からの控除について確認できない。

なお、申立人がA株式会社の親会社であったと供述するB株式会社は、適用事業所名簿によると、申立期間の途中の昭和 48 年 5 月 1 日に適用事業所となっており、同社に係る事業所別被保険者名簿の申立期間（適用事業所となって以降）に申立人の氏名は確認できない。

さらに、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、

申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 56 年 4 月から 57 年 1 月 17 日まで
② 昭和 57 年 7 月 24 日から 61 年 6 月まで

株式会社A（現在は、B株式会社）に昭和 56 年 4 月から 61 年 6 月まで継続勤務していたが、申立期間の厚生年金保険の被保険者記録が無い。申立期間を被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B株式会社では、株式会社Aに関する当時の関係資料は無いとしている上、両申立期間に係る同僚等からも申立人の厚生年金保険料の控除等について具体的な供述は得られなかった。

また、申立人のC組合及びD会（E基金から引き継ぎ）における資格取得日（昭和 57 年 1 月 17 日）及び喪失日（同年 7 月 24 日）は、オンライン記録の厚生年金保険被保険者記録と一致している。

なお、F市の記録によると、申立人に係る国民健康保険の被保険者記録が昭和 57 年 7 月 25 日から平成 21 年 5 月 20 日までである上、オンライン記録において、申立期間②については国民年金保険料が納付済みとなっていることが確認できる。

さらに、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無い。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 34 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 52 年 8 月 21 日から 57 年 2 月 1 日まで
雇用保険の記録のとおり昭和 52 年 8 月 21 日から 57 年 1 月 31 日まで株式会社Aで正社員として勤務していたが、厚生年金保険の被保険者記録が無い。申立期間を被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間について株式会社Aに勤務していたことは、雇用保険の加入記録及び同僚の供述から認められる。

しかしながら、株式会社Aに係る事業所別被保険者名簿及びオンライン記録によると、同社は昭和 44 年 5 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所となり、同年 12 月 15 日に適用事業所ではなくなった後、63 年 10 月 1 日から再び適用事業所となっており、申立期間は適用事業所ではないことが確認できる。

また、株式会社A提出の健康保険厚生年金保険新規適用届においても同社は昭和 63 年 10 月 1 日から適用事業所になっていることが確認できる上、事業主は、「申立期間において、厚生年金保険には会社として加入しておらず、全社員の保険料控除もなかった。」と供述している。

さらに、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を

事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和31年4月2日から32年1月1日まで
② 昭和32年5月23日から33年2月20日まで
③ 昭和37年3月10日から同年12月30日まで

私は中学を卒業し、有限会社Aに入社したが、申立期間①の記録が無い。その後、B免許を取るため、C社に勤務したが、その事業所でも申立期間②の記録が無い。また、昭和37年ころ、申立期間③に勤務したD社にいたっては全く記録が無い。私は間違いなく、これらの会社に申立てどおりの期間勤務した。1日も早く、記録を直してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、同僚の供述から、申立人が期間の特定はできないものの、有限会社Aに勤務していたことが推認できる。

しかし、オンライン記録の職歴審査照会回答票（事業所情報）によると、有限会社Aの厚生年金保険の適用年月日は、昭和32年1月1日と記録されており、当該事業所に係る「健康保険厚生年金保険被保険者名簿」においても新規適用年月日が、32年1月1日と記載されているのが確認できる。

また、厚生年金保険被保険者記号番号払出簿には、当該事業所の新規適用日の昭和32年1月1日に申立人を含む8人に厚生年金保険記号番号が払い出された記録が確認できる。

さらに、同僚照会で回答のあった二人も、「有限会社Aの厚生年金保険加入日は、昭和32年1月1日で、それ以前の期間はない。」と供述している。

なお、照会を行った役員は、「有限会社Aの事業にはタッチしておらず、申立人の名前や顔も知らない。」と回答している。

- 2 申立期間②についても、同僚の供述から、申立人が期間の特定はできないものの、C社に勤務していたことが推認できる。

しかし、同僚3人のうち一人は、「見習い期間があり、その間は厚生年金の記録が無い。」と供述し、ほかの一人も「見習い期間かどうか分からないが、入社日と厚生年金保険の記録とはズレがある。」と供述しており、当該事業所では、入社後、しばらくの期間は厚生年金保険に加入させない扱いをしていたことがうかがえる。

また、申立人が提出した年金手帳に添付されている「厚生年金保険被保険者証」に係る被保険者番号「*」は、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿及び厚生年金保険被保険者記号番号払出簿における被保険者番号と一致していることが確認できる。

さらに、当該事業所に係る役員は、「申立人が勤務したE部門は昭和46年に廃業したため、当時の資料が無く、不明である。」と回答している。

- 3 申立期間③については、同僚の供述から、申立人が期間の特定はできないものの、D社に勤務していたことはうかがえる。

しかし、「健康保険厚生年金保険被保険者原票」によると、当該事業所の厚生年金保険の適用年月日は昭和42年2月13日と記録され、28人の被保険者が確認できたが、その中に申立人の名前は無かった。

また、同僚照会で回答した3人のうち二人は、「昭和42年ころまでは厚生年金保険の記録が無いことを知っていた。」と供述し、申立期間は当該事業所が適用事業所では無かったことを認めている。

さらに、事業主及び役員は記録が見つからず、照会を行うことができず、当時の状況を確認することができなかった。

- 4 このほか、申立人の各申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 5 これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として各申立期間に係る厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 53 年 3 月 30 日から 58 年 3 月 30 日まで
国（厚生労働省）の記録では、昭和 53 年 3 月 30 日から 58 年 3 月 30 日まで A 株式会社に勤務していた 60 か月分の厚生年金保険の被保険者記録が無い。申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A 株式会社は、申立人について、昭和 40 年から現在に至るまで社員名簿を調査したが申立人の氏名は見当たらず、ほかに人事記録など在籍を証明する資料は無く、被保険者資格の届出と保険料控除及び納付については不明としている。

また、申立期間に当該事業所に在籍した同僚 16 人に照会し 13 人から回答を得たが、一人は、申立人は勤務していなかったとし、12 人は申立人のことを知らない又は不明とし、そのうちの一人は、「B という名前は一度聞いた覚えはいるはずだが、初めて聞く名前だ。」と答えている上、申立人の雇用保険被保険者の加入記録も見当たらない。

さらに、申立人の国民年金被保険者台帳から、申立期間 60 か月のうち、50 か月間が国民年金の保険料納付済期間であることが確認できる。

加えて、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立期間に申立人の氏名は見当たらず、健康保険証番号に欠番も無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和35年6月16日から同年9月22日まで
② 昭和36年10月6日から38年12月30日まで
③ 昭和43年12月16日から44年5月29日まで

私は、A株式会社（現在は、株式会社B）に勤務していたころ、脱退手当金について、職場で聞いて知っていたが、お金が必要ではなかったので、何の手續もしないでそのままにしていた。A株式会社に勤務中、急に病気になったため同社を退職したが、脱退手当金については会社からは全く説明は受けていない。したがって、脱退手当金を受け取った覚えは無いので、私の年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A株式会社に係る事業所別被保険者名簿には、申立人に脱退手当金が支給されたことを意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金に計算上の誤りは無く、当該事業所に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約5か月後の昭和44年10月28日に支給決定がされているなど、一連の事務処理に不自然さほうがえない。

また、申立人はA株式会社を退職したのは急な病気のためであり、脱退手当金については同社から説明を受けていないと供述しているが、同社の人事担当者は「申立期間当時、退職者には脱退手当金について、退職手續の説明書及び口頭で説明を行い、代理請求を行っていた。」と供述している。

さらに、申立人とほぼ同時期に同社において資格喪失している同僚の一人は「自分は脱退手当金を受領していないが、A株式会社は脱退手当金に

ついて退職する者には個々に説明をしていた。」と供述しており、同社は脱退手当金について、退職する者には何らかの説明をしていたことがうかがわれる。

加えて、申立人は同社を退職後に再就職することは考えてはいなかったとしている上、申立人の国民年金の加入手続も、同社を退職して約7年後の昭和51年8月であることが、申立人に係る国民年金手帳記号番号(*)の払出簿から確認できることから、申立期間の厚生年金保険について、将来の年金給付に通算する意思があったとは考え難い。

その上、申立人から聴取しても受領した記憶が無いというほかに、脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 33 年 3 月から 35 年 10 月まで
② 昭和 35 年 11 月から 38 年月不明まで
③ 昭和 38 年月不明から 39 年月不明まで
④ 昭和 39 年月不明から 40 年月不明まで
⑤ 昭和 40 年月不明から 41 年 10 月まで

私は申立期間において4社5つの事業所に勤務していたが、社会保険庁（当時）の記録ではそれぞれの事業所に勤務していた期間の厚生年金保険の被保険者記録がいずれも無い。

それぞれの事業所は厚生年金保険の適用事業所だったと思うので、自分の記録が無いのは納得できない。

調査の上、被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①及び③のA有限会社については、元事業主や同僚の住所等が不明であり、当時の状況を聴取できない。

また、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿には申立人の名前が無く、当該事業所は申立期間①及び③以前の昭和30年12月28日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、管轄の法務局の法人登記簿や旧商号索引票（目録）においても資料が見当たらない。

2 申立期間②の株式会社Bの現在の事業主は、申立人が申立期間当時、当該事業所に勤務していたことを聞いた記憶があるが、当該事業所は当時、個人事業所であり、厚生年金保険の適用事業所になったのは平成5

年 10 月 4 日であると述べており、当時の事業主及び当該事業所に勤務していた事業主の妻は申立期間当時、国民年金の被保険者であった記録が確認できる。

また、当該事業所に係る事業所番号等索引簿によれば、当該事業所の適用年月日は平成 5 年 10 月 4 日となっている。

- 3 申立期間④の C 株式会社の複数の同僚は、期間は不明であるが、申立人は、当該事業所に勤務していたと供述していることから、申立人が期間は特定できないが、当該事業所に在籍していたことはうかがえるものの、ほかの同僚からは、申立人は D 職であったが、D 職の入退社が頻繁で、かつ、短期間の勤務が多かったため届出漏れがあったのではという供述が得られたほか、元事業主からは死亡により当時の状況を聴取できないなど、給与から保険料を控除されていたことが確認できない。

また、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿には申立期間に申立人の氏名が見当たらず、健康保険証の番号は連番で欠番が無い。

- 4 申立期間⑤の E の元事業主は、申立期間当時、当該事業所は法人登記をしていない個人事業所で、厚生年金保険の適用事業所ではなかったと述べており、当該事業主の申立期間に係る厚生年金保険被保険者記録は無く、国民年金の被保険者期間になっている。

また、オンライン記録によると、当該事業所は厚生年金保険の適用事業所として確認できないほか、管轄法務局に当該事業所の法人登記簿は無く、商工会議所などに会員記録が確認できない。

- 5 申立人が所持している年金手帳には、はじめて被保険者となった日として昭和 41 年 11 月 1 日の記載があり、申立人に係る厚生年金保険記号番号払出簿の記載とも一致している上、すべての申立期間に係る申立人の雇用保険の記録が確認できない。

このほか、申立人のすべての申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 6 これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、すべての申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 4 月 1 日から 42 年 3 月 20 日まで
私は、申立期間当時は、A地にあった株式会社B（本店はC地）D店に勤務し、Eなどの仕事をしていた。
出産のため退職し、同社で昭和 42 年 3 月 20 日に厚生年金保険の資格を喪失したが、社会保険庁（当時）の記録では 45 年 4 月 28 日に同社に勤務した期間の厚生年金保険を一時金で受け取ったことになっていた。
受給した記憶が全く無いので納得できない。

第3 委員会の判断の理由

株式会社Bに係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿における申立人の欄には、脱退手当金を支給したことを示す「脱」の表示と処理番号が記載されていることが確認できる上、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、一連の事務処理に不自然さは見当たらない。

また、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日から約3年後の昭和 45 年 4 月 28 日に脱退手当金が支給決定されたことになっているところ、厚生年金保険記号番号払出簿の申立人の氏名は、45 年 3 月 5 日に旧姓から新姓に氏名変更されていることが確認できることから、脱退手当金の請求に併せて氏名変更が行われたと考えるのが自然である。

さらに、申立人は、当該事業所で資格を喪失した後、11 年後の昭和 53 年 4 月になって初めて国民年金に任意加入しており、申立期間当時、脱退手当金を受給しないで、将来の年金受給に繋げる意思があつたとは考え難い。

加えて、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

埼玉厚生年金 事案 4351 (事案 1426 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 22 年 10 月 22 日から 24 年 3 月 15 日まで

A株式会社には、B株式会社を昭和 22 年 10 月に退職後、すぐに友人の紹介で入社しており、同社に在職中は厚生年金保険に継続して加入していたと思われるので、第三者委員会に申立期間の被保険者記録の訂正を申し立てたが、申立ての事実を確認することができないとの理由で申立ては認められなかった。

しかし、新たな資料等は何も無いが、前回の申立ての際にも第三者委員会に提出している当該事業所の勤続表彰状からも申立期間に勤務していたことは明らかなので、再度調査して被保険者期間として認めてほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、申立人が提出したA株式会社からのものとしている昭和 28 年 6 月 27 日付けの申立人の(5年)勤続表彰状から、期間は特定できないものの、申立人が申立期間に同社に勤務したことが推認できるが、同社は申立人の申立てどおりの厚生年金保険の資格取得、資格喪失届出、保険料の納付等については不明であるとしていること、申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳及び申立事業所のものであると認められる健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人の厚生年金保険の資格取得日はいずれも 24 年 3 月 15 日であることが確認できること、同時期に申立事業所に勤務していたと思われる複数の同僚は、申立事業所での在籍を供述しているが、その時期、期間等は不明としており、申立内

容の確認ができないことなどから、既に当委員会の決定に基づく平成 21 年 8 月 24 日付けで年金記録の訂正は必要ではないとする通知が行われている。

申立人は、今回の再申立てに当たり、申立事業所の勤続表彰状があるので申立期間に勤務していたことは明らかであり、上記通知に納得がいかないとして再調査を希望したものである。

しかし、申立人から新たな資料の提示が無い上、当委員会において再度確認したところ、当該事業所の昭和 28 年 7 月当時の就業規則において、「会社は就職を希望する者に対して必要に応じて選考を行い、1 年以内の契約期間を定め、臨時員として採用する。」と規定されていることから、当該事業所においては、すべての従業員を入社と同時に厚生年金保険に加入させる取扱いではなかったことがうかがわれる。

このほかに当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情も見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 35 年 10 月 1 日から 39 年 5 月 1 日まで
厚生年金保険の加入記録を年金事務所に確認したところ、昭和 35 年 10 月 1 日から 39 年 4 月 30 日まで A 株式会社に勤務していた期間の被保険者記録が無く、この期間は、脱退手当金を受給したことになっているとのことであるが、脱退手当金については請求したことも、受け取った覚えも無いので、申立期間の被保険者記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間に勤務していた A 株式会社に係る事業所別被保険者名簿の申立人の欄には、脱退手当金が支給されたことを示す「脱」表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は支給額に誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 5 か月後の昭和 39 年 10 月 7 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

また、申立人の厚生年金保険被保険者記号番号は、申立期間と申立期間後の被保険者期間では別番号で管理されており、脱退手当金を受給したために番号が異なっているものと考えるのが自然である。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者であったと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 29 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 51 年 12 月 29 日から 52 年 1 月 1 日まで
有限会社A（現在は、株式会社B）に、昭和 51 年 5 月 15 日に入社し、同年 12 月 29 日に退社するまで継続して勤務していたが、年金記録の月数が 7 か月となっている。給与支払明細書で分かるとおり厚生年金保険料は 8 か月控除されているので、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

有限会社Aに係る申立人の雇用保険被保険者記録から、申立人は、昭和 51 年 12 月 28 日に同社を離職したことが確認できる。

また、当該雇用保険記録から、申立人は事業主により離職日が昭和 51 年 12 月 28 日の離職票を交付され、失業保険の給付を受けていることが確認できることから、申立人は、申立期間に係る離職日を認めていたことがうかがえる。

さらに、株式会社Bの事業主は、「当時から雇用関係が終了した日の翌日をもって退職日として社会保険関係の手続をしている。」と供述している上、申立人も「12 月分の給与を毎月の支給日である 28 日に受け取った後、その日に退職した。」と供述している。

加えて、有限会社Aに係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、申立人の同社における厚生年金保険被保険者資格の喪失日は、昭和 51 年 12 月 29 日となっており、申立人に係る雇用保険被保険者記録の離職日及び前述の申立人の供述内容とも一致していることが確認できる。

一方、厚生年金保険法では、第 19 条において「被保険者期間を計算する場合には、月によるものとし、被保険者の資格を取得した月からその資格を喪失した月の前月までをこれに算入する。」とされており、また、同

法第 14 条においては、資格喪失の時期は、「その事業所に使用されなくなった日の翌日」とされていることから、申立人の資格喪失日は、昭和 51 年 12 月 29 日であり、申立人の主張する同年 12 月は、仮に事業主により同月の厚生年金保険料が控除されていたとしても、厚生年金保険の被保険者期間とはならない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間において厚生年金保険の被保険者であったと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 42 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 10 年 1 月 31 日から同年 2 月 1 日まで
株式会社 A における厚生年金保険被保険者資格喪失日の記録が平成 10 年 1 月 31 日になっているが、実際に勤務した期間と相違しており、厚生年金保険料も同年 1 月分まで控除されていたので、同年 2 月 1 日に記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

株式会社 A に係る申立人の雇用保険被保険者記録により、申立人は、平成 10 年 1 月 30 日に同社を離職したことが確認できる。

また、株式会社 A の事業主は、「当時から雇用関係が終了した日を退職日として社会保険関係の手続をしている。厚生年金保険被保険者資格喪失届出及び保険料の納付については、代表取締役の交代で、組織を一新したため、当時の事情について分かる者がいない。当時契約していた社労士が亡くなり事務所が廃業となったため、関係資料が残っていない。」と供述しており、申立人が、申立内容で厚生年金保険料を平成 10 年 1 月分まで控除されていたと主張する根拠資料が残っていない。

さらに、申立期間に係るオンライン記録における申立人の厚生年金保険被保険者資格の喪失日は、平成 10 年 1 月 31 日となっており、申立人に係る雇用保険被保険者記録の離職日と一致していることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 45 年 2 月ころから同年 12 月 1 日まで
② 昭和 46 年 2 月 25 日から同年 5 月ころまで

被保険者記録照会回答票によると、有限会社Aでの被保険者記録は昭和 45 年 12 月 1 日から 46 年 2 月 25 日までの 2 か月間となっているが、夏の暑い時期も冬の寒い時期も勤務した覚えがある。入社時期ははっきり覚えていないが、前に勤務していた事業所の退職から約 1 か月後に入社し、1 年 4 か月間くらい勤務したと思うので、申立期間を被保険者期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

有限会社Aに申立期間ころ勤務していた同僚及び社会保険事務や給与を担当していた元事業主の妻が、申立人が勤務していたのは1年から1年数か月くらいまでの期間であったと供述していることから、期間の特定はできないものの、申立人が申立期間ころ同社に勤務していたことは推認できる。

しかし、当該事業所は平成 15 年 5 月に解散し、20 年 4 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、元事業主は、「当時 3 か月間くらいの試用期間があったが社会保険の取扱いは覚えていない。申立人が勤務していたことは記憶しているが、保険料控除を確認できる賃金台帳等の資料は無く、詳細については不明である。」と回答している。

また、有限会社Aの元事業主の妻は、「当時、短期間で辞める者が多かったが、短い者でも 8 か月から 1 年間くらいまでは勤務しており、2 か月くらいで辞めた者はいなかった。」と供述しているところ、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票により、申立期間ころ、被保険者

期間が4か月である者が二人、3か月である者が4人、1か月である者が3人確認できる上、健康保険厚生年金保険被保険者原票の資格取得の進達記録により一定期間に入社した者をまとめて厚生年金保険に加入させる取扱いをしていたことが認められることから、申立期間当時、当該事業所では、入社後すぐに厚生年金保険の加入手続を行っていなかったものと推認できる。

さらに、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による給与からの控除については、申立人に明確な記憶が無く、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない上、申立人の当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票を確認しても資格取得日及び資格喪失日はオンライン記録と一致しており、訂正等の痕跡も認められない。

加えて、有限会社Aに係る申立期間の健康保険厚生年金保険被保険者原票において、健康保険証の番号は連番となっており欠番は無く、申立人の氏名は見当たらない上、当該事業所での雇用保険被保険者としての記録も見当たらない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 35 年 4 月ころから同年 9 月ころまで
② 昭和 42 年 1 月ころから 44 年 10 月ころまで
③ 昭和 42 年 1 月ころから 44 年 10 月ころまで
④ 昭和 52 年 4 月ころから 53 年 3 月ころまで
⑤ 昭和 53 年 4 月 1 日から 54 年 4 月 5 日まで

申立期間①について、大学を卒業した昭和 35 年 4 月に新聞広告を見て応募し、A地にあった株式会社Bに採用され、同年 9 月までの 6 か月間勤務した。申立期間②について、その後、42 年 1 月ころから 44 年 10 月ころまでは、同じく新聞広告で応募しA地にあったC株式会社に採用され、D職として勤務していたと記憶している。申立期間③については、勤務していた期間ははっきりと記憶に無いが、C株式会社とほぼ同じ 42 年 1 月ころから 44 年 10 月ころにかけて、E区にあったF株式会社に勤務していた。C株式会社とどちらの会社が先に勤めていたのか前後の記憶は曖昧であり、期間は特定できないが、どちらの会社も 2、3 年勤務していたと記憶している。申立期間④について、52 年 4 月ころから 53 年 3 月ころまでの期間にG地にあったH株式会社に勤務し、Iの販売をしていた。申立期間⑤について、53 年 4 月 1 日から 54 年 4 月 5 日までの 12 か月間、J区にあるK株式会社に勤務していた。社会保険庁（当時）に照会したところ、申立期間①から⑤までのいずれの期間においても厚生年金保険の加入記録が無いとの回答を受けたが、間違いなく勤務していたので、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人は、A地にあった株式会社Bに勤務して

いた旨申し立てしているところ、申立期間①当時に厚生年金保険の資格を取得した同僚の一人は「申立人が記憶している仕事内容と営業部の業務内容とが一致する。」と供述していることから、期間の特定はできないものの、申立人が同社に勤務していたことがわかる。

しかしながら、現事業主は、「当時、社員の厚生年金保険の加入に当たっては、入社後3か月から6か月間の試用期間があり、事業主が認めた従業員だけが厚生年金保険に加入できたと思われる。」と供述している上、申立期間①に厚生年金保険の資格を取得している複数の同僚は、本人の供述する入社日と健康保険厚生年金保険被保険者名簿の資格取得日には差異があり、いずれの同僚も本人の供述する入社日より、同名簿の記録が1か月から2か月遅いことが確認できる。

また、事業所が保管する社員の入退社日、社会保険の資格取得日及び喪失日等の記録が確認できる社員名簿では申立期間①において申立人の氏名は無く、当該名簿と株式会社Bに係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の内容は一致しており、健康保険番号の重複及び欠番も無い。

さらに、申立期間①に厚生年金保険の資格を取得した同僚は15人いるが、照会可能な8人のうち、回答があった5人はいずれも、「申立人については記憶に無い。」と供述している。

2 申立期間②について、申立人は、A地にあったC株式会社に勤務していた旨申し立てしているところ、申立期間②当時の複数の同僚の供述から、期間の特定はできないものの、申立人が同社にD職として勤務していたことが推認できる。

しかし、同事業所が厚生年金保険の適用事業所となったのは、昭和43年7月1日であり、申立期間②のうち、42年1月から43年7月1日までの18か月間は適用事業所ではない期間であることが確認できる上、同年同日の新規適用時に被保険者記録がある同僚が10人いるところ、連絡が取れた5人のうち一人は、自らの入社日を43年7月1日の新規適用時からと記憶しているものの、ほかの複数の同僚は、入社日がいつなのか記憶は曖昧であり、「新規適用前から勤務し、保険料を控除されていたかどうかは不明。」と供述している上、申立人は、「給与から厚生年金保険料を控除されていたかについては記憶に無い。」と供述している。

また、当該事業所の事業主とは連絡が取れない上、当時の直属の上司であった社長も他界しており、事業主から申立人の申立期間②に係る厚生年金保険の届出及び保険料の納付等当時の厚生年金保険の適用状況について確認することができない。

さらに、C株式会社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立

期間②において、申立人の氏名は見当たらない上、健康保険番号の重複及び欠番は無い。

- 3 申立期間③について、申立人は、E区内にあったF株式会社に勤務していた旨申し立てているが、同社は、オンライン記録及び事業所検索簿において同区内に厚生年金保険の適用事業所としての記録が無い上、L法務局M出張所では、「法人としての商業登記が見当たらない。」と回答している。

また、申立人が記憶している「F株式会社へはN線で通勤していた。会社はO街道に面して建っていた。」との条件を満たす該当地域の範囲を拡大し、L法務局P出張所に照会したところ、現在商業登記されている法人に該当はないものの、閉鎖された法人の目録の中に、昭和41年4月*日設立、44年6月*日に廃止された「F」の社名が記載されていることが確認できたが、同社の所在地を含め詳細は記録されていないため申立事業所に該当するかどうかは確認できない上、オンライン記録及び事業所検索簿において該当地域に厚生年金保険の適用事業所としての同社の記録は無い。

さらに、申立人は、事業主の氏名を記憶しておらず、従業員でQ部に所属していた唯一姓のみを記憶しているR氏についても、オンライン記録において特定することができず、照会することができない。

- 4 申立期間④について、申立人は、G地にあったH株式会社にIの営業職として勤務していたと申し立てているところ、同僚の名前を記憶していないため申立期間④前後に資格を取得した25人のうち照会可能な11人に照会し、7人から回答があったが、申立人を記憶している同僚は一人もいないものの、当時の上司の立場である元営業所長は「申立人が記憶している仕事内容とS部門の業務内容とが一致する。」と供述していることから、期間の特定はできないものの、申立人が同社に勤務していたことがうかがわれる。

しかしながら、事業主は、「入社してから一定の試用期間経過後に正社員となり、社会保険への加入は正社員となってからだった。」と供述している上、元営業所長は「約20人前後の会社だったが、当時は会社の営業成績も順調であり営業職の社員はたくさん採用したが、すぐに辞めてしまう人も多く、そのため一定の試用期間を設けていた。1年以上勤務した社員の顔と名前はすべて記憶しているが、申立人については記憶にない。」と供述している。

また、事業主は、当時の社会保険の関連資料等が保管されていないため、厚生年金保険の届出及び納付については不明としており、申立人の

申立期間④に係る保険料控除の事実を確認できる関連資料及び周辺事情を得ることができない。

さらに、H株式会社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立期間④において、申立人の氏名は見当たらない上、健康保険番号の重複及び欠番も無い。

なお、オンライン記録によると、申立人の申立期間④の一部である昭和53年2月1日から同年3月30日までの期間は、ほかの事業所での厚生年金保険被保険者期間としての記録を確認できる。

- 5 申立期間⑤について、申立人は、J区にあったK株式会社に営業職として勤務していたと申し立てしているところ、同僚の一人は「申立人が営業職として勤務していた。」と供述していることから、期間の特定はできないものの、申立人が当該事業所に勤務していたことが推認できる。

しかしながら、同事業所が厚生年金保険の適用事業所となったのは、昭和53年11月1日であり、申立期間⑤のうち、同年4月1日から同年11月1日までの7か月間は適用事業所ではなかった期間であることが確認できる。

また、適用事業所になった昭和53年11月1日に同事業所で被保険者資格を取得した同僚15人のうち照会可能な5人に照会し、回答があった二人は「適用事業所になる前の保険料控除については不明。」と供述している上、申立人は、「当該期間の保険料控除については記憶に無い。」と供述しており、当該事業所が適用事業所になる前の申立人に係る当該期間の保険料控除の事実関係については確認ができない。

さらに、複数の同僚は、「入社日と厚生年金保険の加入時期にずれがあり、試用期間があったようだ。」と供述しており、健康保険厚生年金保険被保険者名簿における当該同僚の資格取得日は、入社日より8か月から9か月後であることが確認できる。

加えて、当該事業所の事業主とは連絡が取れない上、当時の経理担当者は他界しており、事業主から申立人の申立期間⑤に係る厚生年金保険の届出及び保険料の控除等当時の厚生年金保険の適用状況について確認することができない。

一方、オンライン記録によると、申立期間⑤のうち、昭和53年12月22日から54年3月31日までの期間は、T株式会社U所での被保険者期間が記録されているところ、申立人は、「その間は、T株式会社などのV関連の会社に勤務していた。」と供述している。

また、K株式会社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立期間⑤において、申立人の氏名は見当たらない上、健康保険番号の重複及び欠番は無い。

- 6 このほか、申立人のすべての申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 7 これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、すべての申立期間に係る厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 28 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 10 年 8 月 1 日から 12 年 7 月 31 日まで
有限会社Aにおける平成 10 年 8 月から 12 年 6 月までの厚生年金保険の標準報酬月額について、国（厚生労働省）側の記録では、それまで 59 万円だったものが 20 万円に引き下げられているが、申立期間当時の月給は 100 万円と記憶しているので、標準報酬月額の記録がおかしいので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録では、有限会社Aが厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった平成 12 年 7 月 31 日後の、同年 8 月 14 日付けで、申立人の標準報酬月額がさかのぼって、10 年 10 月 1 日の算定記録及び 11 年 1 月 1 日の月額変更記録が取り消され、10 年 8 月から同年 12 月までの期間は 59 万円から 20 万円に訂正され、11 年 1 月から 12 年 6 月までの期間は 36 万円から 20 万円に訂正されていることが確認できる。

しかしながら、法人登記簿謄本によると、申立人は、申立期間当時、有限会社Aの代表取締役であることが確認できる上、当時の同社の事務担当者は、「当時、会社は仕事が無くなってきていて、経営が大変苦しく、取引業者への支払が遅れていて、社会保険料の滞納があり、ある時、社会保険事務所（当時）に行った時に、職員から社会保険料の納付について厳しく言われた。」と供述している。

また、同じ事務担当者から、「社長の標準報酬月額の月額変更届を提出した記憶があるが、社会保険関係の責任者は社長であり、権限は社長にあったので、社長の許可をもらわないで、勝手に届出書の提出はできなかった。」との供述があることから、社会保険関係事務に関する決定権限は代

表取締役である申立人が有していたと認められ、当該標準報酬月額の減額訂正についても関与していなかったとは考え難い。

これらの事情を総合的に判断すると、会社の業務を執行する責任を負っている代表取締役である申立人は、会社の業務としてなされた当該行為については責任を負うべきであり、記録訂正の原因となった会社の行為がありながら、当該訂正処理が有効なものではないと主張することは信義則上許されず、申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額の記録に係る訂正を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年2月20日から6年10月31日まで
株式会社Aに勤務していた申立期間の標準報酬月額は、17万円から26万円となっているが、実際は全期間41万円なので訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人提出の株式会社Aからの給与振込額が記載された普通預金（兼お借入明細）の写しでは、申立期間に約34万円から約42万円の振込記録が確認できるが、申立人の当該期間に係るオンライン記録では、標準報酬月額は17万円から26万円と記録されている。

しかしながら、複数の同僚から自身の報酬月額とオンライン記録における標準報酬月額とは異なっているとの供述が得られるところ、申立期間当時の同僚のオンライン記録の標準報酬月額をみると、同僚の提出した給与明細書に記載の報酬月額よりおおむね4割以上少ない額で記録されていることが確認できるものの、一人の同僚の給与明細書に記載の保険料控除額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録における標準報酬月額とおおむね一致又は下回っており、ほかの同僚についても、給与明細書に記載の保険料控除額は報酬月額に沿ったものとはなっていないことが確認できる。

また、商業登記簿によると、株式会社Aは平成8年6月*日に解散し、申立期間当時の事業主も既に亡くなっており、申立内容について確認することができない上、申立人の保険料控除額について同僚から供述を得られない。

なお、オンライン記録では、申立てに係る標準報酬月額の社会保険事務所（当時）による不合理な訂正処理の形跡も無い。

このほか、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間においてその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①について、厚生年金保険被保険者であったことを認めることはできない。

また、申立人は、申立期間②について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 13 年 11 月 12 日から 14 年 4 月 1 日まで
② 平成 15 年 4 月 1 日から同年 11 月 14 日まで

A 株式会社に勤務していた申立期間①については、給与支給明細書では厚生年金保険料が控除されているのに厚生年金保険被保険者記録が無いので、被保険者として認めてほしい。

また、申立期間②については、A 株式会社において業務上負傷して休業中に知らぬ間に退職扱いになっているのはおかしいので、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人提出の給与支給明細書及びA株式会社提出の賃金台帳において、当該期間に係る申立人の厚生年金保険料が控除されていることが確認できる。

しかしながら、改正前の厚生年金保険法第 14 条では、「65 歳に達したとき」に厚生年金保険被保険者資格を喪失すると規定しているところ、オンライン記録によると、申立人が被保険者資格を喪失したのは、65 歳に達したとき（平成 13 年*月*日）である上、12 年 7 月 1 日に特別支給の老齢厚生年金の受給権が発生しており、高齢任意加入被保険者となることもできない。

また、申立人の同僚二人も、申立人と同様に 65 歳に達したときに被保険者資格をいったん喪失し、厚生年金保険法の改正によって、被保険

者資格喪失の時期が「70歳に達したとき」となった平成14年4月1日に再度被保険者資格を取得している。

これらのことから、申立人は、改正前の厚生年金保険法第14条に基づき厚生年金保険被保険者資格を喪失したものと考えられる。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間①について、厚生年金保険被保険者であったと認めることはできない。

2 申立期間②について、A株式会社では、申立人については、平成15年3月31日に雇用契約期間満了に伴う雇い止めをしたとしており、同社における申立人の雇用保険被保険者記録は同日までとなっている。

また、申立人は、申立期間②に係る厚生年金保険料を控除されていないとしており、A株式会社提出の賃金台帳においても当該期間の申立人の保険料控除の記載は無い上、同僚からも当該期間に係る保険料の事業主による控除について供述を得られない。

このほか、申立人の申立期間②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 27 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 53 年 12 月 1 日から 54 年 5 月 31 日まで
申立期間は、A株式会社から独立したB株式会社及び株式会社Cに継続して一般事務として勤務した。この期間の給与額及び社会保険料控除額はA株式会社と同一であり、昇給は無かった。
申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録では、B株式会社及び株式会社Cが厚生年金保険の適用事業所であったとの記録は無く、日本年金機構D事務センターでも、両事業所に該当する適用事業所は見当たらないとしている。

また、B株式会社及び株式会社Cは解散し、申立期間当時の事業主も既に他界している上、申立人は当時の同僚の氏名を覚えておらず、両事業所が厚生年金保険の適用事業所であったと確認できないことから、両事業所における同僚に照会することもできないなど、申立人の申立期間における厚生年金保険料が事業主により給与から控除されていたことを確認できない。

さらに、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 11 年 11 月ころから 12 年 4 月ころまで
平成 11 年 11 月ころから 12 年 4 月ころまで A 会に勤務していたが、厚生年金保険の加入記録が無い。調査の上、被保険者期間として追加してほしい。

第3 委員会の判断の理由

事業主の供述、申立人の所持する給料支払明細書及び雇用保険の記録から、申立人は、申立期間に A 会に勤務していたことが確認できる。

しかしながら、オンライン記録によると、A 会は、平成 13 年 6 月 20 日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間当時は適用事業所ではないことが確認できる。

また、申立人が所持している A 会における申立期間の給料支払明細書は、厚生年金保険料の欄が空欄となっており、申立期間当時に給与から厚生年金保険料が控除されていなかったことが確認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 29 年 3 月 1 日から同年 6 月 1 日まで

私は、昭和 29 年 3 月に中学校を卒業して同月に株式会社Aに入社したが、雑仕事ばかりであったため、同年 8 月 21 日に退職し、実家に戻った。しかし、私の当該事業所における厚生年金保険の被保険者記録は同年 6 月 1 日に加入したことになっている。間違いなく同年 3 月に入社しているので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

同僚の供述から、期間は特定できないものの、申立人は、昭和 29 年 6 月 1 日以前から株式会社Aに勤務していたことがうかがえる。

しかしながら、厚生年金保険被保険者記号番号払出簿によると、申立人の被保険者記号番号は昭和 29 年 6 月 8 日付けで、同年 6 月 1 日資格取得として払い出されており、申立人と同時に被保険者記号番号が払い出されている同僚は、採用されて 2 か月間から 3 か月間は見習期間であり、その後厚生年金保険に加入する旨、当該事業所から説明があったと供述している。

また、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所となった昭和 23 年 3 月 1 日から 29 年 6 月 1 日までに資格を取得している者の健康保険の番号は連番で欠番は無く、訂正された形跡も見当たらない。

さらに、申立期間当時の当該事業所の事業主の息子は、当該事業所は平成 8 年ころに倒産し、当時の事業主は既に死亡していると供述しており、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料も無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和23年から24年まで
② 昭和25年9月から26年4月15日まで
③ 昭和27年1月から同年12月まで
④ 昭和27年から30年まで
⑤ 昭和32年10月から34年11月まで

申立期間①については、A地のB校を中心に、C地、D地のE校に週単位又は日単位で応援勤務したが、この間の厚生年金保険被保険者記録が無い。

申立期間②については、昭和25年9月から26年6月1日までF店で勤務したにもかかわらず、申立期間の被保険者記録が無い。

申立期間③については、G施設で勤務したが、この間の厚生年金保険被保険者記録が無い。

申立期間④については、H店を中心に、I施設、J施設に週単位又は日単位で応援勤務したが、この間の厚生年金保険被保険者記録が無い。

申立期間⑤については、H店に勤務しながらK地にあったL店で勤務した。M店ではなくN店であったと記憶しているが、この間の厚生年金保険被保険者記録が無い。

以上の各期間において、O事務所を通じてP担当として勤務したので、これらの期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、B校に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、Q区及びR区の所在地の記載が確認できるが、同事業所が厚生年金保険の適用事業所となった日が昭和24年4月1日であること

が確認できる。

また、申立人は、同僚の氏名を記憶しておらず、B校に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の記録により、昭和24年4月1日に同事業所において厚生年金保険の被保険者資格を取得した者のうち連絡先が判明した者全7人に申立人について問い合わせたところ、全員から回答を得たが申立人を記憶している者はいなかった。

さらに、回答をした者のうち二人は、同事業所が厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和24年4月1日からであり、これより前の同事業所に係る勤務期間については、厚生年金保険の被保険者とされておらず、厚生年金保険料の控除も行われていないと供述している。

なお、申立人が申立期間①において事業主により保険料を給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無い。

このほか、申立人の申立期間①における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

2 申立期間②については、申立人は、F店において昭和25年9月から勤務したと主張している。

しかし、S局は、同局が保管するTカードでは申立人の同事業所における厚生年金保険加入日は昭和26年4月15日と記録されていると回答している上、申立期間②において、同事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に申立人の記録は見当たらず、かつ、健康保険番号に欠落も無いことから、申立人の申立期間②における厚生年金保険の加入を確認することはできなかった。

また、申立人は、同僚の氏名を記憶しておらず、F店に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の記録により、申立期間②に同事業所において被保険者であった者のうち、連絡先の判明した者全8人に申立人について問い合わせたところ、5人から回答を得たが申立人を記憶している者はいなかった。

さらに、回答した同僚のうち入職日を記憶している者について、健康保険厚生年金保険被保険者名簿における厚生年金保険の資格取得日を確認したところ、入職日と資格取得日がおおむね一致していることが確認できる。

加えて、申立人が申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料も無い。

このほか、申立人の申立期間②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

3 申立期間③については、申立人は、G施設において昭和27年1月か

ら同年12月まで勤務したと主張している。

しかし、申立期間③の同事業所に係る健康保険厚生年金保険適用事業所名簿において、同事業所が厚生年金保険の適用事業所ではなくなった日が昭和27年6月24日であることが確認できる上、同事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に申立人の記録は見当たらず、かつ、健康保険番号に欠落も無い。

また、申立人は、同僚の氏名を記憶しておらず、G施設に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の記録により、同事業所において被保険者であった者のうち、連絡先の判明した者全二人に申立人について問い合わせたところ、全員から回答を得たが申立人を記憶している者はいなかった。

さらに、申立人は、申立期間③において申立期間④と重複した期間の申立てを行っている。

加えて、申立人が申立期間③に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料も無い。

このほか、申立人の申立期間③における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

4 申立期間④については、申立人は、H店を中心に、I施設及びJ施設において昭和27年から30年まで勤務したと主張している。

しかし、申立人は、同一の期間において複数の事業所に係る申立てを行っているところ、これらの事業所における勤務は繁忙期における応援勤務であったと供述している。

また、I施設及びJ施設に係る健康保険厚生年金保険適用事業所名簿において、各事業所が厚生年金保険の適用事業所ではなくなった日は、I施設が昭和28年1月19日、J施設が27年8月であることが確認できる。

さらに、I施設及びJ施設に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に申立人の記録は見当たらず、かつ、健康保険番号に欠落も無い。

加えて、申立人は、同僚の氏名を記憶しておらず、I施設及びJ施設に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の記録により、申立期間④に各事業所において被保険者であった者のうち、連絡先の判明した者全5人に申立人について問い合わせたところ、3人から回答を得たが申立人を記憶している者はいなかった。

なお、申立人が申立期間④に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料も無い。

このほか、申立人の申立期間④における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

5 申立期間⑤については、申立人は、L店において昭和32年10月から34年11月まで勤務したと主張している。

しかし、健康保険厚生年金保険適用事業所名簿検索により、U地において当該名の適用事業所を確認することはできなかった。

一方、申立人が勤務したと主張する事業所名のうち「V」を手がかりに健康保険厚生年金保険適用事業所名簿の検索を行ったところ、同名簿の所在地欄に「W」と類似する文字が含まれている「X」の記載のある「Y店」という名称の事業所が確認できるが、当該事業所は、申立期間⑤より前の昭和30年5月1日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっていることが確認できる。

また、申立人は、当該事業所の勤務について、H店と同時期に勤務していた記憶があると供述しているところ、申立人の同事業所における厚生年金保険被保険者記録は、昭和27年12月16日から30年4月19日までであることが確認できる。

さらに、申立人が申立期間⑤に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料も無い。

このほか、申立人の申立期間⑤における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

6 これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、全申立期間に係る厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 41 年 4 月から 52 年 3 月まで

厚生年金保険の加入記録について照会したところ、申立期間について厚生年金保険に加入していた事実が無い旨の回答を社会保険事務所（当時）から受けた。株式会社Aには、中学校の紹介で就職し住み込みで働いた。結婚によりB市に移転後も仕事をしたので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

事業主及び同僚の供述により、申立人が、期間の特定はできないものの、申立期間当時、株式会社Aに勤務していたことがうかがわれる。

しかしながら、オンライン記録により、株式会社Aは、申立期間後の昭和 64 年 1 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所になっていることが確認できる。

また、事業主は、当時の資料は残っていないが、申立期間当時は、厚生年金保険は未加入だったと回答しており、オンライン記録により、事業主は、適用前は国民年金に加入し、保険料を納付していることが確認できる。

さらに、株式会社Aが適用事業所となった昭和 64 年 1 月 1 日に事業主を含む 3 人が被保険者資格を取得しているが、3 人のうち一人は、適用前は、保険料は控除されていなかったと供述している。

加えて、申立人が事業主により給与から申立期間に係る厚生年金保険料を控除されていたことを確認できる給与明細書、源泉徴収票等の資料も無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 38 年 6 月 23 日から同年 12 月 1 日まで
昭和 38 年 6 月 23 日に A 局（現在は、B 株式会社）に入社して同年 12 月 1 日まで C 施設や D 施設（E 施設）に勤務したが、この期間の厚生年金保険の加入記録が無い。調査の上、申立期間について厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

事業主（B 株式会社）の供述及び退職手当計算書から、申立人は、申立期間において A 局に勤務していたことが確認できる。

しかしながら、厚生年金保険適用事業所名簿によると、A 局は昭和 38 年 12 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間当時は適用事業所ではないことが確認できる。

また、同僚 10 人に照会したが、回答のあった 7 人中 5 人はいずれも「同社における厚生年金保険被保険者資格取得日は昭和 38 年 12 月 1 日である。」と回答しており、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、ほかの 3 人を含む当該同僚はいずれも同社における被保険者資格取得日は 38 年 12 月 1 日であることが確認できる。

さらに、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料が事業主により給与から控除されたことを確認できる給与明細書等の資料は無い上、申立人の申立てどおりの届出が事業主により社会保険事務所（当時）に対して行われたことが確認できる関連資料も無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和30年6月1日から35年7月11日まで

私は、昭和30年6月1日にA株式会社に入社し、35年7月11日に同社を退職した。社会保険庁（当時）の記録ではこの間の厚生年金保険料が35年11月7日に脱退手当金として支給されたこととなっているが、この脱退手当金を受給した覚えは無い。

A株式会社を退職するとき、「次の勤め先に出しなさい。」と言われて渡された名刺大の被保険者証を昭和37年に入社したB株式会社に提出し、その際もらった被保険者証を今も持っており、申立期間の被保険者資格は続いていると思うのでよく調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約4か月後の昭和35年11月7日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

また、申立人は、A株式会社の厚生年金保険被保険者証をB株式会社に提出し、その際、新たに同社でもらった厚生年金保険被保険者証を今も所持しているので申立期間の被保険者資格は続いていると思うと述べているが、厚生年金保険被保険者記号番号払出簿では、申立人が昭和37年2月1日に、B株式会社において新たに被保険者番号を取得していることが確認できる。

さらに、申立人が勤務していたA株式会社に係る健康保険・厚生年金保険被保険者名簿において、申立人の前後に記録されている加入時期が近い同僚45人について脱退手当金の支給記録を調査したところ、脱退手当金の

受給資格を有する24人のうち、申立人を含む20人に脱退手当金の支給記録があるとともに、そのうち19人は厚生年金保険被保険者の資格喪失後5か月以内に支給決定されていることが確認できる。

加えて、当時の社会保険事務の状況を知る事業主関係者は「当時は女子が退職する場合、事業所として脱退手当金の請求を行っていたと思う。」と述べているとともに、複数の同僚が「会社に脱退手当金の請求手続きをしてもらった。」と述べており、当時は通算年金制度創設前であったことを踏まえると、申立人についても事業主による代理請求がなされたものと考えられる。

このほか、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 28 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 56 年 3 月 17 日から同年 4 月 1 日まで
社会保険庁（当時）の記録では、A 株式会社（現在は、B 株式会社）の資格喪失日が昭和 56 年 3 月 17 日となっているが、実際は同年 3 月 31 日に退社している。この記録はおかしいと思うので、是非記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A 株式会社を昭和 56 年 3 月 31 日に退職し、厚生年金保険の資格を喪失したとしているところ、雇用保険被保険者記録では、申立人は、同年 3 月 16 日で離職となっている。

また、A 株式会社の人事記録を管理している、C 有限会社から提出された A 株式会社の退職者名簿によると、申立人の退職日は雇用保険被保険者記録の離職日と同じ昭和 56 年 3 月 16 日となっていることが確認できる上、当時の同僚は、「申立人がいつ退職したかについては詳しくは分からない。」としており、申立人が同年 3 月 31 日まで在職していたことが確認できない。

さらに、C 有限会社によると、A 株式会社の退職者の辞令発令日は、当時の雇用慣行や給与規定で原則として毎月 1 日付けのほか 16 日付けもあったとしている。

加えて、申立人は、給与から申立期間に係る厚生年金保険料が控除されていたことを示す給与明細書等を所持していない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確

認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 37 年 1 月 10 日から同年 10 月 1 日まで
年金記録を確認したところ、A株式会社B支店から同社C出張所に異動した際に、標準報酬月額が下がっており、これは当時の担当者が、誤って諸手当を含まない給与額を報酬額として社会保険事務所（当時）に届け出たためであると考えられるが、当時、受領していた給与額が下がったことは無かったので、受領していた給与額に見合った標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A株式会社B支店及びA株式会社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の記録により、申立人の標準報酬月額は、昭和37年1月の同社B支店から同社C出張所への異動による資格取得決定時に、1万8,000円から1万6,000円に1等級下がっていることが確認できる。

しかしながら、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において確認できる同僚について、A株式会社のほかの事業所から同社C出張所への異動による資格取得決定時に、申立人と同様に標準報酬月額が下がっている同僚が複数いることが確認できるところ、当該同僚からは自身の標準報酬月額が不適切であるとの供述は得られなかった。

また、事業主から提出のあった申立人に係る「社会保険台帳」に記録されている標準報酬月額と健康保険厚生年金保険被保険者名簿の記録は一致していることが確認できる。

さらに、事業主は、「申立期間については、残存していた社会保険台帳に記載のとおり、標準報酬月額1万6,000円で社会保険事務所に届け出て

いたものとする。」と回答している。

なお、健康保険厚生年金保険被保険者名簿に標準報酬月額がさかのぼって訂正された形跡は認められず、ほかに不自然な点も見当たらない。

加えて、申立人が事業主により給与からその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 28 年 12 月 26 日から 29 年 7 月 1 日まで
昭和 28 年 9 月ころに A 株式会社（現在は、B 株式会社）C 工場に入社し、29 年 6 月ころまで勤務していた記憶がある。年金事務所の記録では、28 年 12 月 26 日に同社における厚生年金保険の被保険者資格を喪失したことになっているが、同社に勤務している間に、社員旅行に行ったことや賞与を支給されたことのほかに、高校卒の新入社員を指導した後で退職したことなどを記憶しており、同社における被保険者期間は 3 か月ではないと思うので、調査と記録の訂正をしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

事業主から提出された「退職者氏名控」には、申立人の「喪失日」欄に「28.12.26」の記載があり、申立人が、昭和 28 年 12 月 26 日付けで、A 株式会社 C 工場において、厚生年金保険の被保険者資格を喪失したことが認められる。

また、A 株式会社 C 工場に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿及び厚生年金保険被保険者台帳により、申立人が同工場において、昭和 28 年 9 月 15 日に厚生年金保険の被保険者資格を取得し、同年 12 月 26 日に被保険者資格を喪失していることが確認でき、これらの記録は、オンライン記録と一致している。

さらに、申立人は、自身の雇用形態について、季節労働の契約社員だったと供述している上、A 株式会社 C 工場に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、申立人と同様に昭和 28 年 12 月 26 日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失している者は、いずれも同工場における被保険者期間が 2 か月と短期間であることが確認でき、オンライン記録により、これら

の者が、その後に同工場で被保険者資格を再取得していないことが確認できる。

加えて、事業主は、申立人の申立てどおりの届出を行っていたか、申立人の給与から申立期間に係る厚生年金保険料の控除を行っていたかについては、不明としているほか、回答を得ることができた同僚からも、申立人の勤務実態について供述を得ることができなかった。

なお、申立人が事業主により給与から申立期間に係る厚生年金保険料を控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 40 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 4 年 7 月 28 日から同年 8 月 1 日まで
年金の加入記録では、A株式会社の厚生年金保険被保険者資格喪失日が平成 4 年 7 月 28 日となっているが、同年 7 月 31 日まで勤務して退職しており、資格喪失日は同年 8 月 1 日のはずである。調査して訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A株式会社から提出された申立人が記載したと考えられる退職届の退職年月日欄には「平成 4 年 7 月 27 日付けを以って」の記述があり、申立人の雇用保険被保険者記録の当該事業所における離職日も同日となっている。

また、当該事業所から提出された健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書の資格喪失年月日は平成 4 年 7 月 28 日となっている。

さらに、申立人が申立期間において厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和41年11月11日から42年4月20日まで
② 昭和44年3月1日から同年4月1日まで

ねんきん特別便によると、A株式会社における厚生年金保険の被保険者資格取得日が、昭和42年4月20日となっており、申立期間①の厚生年金保険の被保険者期間が5か月間空白となっているが、41年11月11日にB株式会社から転籍し継続してA株式会社に勤務していた。

また、C株式会社における厚生年金保険の被保険者資格喪失日が、昭和44年3月1日となっており、申立期間②の厚生年金保険の被保険者期間が1か月間空白となっているが、同日からD株式会社に転籍した44年4月1日まで継続してC株式会社に勤務していた。

申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

- 1 申立期間①について、商業登記簿においてB株式会社及びA株式会社の事業主が同一であること、当該期間にB株式会社又はA株式会社における被保険者記録を有する同僚24人に照会したところ、13人から回答があり、うち7人が「両社は関連会社であり、人事異動があった。」と供述していること、及び回答があった13人のうち3人が「申立人が当該期間においてA株式会社に勤務していた。」と供述していることから、申立人が、当該期間においてA株式会社に継続して勤務していたことが推認できる。

しかし、適用事業所名簿には適用年月日の記載は無いものの、オンライン記録によると、A株式会社が厚生年金保険の適用事業所となったのは、申立人及び複数の同僚が被保険者の資格を取得した昭和42年4月20日であり、申立期間①は適用事業所となっていない。

また、A株式会社が厚生年金保険の適用事業所となった昭和42年4月

20日に、同社における被保険者資格を取得した同僚3人のうち二人は既に死亡しており、残る一人に照会したものの、同社が厚生年金保険の適用事業所となった同日より前から厚生年金保険料が給与から控除されていたか否かについて、「覚えていない。」と供述しており、申立期間①当時の厚生年金保険の取扱いについて確認することができなかった。

さらに、A株式会社は既に解散しており、事業主は、厚生年金保険の被保険者記録が未統合となっているため照会先を確認できず、申立人の申立期間①における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

- 2 申立期間②について、申立人と同じく昭和44年3月1日にC株式会社における被保険者資格を喪失した同僚25人に照会したところ15人から回答があり、うち6人が44年2月*日に同社が倒産し、同年4月*日にD株式会社が設立されたため、申立期間②は業務及び給与が無かった旨の供述をしている上、申立人からも同様の供述を得られた。

また、申立人の雇用保険の被保険者記録には、当該期間における被保険者記録が無い。

さらに、C株式会社は既に解散しており、事業主は、厚生年金保険の被保険者記録が未統合となっているため照会先を確認できず、申立人の申立期間②における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

- 3 このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 4 これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 32 年 11 月 1 日から 35 年 5 月 1 日まで
② 昭和 41 年 5 月 1 日から 43 年 7 月 10 日まで

A株式会社（現在は、株式会社B）に昭和 29 年 11 月 1 日に再就職し、35 年 5 月 1 日までC担当として勤務したが、社会保険庁（当時）の記録では、当該期間の厚生年金保険被保険者記録が無い。この間は保険料を控除されていたと思う。

また、昭和 41 年 5 月 1 日から平成 9 年 9 月 30 日までD株式会社で代表取締役として勤務したが、社会保険庁の記録では、昭和 41 年 5 月 1 日から 43 年 7 月 10 日までの被保険者記録が無い。

申立期間を厚生年金保険の被保険者期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、同僚 18 人に照会し 10 人から回答があり、そのうちの一人から、「期間は特定できないが、申立期間①のころ申立人は、A株式会社に勤務していた。」との供述が得られたものの、ほかの同僚は勤務についてはいずれも不明としている上、回答のあった同僚 10 人のいずれもが、厚生年金保険料が給与から控除されていたか否かについては不明としている。

また、株式会社Bは、「当時の人事記録等は無く、申立人の申立期間①に係る資格の取得喪失、保険料の控除及び納付については不明である。」と回答している。

さらに、申立期間①におけるA株式会社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿は、健康保険証番号が*番から*番までであるものの、当該番号は連番となっており欠番は無く、申立人の記録は見当たらない。

2 申立期間②について、申立人は、昭和 41 年 5 月 1 日から 43 年 7 月 10 日までD株式会社の厚生年金保険の被保険者であることを申し立てているが、商業登記簿によると、同社の設立は 41 年 5 月 * 日であることが確認でき、また、適用事業所名簿によると、厚生年金保険の適用事業所になったのは、43 年 7 月 10 日と記録されており、申立期間②は適用事業所でないことが確認できる。

また、申立人は、当該事業所の設立時からの事業主であり、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、申立人は、健康保険証番号 * 番で筆頭に記載されており、資格取得日は適用事業所となった昭和 43 年 7 月 10 日であることが確認できる。

3 このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる給与明細書等も無く、その他の関連資料及び周辺事情は見当たらない。

4 これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 19 年 10 月 1 日から 21 年 7 月 1 日まで
昭和 17 年 3 月から 22 年 5 月まで、A 院（現在は、B 院）に勤務した。
19 年 10 月までの期間は、厚生年金保険の適用期間でないという年金事務所の説明で理解したが、申立期間については、調査して被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A 院に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、申立期間の昭和 21 年 7 月 1 日に当該事業所で被保険者資格を取得した者のうち、連絡先の確認ができた同僚 5 人に照会し 3 人から回答が得られ、二人が申立人の名前を記憶していることから、申立人が当該事業所に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、申立人と同日に 21 人が被保険者資格を取得していることが確認できるところ、複数の同僚から「自分たちも申立人と同じく昭和 19 年 10 月から勤務していた。」との供述が得られる上、その中には申立人が申立期間当時の上司であったと供述する C 職長が含まれていることから、当該事業所がまとめて資格を取得させたことがうかがわれる。

また、申立期間について B 院は、当時の資料が保存されていないことから届出等については不明としているほか、同僚からも保険料控除について供述を得ることができず、申立人の申立期間当時の厚生年金保険の適用状況や保険料の控除について確認することができない。

さらに、申立人が申立期間において厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料も無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確

認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 62 年 9 月から 63 年 2 月まで

社会保険庁（当時）の記録によると、株式会社AでB担当として勤務していた申立期間が、厚生年金保険の被保険者ではないことになっている。

自分は、パート社員であったが、正社員と同様のフルタイムの勤務であったため、正社員と同様に厚生年金保険料が控除されていたと思うので、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録及び事業主の供述により、申立人は、申立期間において株式会社Aに勤務していたことが認められる。

一方、申立人は、時給制のパート社員として8時間労働のフルタイム勤務であったため、正社員と同様に厚生年金保険料が控除されていたと主張している。

しかしながら、事業主及び申立期間当時の社会保険業務担当者は、「パート社員の労働時間の上限は6時間であり、8時間労働の正社員と同じフルタイム勤務のパート社員は、存在しなかった。」としている上、「パート社員が健康保険及び厚生年金保険の加入を希望した場合、以後、正社員と同じ8時間の労働が可能で、かつ、入社から一定期間を経過した者のみ臨時社員に格上げした上で初めて加入させた。そのため、組織上、パート社員としての身分で健康保険及び厚生年金保険に加入している者は存在し得なかった。また、申立人のことは、短期間で退社した人として覚えている。」と供述している。

また、当該事業所に係るオンライン記録により、申立期間の前後に厚生

年金保険の被保険者資格を取得した者のうち、供述を得られた 18 人の同僚のすべてが、「自分は、入社時から退社時まで正社員であった。」としており、パート社員であったと供述する者はいない上、申立人も同僚の氏名を覚えていないため、申立人と同様の雇用身分であるパート社員であったと供述する者からは、給与からの厚生年金保険料の控除が行われた旨の供述を得ることができない。

なお、国民健康保険の記録により、申立人は、申立期間において、同保険の被保険者であることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 12 年 9 月から 16 年 3 月まで

私は、昭和 62 年 5 月から平成 21 年 11 月末まで株式会社Aに勤務していた。先日、ねんきん定期便が届き確認すると、標準報酬月額の金額が 12 年 9 月から 16 年 3 月までの期間がすべて 9 万 8,000 円と記録されていた。当時、会社の役員をしており、毎月 50 万円程度の給与を受けていたが、営業担当であり、標準報酬月額を下げる話は全く聞いていなかった。

早急に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が提出した給与明細書（一部期間については提出無し）により、申立人の申立期間に係る報酬月額及び厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額は、平成 12 年 9 月から 15 年 2 月までは 53 万円、同年 3 月から 16 年 3 月までは 47 万円であったと認められ、いずれもオンライン記録で確認できる標準報酬月額よりも高いことが確認できる。

しかしながら、申立期間に係る標準報酬月額は、オンライン記録により、平成 12 年 9 月の月額変更届により記録処理され、その後も通常の算定処理結果に基づき記録されていることが確認できることから、社会保険事務所（当時）が誤って記録したものとは考え難い上、申立期間当時、経理を担当していた同社の取締役は、「役員会において、経営悪化で社会保険料が払えないため、標準報酬月額を引き下げる説明をした。申立人は専務取締役であり、この話を知らなかったはずはない。」と供述しているとともに、申立人と同様、9 万 8,000 円と記録されている元監査役も、「年金の

記録がそのようになっているのは、申立人から聞いて知っていた。」と供述しているほか、照会に回答のあった従業員の一人も、「当時、申立人から標準報酬月額の減額について言われた。」と供述しており、申立人も、口頭意見陳述で、自身の報酬月額を 10 万円に引き下げる話は聞いていたと供述していることを踏まえると、専務取締役であった申立人は、当該標準報酬月額の減額について承知していたものと認められる。

また、平成 16 年 4 月から同社の従業員は、全員が年金は厚生年金保険から国民年金に、健康保険は政府管掌健康保険から国民健康保険に移行しているが、申立人は国民年金には変更したものの、健康保険は政府管掌健康保険の任意継続になっている。政府管掌健康保険の任意継続は保険料が全額自己負担となるものの、退職直前の標準報酬月額が保険料の算定基礎となるため、標準報酬月額が 9 万 8,000 円とされていた申立人の場合は、国民健康保険に加入するより保険料が低額になる。

さらに、申立人は、政府管掌健康保険の任意継続期間が終了した平成 18 年 4 月からは、再び株式会社 A において政府管掌健康保険に加入しているが、この際、事業所側から「保険料は全額自己負担であれば加入させる。」との話があり、申立人もこれを了解して加入したとしている。この行動は、当該時期の申立人の役員報酬が、その提出した源泉徴収票から、月額 48 万 5,000 円であることが確認できることから、記録されている標準報酬月額は申立期間と同額の 9 万 8,000 円となっていることから、政府管掌健康保険の任意継続期間終了後に国民健康保険に加入するよりも、再度政府管掌健康保険に加入した方が保険料額が低額になることによると考えられる。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）第 1 条第 1 項ただし書では、特例対象者（申立人）が、当該事業主が厚生年金保険の保険料納付義務を履行していないことを知り、又は知り得る状態であったと認められる場合については、記録訂正の対象とすることはできない旨が規定されている。

これらのことから、申立人は、上記のとおり特例法第 1 条第 1 項ただし書に規定される「保険料納付義務を履行していないことを知り、又は知り得る状態であったと認められる場合」に該当すると認められることから、申立期間について、同法に基づく記録訂正の対象とすることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和53年6月24日から54年9月1日まで
② 昭和54年11月20日から59年1月17日まで

申立期間①は株式会社A（現在は、B株式会社）に、申立期間②は株式会社Cに勤務していたが、厚生年金保険加入記録が無い。当該期間に給与から厚生年金保険料が控除されていたので、被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

- 1 申立期間①について、申立人は、株式会社Aに勤務し、給与から厚生年金保険料が控除されていたと主張しているが、照会した同僚3人のうち一人は、「申立人は、D株式会社に1年余り勤務した後、昭和53年6月*日に同社のE部門として新たに設立された株式会社Aに転籍したが、1か月ほどで退職し、別の会社へ転職した。」と供述しているほか、ほかの同僚二人からは、申立人が申立期間①において、事業主により給与から厚生年金保険料が控除されていたことをうかがわせる供述等は無かった。

また、株式会社Aに係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、申立人の資格取得日は昭和53年6月1日、資格喪失日は同年6月24日と記載されており、健康保険番号に欠番も無い。

さらに、雇用保険の被保険者記録によると、株式会社Aに係る申立人の資格取得日は昭和53年6月1日、離職日は同年6月23日と記録されており、オンライン記録と合致している。

加えて、株式会社Aの事業を承継したB株式会社に照会したが、申立期間当時の資料が無いため、確認ができないと回答している。

2 申立期間②について、申立人は、株式会社Cに勤務し、給与から厚生年金保険料が控除されていたと主張しているが、複数の同僚が、申立人は、申立期間②の前まで1年くらい勤務していたと記憶しており、かつ、自分は厚生年金保険に加入したのは入社してから数か月後の昭和54年9月1日からであり、加入するまでは保険料の控除が無かったと供述している。

また、株式会社Cの設立は、商業登記簿謄本によると、昭和53年7月*日であるが、健康保険厚生年金保険適用事業所名簿により、同社が厚生年金保険の適用事業所となったのは54年9月1日からであったことが確認できる。

さらに、株式会社Cに係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、申立人の資格取得日は昭和54年9月1日、資格喪失日は同年11月20日と記載されており、健康保険番号の欠番も無い。

加えて、上記複数の同僚のうちの一人は、申立人は、申立期間②において、株式会社Cと同業種の株式会社Fで仕事を手伝っていたと供述している。

なお、株式会社Fについても調査したが、同社は、設立が商業登記簿謄本によると昭和51年5月*日であるものの、厚生年金保険の適用事業所となったのは、健康保険厚生年金保険適用事業所名簿により、59年1月17日からであったことが確認でき、適用事業所となる前に被保険者資格を取得した者も同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において確認できない。

3 このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

4 これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 51 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 17 年 5 月 5 日から同年 12 月 1 日まで

私は、平成 16 年 4 月 1 日から同年 9 月 30 日までの期間及び申立期間の 2 回、A 院（事業主は、当時は B 自治体 C 部で、現在は B 自治体 D 部）の E 科に勤務したが、年金事務所に厚生年金保険の被保険者記録について照会すると申立期間の記録が無いと言われた。

同じ勤務先なのに申立期間の被保険者記録が無いのは納得できないので、調査して記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に A 院の E 科に勤務して厚生年金保険料を事業主により控除されていたと申し立てている。

しかし、事業主は、申立期間における申立人の勤務及び厚生年金保険料の給与からの控除について、夏休み期間中の E 科の人員補充を目的とした季節的業務であり、4 か月以内の雇用契約期間であることから厚生年金保険法第 12 条第 4 項に基づき、厚生年金保険加入の適用除外としたと回答しているところ、勤務先である A 院が提出した申立人に係る出勤簿では、申立人の勤務期間が平成 17 年 7 月 1 日から同年 10 月 31 日までとなっていることが確認できる上、同事業所が提出した賃金台帳により、事業主が申立人の給与から厚生年金保険料を控除していないことが確認できる。

また、申立人は、唯一記憶していた同僚（一人）のフルネームを覚えていなかったため、A 院に同僚照会するも回答を得られず、オンライン記録において平成 16 年 4 月 1 日から 17 年 12 月 1 日まで B 自治体 C 部に在籍していた同僚 24 人に照会したが、回答のあった 12 人は、いずれも勤務先が A 院ではなく、申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による申立人の

給与からの控除について確認することができなかった。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間について、厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 35 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 12 年 9 月から 14 年 6 月まで

「ねんきん定期便」で厚生年金保険の加入記録を確認したところ、有限会社Aで取締役を務めていた期間のうち、申立期間の標準報酬月額が給与額より大幅に低い額となっていた。当時、経理は事業主であった亡父が担当し、調理場担当であった自分は経理に一切関与していなかったため、標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人が取締役を務めていた有限会社Aは、平成 14 年 7 月 31 日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっているところ、申立人の申立期間に係る標準報酬月額が、同日後の同年 10 月 24 日に、41 万円から、12 年 9 月については 36 万円に、同年 10 月から 14 年 5 月までの期間については 9 万 8,000 円に、同年 6 月については 11 万円に減額訂正されていることが確認できる。

しかし、当該事業所の登記簿謄本及び本人の供述から、申立人は、申立期間当時、当該事業所の取締役であり、申立人とその父（代表取締役）及び母（監査役）以外、ほかに役員はいなかったことが確認できる。

また、申立人は、「当時、金融機関からの借入金の返済に苦慮していたが、経理は事業主であった亡父が担当していたため、社会保険料の滞納の有無や自分の標準報酬月額の減額訂正については知らなかった。」と供述しているものの、保険料の滞納があったことが当該事業所に係る滞納処分票で確認できる上、申立期間のほぼすべての期間において厚生年金保険の被保険者として記録されているのは申立人と従業員のみで、このう

ち申立人だけが減額訂正されていること、役員が身内だけの事業所であり、減額訂正処理が行われた当時は事業主が病気療養中で、借入金の返済には申立人もかかわったとしていることから、申立人が自らの標準報酬月額減額訂正に全く関与していなかったとは考え難い。

さらに、申立人は、当時の従業員や経理事務の委託先への照会を拒否しているため、当該減額訂正への申立人の関与の有無を含め、当時の状況について関係者からの供述が得られない。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人は、同社の取締役として、自らの標準報酬月額減額処理について関与しながら、その処理が有効なものではないと主張することは、信義則上許されず、申立人の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。